
監査委員公表

監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年3月30日

長崎県監査委員	濱	本	磨毅穂
	同	砺	山和仁
	同	浅	田ますみ
	同	ご	うまなみ

令和2年度 包括外部監査結果報告書
(報告に添えて提出する意見書)

テーマ

長崎県の補助金事務の執行について

長崎県包括外部監査人

濱口 純吾

目 次

I	包括外部監査の概要	1
第1	外部監査の種類	1
第2	テーマについて	1
1	選定した特定の事件	1
2	特定の事件として選定した理由	1
第3	監査の視点	1
1	合規性・適法性の視点	1
2	経済性・効率性・有効性（3E）の視点	1
第4	監査対象	2
1	監査対象とした補助事業	2
2	所管部局・課ごとの監査対象事業数	2
第5	監査手続	5
1	資料調査	5
2	所管課ヒアリング	9
第6	監査実施者	10
1	包括外部監査人	10
2	補助者	10
第7	利害関係の有無	10
II	包括外部監査の結果報告・総論	11
第1	指摘事項・意見の検出	11
1	報告の構成について	11
2	「指摘事項」及び「意見」の定義	11
3	指摘事項・意見の概要	11
	(0) 全庁的な問題点	12
	(1) 危機管理監	12

(2) 総務部	13
(3) 地域振興部	14
(4) 文化観光国際部	14
(5) 県民生活環境部	16
(6) 福祉保健部	17
(7) 福祉保健部こども政策局	19
(8) 産業労働部	19
(9) 水産部	20
(10) 農林部	20
(11) 土木部	22
(12) 議会事務局	23
(13) 教育委員会	23
(14) 警察本部	25
III 包括外部監査の結果報告・各論	26
第1 危機管理監	26
第2 総務部	33
第3 地域振興部	43
第4 文化観光国際部	52
第5 県民生活環境部	72
第6 福祉保健部	82
第7 福祉保健部こども政策局	99
第8 産業労働部	105
第9 水産部	109
第10 農林部	119
第11 土木部	142
第12 議会事務局	145
第13 教育委員会	146

第 14	警察本部	173
IV	包括外部監査の結果報告・全庁的な問題点	179
第 1	はじめに	179
第 2	全庁的な問題点	179
V	総括	191
第 1	令和 2 年度包括外部監査について	191
第 2	平成 30 年度からの包括外部監査を振り返って	191
	添付資料	192
1	長崎県版 補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いの見直し（案）	192

I 包括外部監査の概要

第1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 に基づく包括外部監査

第2 テーマについて

1 選定した特定の事件

「長崎県の補助金事務の執行について」

2 特定の事件として選定した理由

平成 30 年度の歳出決算における本県の補助金総額は 493 億 8,208 万 6,147 円（一般会計 493 億 7,800 万 340 円，特別会計 408 万 5,807 円）に及び、本県の財政に占める割合は小さくない。

補助金は、公益性の認められる事業や活動を促進するための財政的な支援であり、行政を補完し、政策目的を効率的に実現する手段として重要な機能を果たすことが期待される。

また、補助金の原資は県民の貴重な税金であることから、補助金事務は、行政に対するニーズや社会経済情勢の変化に応じて適切かつ効果的に執行される必要がある。

他方で、補助金は一旦創設されると、本来求められる公益性、公平性、有効性が十分に評価・検証されないまま継続され、長期化・固定化しがちであるとの指摘も多い。そのため、適時に補助金について検証を行い、より適切で効果的な制度に改善することが求められる。

以上のように重要な機能が期待されるとともに課題も有する補助金事務の執行について、外部の視点から評価・検証することは有益であると思料し、特定の事件として選定した。

第3 監査の視点

1 合規性・適法性の視点

行政は、法律による行政の原理に従って運営されなければならないが、法律や条例、その下にある規則、要綱等に従って適正に行われることが必要である。これらのことは当然、補助金事務においても妥当する。

よって、本監査においては、合規性・適法性の視点からの監査を行う。

2 経済性・効率性・有効性（3E）の視点

包括外部監査人は、当該地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査するとされている（地方自治法 252 条の 37 第 1 項）。また、監査をするにあたっては、当該地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、住

民の福祉の増進，最少の費用で最大の効果を挙げているか，組織・運営の合理化に努めているか，他の地方公共団体に協力を求めて規模の適正化を図っているか，という観点に特に留意すべきとされている（地方自治法 252 条の 37 第 2 項，同法 2 条 14 項，同条 15 項）。

そこで，本監査においては，これら経済性・効率性・有効性（3E）の視点を踏まえた監査も行う。

第 4 監査対象

1 監査対象とした補助事業

原則として令和元年度の補助事業を監査対象としているが，監査対象を絞り込む令和 2 年 5 月頃は，令和元年度の補助金調が未完成であったため，平成 30 年度の補助金調をもとに，次の絞り込み条件を設けて，監査対象とする補助事業 138 件を選び出した。

- ・令和元年度にも実施されている補助事業であること
- ・補助金額 500 万円以上（平成 30 年度実績。補助事業者が複数の場合は総額。）
- ・県単独事業であること（国庫支出金が含まれる場合，国が審査基準を定めるなどするため，長崎県の事務として監査する必要性が低いと考えた。）
- ・市町以外が補助事業者となっていること（市町に対する補助金については，公益性，公共性が認められやすいため，監査の必要性が低いと考えた。）
- ・補助事業を所管する部局から最低 1 件は選び出すこと（補助金額が少額であったとしても，所管部局につき 1 件は執行状況を確認する必要があると考えた。）

なお，上記はあくまでも監査対象を絞り込むためのものであり，必要に応じて，上記条件から外れる補助事業も監査対象としている。

2 所管部局・課ごとの監査対象事業数

	所管部局	所管課	監査対象事業数
1	危機管理監	消防保安室	2
2	総務部	学事振興課	8
		財政課	1
3	地域振興部	交通政策課	11
		新幹線対策課	1
4	文化観光国際部	文化振興課	1
		世界遺産課	1
		観光振興課	1

		国際観光振興室	1
		物産ブランド推進課	1
		国際課	3
		観光振興課及び 国際観光振興室	2
		スポーツ振興課	2
5	県民生活環境部	交通・地域安全課	1
		生活衛生課	1
		地域環境課	1
		自然環境課	1
6	福祉保健部	福祉保健課	3
		医療人材対策室	1
		医療政策課	1
		長寿社会課	4
		障害福祉課	3
7	福祉保健部こども政策局	こども未来課	2
		こども家庭課	1
8	産業労働部	産業政策課	2
		企業振興課	2
		新産業創造課	1
		経営支援課	1
		雇用労働政策課	2
9	水産部	漁業振興課	2
		漁業取締室	1
		水産経営課	11
10	農林部	農山村対策室	1
		農業経営課	3

		農地利活用推進室	3
		農産園芸課	4
		畜産課	11
		農村整備課	1
		林政課	1
11	土木部	港湾課	2
12	議会事務局	議会事務局	1
13	教育委員会	教育環境整備課	1
		学芸文化課	17
		体育保健課	14
14	警察本部	警察本部	3
合 計			138

第5 監査手続

実施した監査の流れは、以下のとおりである。

1 資料調査

主として、次のような資料調査を行った。

なお、資料調査の実施日は、各論において報告する。

(1) 交付申請に関する書類

交付申請時には、各補助事業に関し、長崎県補助金等交付規則4条及び5条、これを受けて策定されている各補助金の交付要綱や実施要綱に基づいて、①交付申請書、②事業計画書、③収支予算書やこれに類する書類、④工事の施行に係るものであるときは、実施設計書などの書類が補助事業者から提出されている。

長崎県補助金等交付規則

第4条（補助金等の交付の申請）

補助金等の交付の申請（契約の申込みを含む。以下同じ。）をしようとする者は、補助金等交付申請書（様式第1号。ただし、契約の申込みにあつては、これに準ずる書類）に次に掲げる書類を添えて、知事に対しその定める時期までに提出しなければならない。ただし、添付書類については、知事が必要がないと認めたときは、省略することができる。

- (1) 補助事業等の事業計画書
- (2) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代る書類
- (3) 補助事業等が工事の施行に係るものであるときは、その実施設計書
- (4) その他知事が必要と認める書類

第5条（補助金等の交付の決定）

知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。

【監査の視点】

交付申請に関する書類の調査においては、①交付申請書等の書類が適切な時期に提出されているか、②提出された書類等が上記規則4条及び5条の趣旨に適合した内容になっているか、③県は提出された書類等をもとに補助金交付の必要性・相当性、補助金額の妥当性を適切に審査しているかなどといった視点で監査を行った。

(2) 状況報告や事業計画変更承認申請等に関する書類

県は、補助事業者に対し、長崎県補助金等交付規則 11 条に基づき、状況報告を求めることができるようになっており、実施要綱等において状況報告の提出時期や方法を規定している補助事業がある。

また、補助事業者は、交付申請時に計画していた事業を変更する際には、実施要綱等に定める「軽微な変更」を除き、県に対し、事業計画変更承認を申請しなければならない。

長崎県補助金等交付規則

第 11 条 (状況報告等)

知事は、別に定めるところにより、補助事業者等に対し、補助事業等の遂行の状況について報告を求めることができる。

2 補助事業者等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事に報告してその承認又は指示を受けなければならない。

(1) 事業計画書、収支予算書その他第 4 条の規定により知事に提出した書類の内容を変更（別に定める軽微な変更を除く。）しようとするとき。

(2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

(3) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったとき。

【監査の視点】

状況報告や事業計画変更承認申請等に関する書類の調査においては、①実施要綱等において定められた時期や方法に則した状況報告が行われているか、②補助事業者から事業計画変更承認の申請が適切に行われているか、③県は、状況報告や事業計画変更承認申請が行われた際、補助事業の進捗状況や変更内容を十分に確認し、補助金の執行状況を適正に審査しているかなどといった視点で監査を行った。

(3) 実績報告に関する書類

補助事業が完了するなどしたときは、補助事業者は、長崎県補助金等交付規則 13 条及び 14 条に基づき、①事業実績報告書、②収支決算書等を提出しなければならず、県は、これらの書類を調査するなどして補助金額を確定することになる。

長崎県補助金等交付規則

第13条1項（実績報告）

補助事業者等は、補助事業等が完了したとき、又は第11条第2項第2号の規定による補助事業等の廃止の承認を受けたときは、別に定めるところにより、補助事業等実績報告書（様式第2号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、同様とする。

第14条（補助金等の額の確定）

知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

【監査の視点】

実績報告に関する書類の調査においては、①適切な時期に実績報告がなされているか、②提出された書類が上記規則13条及び14条の趣旨に適合する内容になっているか、③現地調査が適時に実施され、的確に報告されているか、④県は提出された書類等をもとに補助事業の成果が交付決定の内容に適合していることを適切に調査しているか、⑤確定した補助金額は妥当かなどといった視点で監査を行った。

（4）補助金等の交付事務に係るチェックリスト

県は、補助金等の交付事務の適正化を図るため、平成21年6月19日付「補助金等交付事務の適正化について（通知）」（21財第74号）において、全ての補助金交付事務に関し、次のようなチェックリスト（以下、チェック項目のみを抜粋している）を作成することとしている。

「補助金等交付事務の適正化について（通知）」（21財第74号）

1. 補助金等の交付事務に係るチェックリストの活用について

全庁共通のチェックリストを別紙のとおり定めるので、活用を図ること。

本チェックリストは、標準的な補助要件についてのみ記載しているため、各部局においては、必要に応じ各個別補助金の詳細なチェックリストを作成し部局ごとに調製する等、適切な対応を行うこと。

なお、全庁共通のチェックリスト及び各個別補助金の詳細なチェックリストは、支出負担行為に添付すること。

< 交付申請 >

チェック項目	内容
事業目的・内容	<ul style="list-style-type: none"> 事業目的・内容が補助対象として法令、予算、交付要綱等で定められたものに違反していないか。(※遵守すべき法令等のリストは別添のとおり)
事業実施主体	<ul style="list-style-type: none"> 交付要綱等記載の補助対象者に該当するか。
関係法令手続き	<ul style="list-style-type: none"> 交付要綱等に規定する関係法令による手続きが関係法令に定める適正な時期に行われているか。
実施主体意思決定	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業に係る事業実施団体の意思決定が適正に行われているか。
補助事業対象経費	<ul style="list-style-type: none"> 過大な経費や対象外となる経費等が計上されていないか。
事前着手①	<ul style="list-style-type: none"> 事業着手は交付申請前に行われていないか。 交付申請日： 年 月 日 事業着手(予定)日： 年 月 日
補助事業等の効果	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業等の目的を達成するため、補助事業等の事業計画、経費の配分等の妥当性、最小の経費で最大の効果があげられるよう検討されているか。

< 交付決定通知 >

チェック項目	内容
交付決定通知書	<ul style="list-style-type: none"> 交付規則及び要綱等の規定の適用がある旨を明らかにしているか。 国の間接補助金等に係る補助金等については、適正化法の適用を受けるものである旨を明らかにしているか。
事前着手②	<ul style="list-style-type: none"> 事業着手が交付決定前に行われていないか 交付決定日： 年 月 日 事業着手(予定)日： 年 月 日

< 実績報告・完了検査 >

チェック項目	内容
事業目的・内容	<ul style="list-style-type: none"> 事業目的・内容が補助対象として法令、予算、交付要綱等で定められたものに違反していないか。
関係法令手続き	<ul style="list-style-type: none"> 交付要綱等に規定する関係法令による手続きが関係法令に定める適正な時期に行われているか。

補助事業対象経費	・ 過大な経費や対象外となる経費等が計上されていないか。
事業着手③	・ 事業着手は交付決定前に行われていないか。 交付決定日： 年 月 日 事業着手日： 年 月 日
事業期間	・ 交付要綱等で定めた事業期間内に要した経費であるか。
物件の取得時期	・ 補助事業に係る物件は検収日をもって取得日とするので、納品後速やかに検収を行い、検収年月日が明確にされているか。
契約手続き（必要書類）	・ 施設・設備整備工事（備品購入を含む）においては、仕様書、見積書、発注書、契約書（または請書）、納品書、検収書、請求書、支払を証明する書類として保管しているか。
契約手続き（業者選定・見積（入札））	・ 施設・設備整備工事（備品購入を含む）に係る契約手続きにおいて、業者選定・見積（入札）は公正に行われているか。
契約手続き（一括下請）	・ 施設・設備整備工事（備品購入を含む）に係る契約において、一括下請が行われていないか。

チェック項目	内容
証拠書類の確認	・ 補助対象経費に係る証拠書類は備えられているか。
補助事業等の効果	・ 補助事業等の目的を達成するため、補助事業等の事業計画、経費の配分等の妥当性、最小の経費で最大の効果があげられるよう検討されているか。
現地調査の実施	・ 補助金等の不正受給の発生を防止するため、現地調査を実施したか。

【監査の視点】

資料調査に際しては、交付申請書類や実績報告書類等と上記チェックリストを照らし合わせるなどしながら、チェックリストが適切に記載されているか、補助金事務の実体を正確に反映し形骸化していないかなどといった視点で監査を行った。

2 所管課ヒアリング

資料調査によって検出された問題点や疑問点をもとに、所管課のヒアリングを行った。なお、ヒアリングの実施日については、各論において報告する。

第6 監査実施者

1 包括外部監査人

濱口純吾（弁護士）

2 補助者

有馬理（弁護士）

青野悠（弁護士）

鮎川愛（弁護士）

藤森弘行（弁護士）

第7 利害関係の有無

包括外部監査人，補助者いずれにおいても，包括外部監査の対象とした事件につき，地方自治法 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係は存在しない。

Ⅱ 包括外部監査の結果報告・総論

第1 指摘事項・意見の検出

1 報告の構成について

本監査で検出した指摘事項・意見を次の構成で報告する。

① 「指摘事項・意見の概要」

この総論において、全ての指摘事項・意見の概要を報告する。

② 「Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論」

所管部局ごとに、個別の指摘事項及び意見の詳細を報告する。

③ 「Ⅳ 包括外部監査の結果報告・全庁的な問題点」

各論で検出した問題点を踏まえ、全庁的に共通していると考えられる指摘事項・意見の詳細を報告する。

2 「指摘事項」及び「意見」の定義

本監査において報告する「指摘事項」及び「意見」の定義は、次のとおりである。

	定 義
指摘事項	合規性・適法性に問題があり、速やかに是正・改善を求めるもの
意見	合規性・適法性に問題があるとまでは言えないが、今後の事務処理の円滑化や合理化の観点等から是正・改善を行うことが望ましいと考えるもの

3 指摘事項・意見の概要

本監査での指摘事項及び意見の概要は、以下のとおりである。

(0) 全庁的な問題点

【指摘事項】

	概 要	頁
1	仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。	181
2	事業計画書や事業実績報告書等が、補助金交付の必要性・相当性を審査し、交付額確定の調査を行うためのものであるという趣旨や役割を有していることを再確認した上で、事業計画書や事業実績報告書等の適正化を図るべきである。	185

【意見】

	概 要	頁
1	「長崎県版 補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いの見直し（案）」（添付資料参照）を参考にするなどし、仕入税額控除の取扱事務の改善を検討してもらいたい。	183
2	補助金を概算払いするにあたっては、補助対象経費の性質や補助事業の実施時期、補助事業者の自主財源の規模などを踏まえ、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。また、長崎県補助金等交付規則が定める補助金等交付請求書（様式3）に、「事業実施状況報告」及び「概算払いを求める理由」を記載する欄を設けるよう、検討していただきたい。	186
3	現地調査は少なくとも3年に1度、定期的を実施するとともに、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを記録化することを検討してもらいたい。	187
4	補助事業の契約方法について具体的かつ厳格な指針を示すよう検討してもらいたい。	190

(1) 危機管理監

【指摘事項】

	概 要	頁
1	事業計画書及び事業報告書については、補助対象事業を特定し、団体全体の収支予算・収支決算だけでなく、補助対象事業に関する収支予算・収支決算を明らかにするよう指導すべきである。	27
2	仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。	29

3	仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。	30
4	補助事業者に対し、長崎県補助金等交付規則4条及び5条、並びに、同規則13条及び14条に適合する事業計画書や事業実績報告書等を提出するよう指導すべきである。	31

【意見】

	概要	頁
1	長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。	28
2	長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。	32

(2) 総務部

【指摘事項】

	概要	頁
1	補助事業者に対し、長崎県補助金等交付規則4条及び5条、並びに、同規則13条及び14条に適合する事業計画書や事業実績報告書等を提出するよう指導すべきである。	37
2	補助事業者に対し、長崎県補助金等交付規則4条及び5条、並びに、同規則13条及び14条に適合する事業計画書や事業実績報告書等を提出するよう指導すべきである。	40

【意見】

	概要	頁
1	補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。	35
2	補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。	37
3	補助事業者が消費税法60条4項の適用を受ける場合には、会計書類等(写し)の提出を受けるなどし、確認状況を書面にて記録化することが望ましい。	39
4	長崎県補助金等交付規則5条1項に則り、補助対象経費の必要性や金額の妥当性など、交付申請の内容を厳密に検討してもらいたい。	41

5	補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。	41
6	補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。	42

(3) 地域振興部

【指摘事項】

	概 要	頁
1	補助事業者に対し、事業計画書や事業実績報告書等には、交付決定の審査や交付額確定のための調査ができる程度に具体的な内容を記載するよう指導すべきである。	46
2	補助事業者に対し、事業計画書等に、交付決定の審査ができる程度に具体的な内容を記載するよう指導すべきである。	49

【意見】

	概 要	頁
1	本補助事業の目的を十分に実現する必要がある場合には、速やかに、補助要件の見直しを検討することが望ましい。	44
2	長崎県補助金等交付規則 16 条 2 項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。	48
3	長崎県補助金等交付規則 16 条 2 項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。	49
4	補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。	51

(4) 文化観光国際部

【指摘事項】

	概 要	頁
1	仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。	55
2	補助金チェックリストには事実即した記載を行い、現地調査を実施していない場合には、補助金チェックリストの現地調査欄にチェックを入れないようにすべきである。	60

3	補助事業者に対し、交付決定後の事業着手を徹底するよう求め、例外的に事前着手を要する場合は、事前着手の承認申請を行わせるなど指導すべきである。	64
4	長崎県補助金等交付規則 14 条の趣旨を再確認し、補助事業者に対し、収支予算書と収支精算書の費目を揃えるよう指導すべきである。	65
5	仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。	66
6	仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。	69
7	補助事業者に対して、収支予算書の費目の具体的内容を明らかにする事業費内訳書の提出を求めるべきである。	69

【意見】

	概 要	頁
1	事業費補助金として交付決定を受けた補助金については、団体運営費に充てることがないよう留意し、事業費補助金と運営費補助金の区別を明確化することを検討してもらいたい。	56
2	補助事業者に対する現地調査は、少なくとも3年に1度、定期的を実施するのが望ましく、また、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。	57
3	長崎県補助金等交付規則 16 条 2 項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。	58
4	本件工事のような継続事業で、当該年度に補助金の支出がない場合であっても、実施状況報告書、実績報告書には、工事出来形（進捗状況）を記載してもらうことが望ましい。	59
5	補助事業者に対する現地調査は、少なくとも3年に1度、定期的を実施するのが望ましく、また、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。	61
6	長崎県補助金等交付規則 16 条 2 項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。	62
7	事業実績報告の一部として、出店事業者名及び各出店事業者の売上の報告を受けることを検討してもらいたい。	62

8	長崎県補助金等交付規則 16 条 2 項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。	63
9	長崎県補助金等交付規則 16 条 2 項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。	65
10	補助事業者に対する現地調査については、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。	67
11	補助事業者に対する現地調査は、少なくとも 3 年に 1 度、定期的を実施するのが望ましく、また、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。	68
12	長崎県補助金等交付規則 16 条 2 項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。	68
13	補助事業者に対する現地調査は、少なくとも 3 年に 1 度、定期的を実施するのが望ましく、また、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。	70
14	長崎県補助金等交付規則 16 条 2 項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。	70
15	補助事業者に対する現地調査は、少なくとも 3 年に 1 度、定期的を実施するのが望ましく、また、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。	71

(5) 県民生活環境部

【指摘事項】

	概 要	頁
1	補助事業者に対し、収支予算書の作成にあたっては、事業の実施計画やそれに伴う支出の実体に即して作成するよう指導すべきであり、収支決算書の作成にあたっては、収支予算書で予定されている予算執行の適正性を検証できるように作成するよう指導すべきである。	74

2	長崎県補助金等交付規則 5 条に則り，補助対象経費の必要性や金額の妥当性など，交付申請の内容を厳密に審査すべきである。	75
3	本補助金の補助事業者である「大村湾をきれいにする会」に暴力団が関与する可能性がまったくないと評価できない以上，長崎県補助金等交付規則 5 条の 2 の規定に従い，本補助金も暴力団排除措置の対象とすべきである。	78
4	本補助金の補助事業者は，団体としての長崎県自然公園協議会及び一般財団法人自然公園なのであるから，実施要項別表の「補助金の交付を受けることができるもの」を長崎県自然公園協議会長及び一般財団法人自然公園財団雲仙支部所長と規定することは不適切である。 本補助金の交付先は，長崎県自然公園協議会及び一般財団法人自然公園財団という団体であることを明確にしたうえで，補助金の交付等の事務を執行すべきである。	79

【意見】

	概要	頁
1	長崎県補助金等交付規則 16 条 2 項の規定に従い，概算払いによる交付を求める補助事業者に対し，概算払いの必要性を示すよう求め，概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。	76
2	補助事業者が行う契約につき，一括契約を原則とすべきこと，支出予定総額に応じて競争性の高い契約方法を用いるべきことを指導してもらいたい。	77
3	補助事業者に対する現地調査は，少なくとも 3 年に 1 度，定期的実施するのが望ましく，また，補助事業の記録として，現地調査実施の有無，実施した場合は担当者，調査方法・内容，調査結果などを残しておくのが望ましい。	81

(6) 福祉保健部

【指摘事項】

	概要	頁
1	長崎県補助金等交付規則 5 条に則り，補助対象経費の必要性や金額の妥当性など，交付申請の内容を厳密に審査すべきである。	84
2	仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し，補助事業者に対し，かかる報告を求めるよう徹底すべきである。	86
3	仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し，補助事業者に対し，かかる報告を求めるよう徹底すべきである。	91

4	仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。	93
5	仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。	94

【意見】

	概 要	頁
1	長崎県補助金等交付規則 16 条 2 項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。	87
2	補助事業者に対する現地調査は、少なくとも 3 年に 1 度、定期的を実施するのが望ましく、また、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。	89
3	長崎県補助金等交付規則 16 条 2 項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。	90
4	補助事業者に対する現地調査は、少なくとも 3 年に 1 度、定期的を実施するのが望ましく、また、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。	90
5	長崎県補助金等交付規則 16 条 2 項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。	92
6	補助事業者に対する現地調査は、少なくとも 3 年に 1 度、定期的を実施するのが望ましく、また、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。	94
7	長崎県補助金等交付規則 16 条 2 項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。	95
8	長崎県補助金等交付規則 16 条 2 項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。	96

9	補助事業者に対する現地調査は、少なくとも3年に1度、定期的を実施するのが望ましく、また、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。県の出先機関等による調査確認がなされ、所管課による現地調査の必要まではないと言える場合でも、出先機関等による調査確認の方法・内容、結果とともに、それに基づき所管課が行った検証結果を補助事業の記録として残しておくことが望ましい。	97
10	長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。	98

(7) 福祉保健部こども政策局

【指摘事項】

	概要	頁
1	補助事業者に対し、事業計画書及び事業報告書等を提出させるにあたり、具体的に補助事業を特定させ、その特定事業の具体的な計画及び実施状況、並びに、補助金の支出計画及び執行状況が把握できる程度に記載するよう指導すべきである。	102
2	仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。	104

【意見】

	概要	頁
1	長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。	100

(8) 産業労働部

【指摘事項】

	概要	頁
1	補助金交付申請手続き以前であっても、補助対象候補者に利益（役務）を供与することがあり得る場合には、利益供与の可能性が生じた時点において、暴力団排除に係る誓約書を徴するなど、暴力団排除に向けた適切な措置を取っておくべきである。	106

【意見】

	概 要	頁
1	長崎県補助金等交付規則 5 条 1 項に則り，補助対象経費の必要性や金額の妥当性など，交付申請の内容を厳密に検討してもらいたい。	108

(9) 水産部

【指摘事項】

	概 要	頁
1	仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し，補助事業者に対し，かかる報告を求めるよう徹底すべきである。	112
2	仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し，補助事業者に対し，かかる報告を求めるよう徹底すべきである。	116
3	仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し，補助事業者に対し，かかる報告を求めるよう徹底すべきである。	117

【意見】

	概 要	頁
1	補助事業者が行う契約につき，支出予定総額に応じて競争性が確保できる契約方法を用い，それが難しい場合はそれに代わる方法を工夫するよう指導してもらいたい。	113
2	長崎県補助金等交付規則 16 条 2 項の規定に従い，概算払いによる交付を求める補助事業者に対し，概算払いの必要性を示すよう求め，概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。	114
3	補助事業者に対する現地調査は，少なくとも 3 年に 1 度，定期的を実施するのが望ましく，また，補助事業の記録として，現地調査実施の有無，実施した場合は担当者，調査方法・内容，調査結果などを残しておくのが望ましい。	115
4	補助事業者が行う契約につき，支出予定総額に応じて競争性が確保できる契約方法を用いるよう指導してもらいたい。	118

(10) 農林部

【指摘事項】

	概 要	頁
1	仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し，実績報告書の記載のみをもって報告を受けたものとはせず，消費税法 9 条 1 項に該当することの根拠資料の提出を求めるなどすべきである。	123

2	補助事業の効果の検証の重要性を再確認し、特に、複数年度にわたって継続的に補助金が交付されている事業においては、その効果の検証を行うべきである。	125
3	仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。	125
4	補助事業者に対し、事業実績報告書等には、交付額確定のための調査ができる程度に具体的な内容を記載するよう指導すべきである。	126
5	仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。	128
6	補助事業者に対し、事業計画書や事業実績報告書等には、交付決定の審査や交付額確定のための調査ができる程度に具体的な内容を記載するよう指導すべきである。	130
7	本補助金のように、補助事業者の運営費を補助する場合にも、当該補助事業者が行う事業について報告を受けるべきである。	132
8	補助金チェックリストには事実即した記載を行い、現地調査を実施しなかった場合には、補助金チェックリストの現地調査欄にチェックを入れないようにすべきである。	138

【意見】

	概要	頁
1	補助事業者に対しては、事業実施の見込みなどを十分に検討した上で、実情に基づいた交付申請を行うよう指導しておくことが望ましい。	124
2	長崎県補助金等交付規則 16 条 2 項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。	127
3	補助事業者に対する現地調査は、少なくとも 3 年に 1 度、定期的実施するのが望ましく、また、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。	131
4	補助事業者に対する現地調査は、少なくとも 3 年に 1 度、定期的実施するのが望ましく、また、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。また、法人監査で現地調査を兼ねると考えるのであれば、法人監査の報告書を補助事業の記録にも編綴するなどし、現地調査を実施したことの記録化を検討してもらいたい。	133

5	補助事業者に対する現地調査は、少なくとも3年に1度、定期的を実施するのが望ましく、また、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。また、法人監査で現地調査を兼ねると考えるのであれば、法人監査の報告書を補助事業の記録にも編綴するなどし、現地調査を実施したことの記録化を検討してもらいたい。	135
6	補助事業者に対する現地調査は、少なくとも3年に1度、定期的を実施するのが望ましく、また、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。	136
7	補助事業者に対する現地調査は、少なくとも3年に1度、定期的を実施するのが望ましく、また、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。	138
8	期末の飼養頭数が事業完了時の飼育頭数より下回った理由を報告させる趣旨を理解した上で、この理由書を、本補助事業の効果の検証に生かすことが望ましい。	138
9	本補助事業のように複数の事業を行うのであれば、収支予算書や収支精算書の支出の部には、少なくとも、事業ごとに振り分けた支出額を記載することを検討してもらいたい。	139
10	検査実施報告書には、実施した検査について、できる限り詳細に、検査担当者、検査方法・内容、結果などを残しておくことが望ましい。	140
11	長崎県獣医確保修学資金貸与事業実施要領には、貸与金の返還請求や返還免除に関し、補助事業者と県の協議を規定するよう検討してもらいたい。	141

(11) 土木部

【指摘事項】

	概 要	頁
1	なし	

【意見】

	概 要	頁
1	補助事業者に対し、県に準じた契約方法を順守するよう指導し、入札結果等を確認することが望ましい。	143

2	補助事業者に対する現地調査は、少なくとも3年に1度、定期的を実施するのが望ましく、また、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。	144
---	---	-----

(12) 議会事務局

【指摘事項】

	概 要	頁
1	なし	

【意見】

	概 要	頁
1	なし	

(13) 教育委員会

【指摘事項】

	概 要	頁
1	仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。	152
2	仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。	157
3	補助事業者に対し、長崎県補助金等交付規則4条及び5条、並びに、同規則13条及び14条に適合する事業計画書や事業実績報告書等を提出するよう指導すべきである。	159
4	補助事業者に対し、事業計画の変更については、その変更事由が判明した時点で速やかに承認申請するよう適切に指導すべきである。	159
5	仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。	162
6	仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。	166
7	仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。	168
8	收受印の日付の重要性や厳密に取り扱うべきことを再確認し、何らかの不備や誤りがあった場合には、安易に、修正テープ等による修正は行わず、簡易であっても顛末書を添付する等、收受印の日付の正確性を担保する措置を講ずべきである。	169

9	仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。	171
10	補助事業者に対し、長崎県補助金等交付規則4条及び5条、並びに、同規則13条及び14条に適合する事業計画書や事業実績報告書等を提出するよう指導すべきである。	171

【意見】

	概 要	頁
1	長崎県補助金等交付規則及び長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱に従い、交付申請書に添付すべき書類を適切に選別し、不要な書類が添付されている場合には返却をする等の対応が望ましい。また、国庫補助金申請に関する資料として保存する場合には、その趣旨が明らかになるような保存方法を検討してもらいたい。	153
2	法人の支店や施設長等が交付申請者となっている場合は、委任状や法人登記事項証明書等の提出を求め、交付申請者の代理権限を確認することが望ましい。	154
3	補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。	155
4	補助事業者が随意契約を行った場合には、契約方法の選択の理由や妥当性についての報告を求めることが望ましい。	155
5	長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。	160
6	補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。	161
7	長崎県中学校文化活動費補助金実施要綱5条については、「軽微な変更」として認める範囲を限定する方向で見直してもらいたい。	163
8	補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。	164
9	長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。	165
10	補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。	167

11	長崎県補助金等交付規則 16 条 2 項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。	167
12	補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。	170
13	補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。	172

(14) 警察本部

【指摘事項】

	概 要	頁
1	仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。	175
2	仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。	176
3	補助事業者に対し、長崎県補助金等交付規則 4 条及び 5 条、並びに、同規則 13 条及び 14 条に適合する事業計画書や事業実績報告書等を提出するよう指導すべきである。	178

【意見】

	概 要	頁
1	長崎県補助金等交付規則 16 条 2 項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。	176
2	長崎県補助金等交付規則 16 条 2 項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。	178

Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論

第1 危機管理監

1 監査の対象及び方法

(1) 監査対象とした補助金事業

ア 消防保安室

補助金事業	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
長崎県消防協会事業費補助金	3,600,000円	7月27日	9月2日
長崎県水難救済会運営費補助金	3,700,000円	7月2日	9月2日

2 問題点の検出

上記補助金事業を監査した結果、次の2事業について問題点を検出したので報告する。

(1) 長崎県消防協会事業費補助金（消防保安室）

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

公益財団法人長崎県消防協会

【趣旨】

消防団活動の円滑化及び火災予防思想の普及高揚を図る目的で、公益財団法人長崎県消防協会の事業費及び福利厚生事業費について補助金を交付するもの。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	消防団活動の円滑化と火災予防思想の普及高揚を図る公益財団法人長崎県消防協会の事業費及び福利厚生事業費
補助率	予算の範囲内で知事が定める額

イ 問題点1 【補助対象事業に関する収支予算・収支決算の提出を求めるべきである】

本補助金は、平成15年以前は消防協会に対する運営費補助金だったものが、一部の事業費及び福利厚生事業費に対する補助金に変更された経緯がある。

しかし、事業計画書及び事業報告書に添付されている収支予算書や収支報告書を確認すると、その内容は消防協会全体の収支予算や収支報告となっており、補助対象事業の特定や、補助対象事業に対して補助金がどのように支出されているかを判断することが困難である。このため、補助金交付の効果の検証が十分にできておらず、依然として本補助金は実質的に団体に対する運営費補助になっていると見ざるを得ない。

事業計画書及び事業報告書は、特定の事業に対して補助金を交付する必要性や相当

性を判断するための重要な資料であることから、補助事業を特定し、団体全体の収支予算・収支決算だけでなく、補助対象事業に関する収支予算・収支決算を明らかにするよう指導すべきである。

【指摘事項】

事業計画書及び事業報告書については、補助対象事業を特定し、団体全体の収支予算・収支決算だけでなく、補助対象事業に関する収支予算・収支決算を明らかにするよう指導すべきである。

ウ 問題点2【概算払いの必要性が十分に検討されていない】

本補助金は、年度当初の5月に当初交付決定額3,600,000円全額が概算払いにより交付されている。

ここで、補助金等の交付方法に関する長崎県補助金等交付規則16条の定めは次のとおりである。

長崎県補助金等交付規則

第16条（補助金等の交付）

第14条の規定により通知を受けた補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、別に定めるところにより補助金等交付請求書（様式第3号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。この場合においては、前項の規定を準用するものとする。

このように、同条2項は、補助金等の交付が原則として精算払い、後払いであり、概算払いは「特に必要があるとき」の例外的な扱いであることを定めている。

本補助金は、消防協会における公益目的事業7事業のうち6事業、収益事業3事業のうち1事業を対象としており、団体活動の事業のほとんどに補助金が使われることから、一定の概算払いが必要となることは理解できる。しかし、事業計画書には、補助対象事業がいつの時期に、どのように行われ、それに対して補助金がどのように分配されるか等の具体的記載はなく、提出書類からは概算払いの必要性が判断できず、本補助金において十分に概算払いの必要性について検討されたとは言いがたい。

今後は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。

また、同規則16条2項が同条1項を準用していることからすると、概算払いによる交付を求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出する際に、県に対し、概算払いを求める必要性を示すのが適切である。

【意見】

県は、長崎県補助金等交付規則 16 条 2 項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。

エ 問題点 3 【仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない】

本補助金は、交付申請時の予算計画において、消費税を含む金額で予算組みされている。

そうすると、交付された本補助金には、消費税が含まれているのであるから、次の長崎県防災危機管理監関係補助金交付要綱 6 条 4 項が適用される。

長崎県危機管理監関係補助金交付要綱 6 条 4 項

第 6 条（実績報告等）

4 補助金の交付の申請をした者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、この金額(減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減じて申請又は報告した額を上回る部分の金額)を補助金の額から減額して仕入れに係る消費税等相当額報告書により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該金額の返還を請求するものとする。

このような条項が定められている理由は、補助金の交付を受けた補助事業者が、補助事業を実施するに当たって課税仕入れを行い、確定申告の際に仕入税額を控除したとすると、当該補助事業者は仕入れに係る消費税額を実質的に負担しないことになり、消費税額に相当する補助金が過払いになってしまうからである。したがって、交付する補助金に消費税等が含まれていないことが明らかな場合を除いて、県は、補助事業者に対し、仕入れに係る消費税等相当額の報告を求めなければならない。

しかし、かかる報告が適切に行われていなかったため、平成 29 年度包括外部監査において、県は、次のような指摘を受けている。

平成 29 年度包括外部監査報告書 28 頁

仮に消費税返還義務のある補助金支給者だった場合、消費税等相当額報告書が提出されないと補助金の過払につながる恐れがある。また、支給した補助金の消費税部分の還付に係る自治体の対応について、会計検査院により全国の自治体が度々指摘を受けている点からみても、リスクが高い部分と判断できる。

したがって、県は、補助金の額の確定から一定期間が経過した後（例えば、補助対象者が補助金の交付を受けた事業年度にかかる決算終了後など）に、補助対象経費に含まれた仕入れに係る消費税等相当額の有無、ならびにその状況を報告させることとし、その報告内容について十分に確認をすべきである。

この包括外部監査の指摘を受け、県は、各部局に対し、「平成30年度の予算執行について」（平成30年4月2日付30財第1号）及び「平成31年度の予算執行について」（平成31年4月1日付31財第1号）において、次のように指示した。

「平成31年度の予算執行について」（平成31年4月1日付31財第1号）

消費税込みで交付申請した補助事業者に対しては、仕入れに係る消費税等相当額の有無・状況を報告させるとともに、その報告においては消費税の確定申告書等の写しを添付させるなどして、適切かつ十分な確認を行うこと。なお、実績報告書を提出する時点において仕入れに係る消費税等相当額が明らかになっていない場合は、その額が確定した時点において報告・確認が必要となるため、翌年度以降にしっかりと引継がなされるよう、適切に管理・対応すること。

しかしながら、本補助金においても、補助事業者から仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない。

県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

【指摘事項】

県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

(2) 長崎県水難救済会運営費補助金（消防保安室）

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

特定非営利活動法人 長崎県水難救済会

【趣旨】

水難救助活動の充実を図る目的で上記補助事業者に補助金を交付するもの

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	ボランティア会員による水難救助活動を行っている特定非営利活動法人長崎県水難救済会の運営に要する経費
補助率	予算の範囲内で知事が定める額

イ 問題点1 **【仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない】**

本補助金は、交付申請時の予算計画において、消費税を含む金額で予算組みされている。

そうすると、交付された本補助金には、消費税が含まれているのであるから、長崎県防災危機管理監関係補助金交付要綱6条4項が適用され、上記（1）・エのとおり

報告をさせなければならない。

しかしながら、本補助金においても、補助事業者から仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない。

県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

【指摘事項】

県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

ウ 問題点2【提出書類が長崎県補助金等交付規則と適合してない】

長崎県補助金等交付規則4条及び5条、並びに、同規則13条及び14条は、補助事業者に対し、次のとおり、事業計画書や事業実績報告書等の提出を求めている。

第4条（補助金等の交付の申請）

補助金等の交付の申請（契約の申込みを含む。以下同じ。）をしようとする者は、補助金等交付申請書（様式第1号。ただし、契約の申込みにあつては、これに準ずる書類）に次に掲げる書類を添えて、知事に対しその定める時期までに提出しなければならない。ただし、添付書類については、知事が必要がないと認めたときは、省略することができる。

- (1) 補助事業等の事業計画書
- (2) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代る書類
- (3) 補助事業等が工事の施行に係るものであるときは、その実施設計書
- (4) その他知事が必要と認める書類

第5条（補助金等の交付の決定）

知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。

第13条1項（実績報告）

補助事業者等は、補助事業等が完了したとき、又は第11条第2項第2号の規定による補助事業等の廃止の承認を受けたときは、別に定めるところにより、補助事業等実績報告書（様式第2号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、同様とする。

第14条（補助金等の額の確定）

知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

このように、補助事業者が県に提出すべき事業計画書等は、補助金交付の必要性・相当性を審査するためのものであり、また、事業実績報告書等は、実施した事業の成果が交付決定の内容等と適合することを調査するためのものである。

しかしながら、補助事業者が提出している収支予算書（実際の標題は「活動予算書」）と収支決算書（実際の標題は「活動計算書」）は予算と決算の差額が記載されていないなど、両者の比較が分かりづらい。また、補助事業者が提出している事業実績報告書（実際の標題は「主要事業実績報告」）は、交付申請時に提出された事業計画書記載の事業のうち、実施した事業のみを報告しているため、交付決定時の事業計画の内容と実施された事業の成果が適合しているのか検証できないものとなっている。

そのため、補助事業者が提出している書類は、事業計画及び予算と事業実績及び決算の比較ができず、長崎県補助金等交付規則が求めている事業計画書や事業実績報告書等として適合する書類とは評価できない。

県は、補助事業者に対し、長崎県補助金等交付規則に適合する事業計画書や事業実績報告書等を提出するよう指導すべきである。

【指摘事項】

県は、補助事業者に対し、長崎県補助金等交付規則4条及び5条、並びに、同規則13条及び14条に適合する事業計画書や事業実績報告書等を提出するよう指導すべきである。

エ 問題点3【概算払いの必要性の検討が不十分である】

本補助金は、年度当初の5月に当初交付決定額3,700,000円全額が概算払いにより交付されている。

上記（1）・ウのとおり、長崎県補助金等交付規則16条2項は、補助金等の交付が原則として後払いであり、概算払いは「特に必要がある場合」の例外的な扱いであることを定めている。

本補助金は団体の運営費の補助であるから一定の概算払いが必要となることは理解できるが、補助事業者が提出している事業計画では、毎月の支出予定額や支出計画が記載されておらず、年度当初に全額を概算払いする必要性の判断が十分にできるとは言いがたい。

今後は、長崎県補助金等交付規則 16 条 2 項の規定に従い、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。

また、同規則 16 条 2 項が同条 1 項を準用していることからすると、概算払いによる交付を求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出する際に、県に対し、概算払いを求める必要性を示すのが適切である。

【意見】

県は、長崎県補助金等交付規則 16 条 2 項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。

第2 総務部

1 監査の対象及び方法

(1) 監査対象とした補助金事業

ア 学事振興課

補助金事業	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
長崎県私立高等学校授業料軽減補助金	100,000,000 円	8月13日～ 8月27日	9月15日
長崎県私立専修学校経常費補助金	10,508,400 円	8月13日～ 8月27日	9月15日
長崎県私立学校退職金財団補助金	238,106,000 円	8月13日～ 8月27日	9月15日
長崎県日本私立学校振興共済事業団補助金	88,491,000 円	8月13日～ 8月27日	9月15日
長崎県公立大学法人施設整備事業費補助金	557,800,700 円	8月13日～ 8月27日	9月16日
長崎県私立学校耐震化促進事業費補助金	14,923,000 円	8月13日～ 8月27日	9月16日
長崎県私立大学及び短期大学外国人留学生支援事業費補助金	8,059,000 円	8月13日～ 8月27日	9月16日
県立大学実践的教育推進事業費補助金	45,746,101 円	8月13日～ 8月27日	9月16日

イ 財政課

補助金事業	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
長崎県交通事業会計補助金	146,512,000 円	10月9日	11月12日

2 問題点の検出

上記補助金事業を監査した結果、次の5事業について問題点を検出したので報告する。

(1) 長崎県公立大学法人施設整備事業費補助金（学事振興課）

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

長崎県公立大学法人

【趣旨】

長崎県公立大学法人が設置する大学の教育研究環境の充実を図るため、長崎県公立大学法人が実施する大学の施設整備に要する経費について補助金を交付する。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	長崎県公立大学法人が実施する大学の施設整備に要する経費
補助率	補助対象経費の10分の10以内

イ 問題点1【現地調査の内容が記録化されていない】

補助事業者に対する現地調査に関する、長崎県における規定は次のとおりである。

長崎県補助金等交付規則

第5条1項（補助金等の交付の決定）

知事は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。

補助金等交付事務にかかる審査の強化について（通知）

（平成14年4月16日付14財第15号）

2 現地調査の実施について

・ 現地調査は、必要に応じ、個々の補助事業及び調査箇所等を選定のうえ、積極的かつ計画的に行い、実態把握に努めること。

また、各部局においては、年間計画等を作成するなど適切かつ実効性のある現地調査となるよう留意すること。

・ 臨時的な調査の場合は、事前通知から現地調査に至るまで速やかに実施することとし、その趣旨が薄れることのないよう十分注意すること。

補助金等交付事務の適正化について（通知）

（平成21年6月19日付21財第74号）別紙のチェックリスト

・ 補助金等の不正受給の発生を防止するため、現地調査を実施したか。

補助金等の予算執行について（通知）

（平成27年7月21日付27財号外）

・ 支出については、書類審査のみならず、必要に応じて現地調査を行い、事業が目的に沿って実施されているかなど十分な実績確認に努めること。

このように、補助事業者に対する現地調査には、①交付申請の内容及び交付の必要性の審査、②不正受給防止のための実態把握、③事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。

本補助事業のチェックリストには現地調査を実施したかの欄にチェックがあり、担当者は毎年度現地調査を行っているとのことである。しかし、いつ、誰が、どのような現地調査を行ったのか、記録上明らかではない。

補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、上記①ないし③の目的の重要性からすれば、少なくとも3年に1度、定期的な実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。

【意見】

補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。

(2) 長崎県私立大学及び短期大学外国人留学生支援事業費補助金（学事振興課）

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

私立大学及び短期大学を設置する学校法人 5法人（6校）

【趣旨】

私立大学等の留学生受入促進策を充実することにより、長崎県を訪れる留学生の確保を図り、キャンパスの活性化、国際化の進展及び経済の活性化に資するため、私立大学及び短期大学を設置する学校法人に対して、留学生受入促進事業に要する経費について補助金を交付する。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	補助対象者が実施する留学生受入促進事業に要する経費
補助率	補助対象経費の2分の1以内

イ 問題点1 **【事業計画書、事業実績報告書等の記載内容が統一されておらず、不十分なものがある】**

長崎県補助金等交付規則4条及び5条、並びに、同規則13条及び14条は、補助事業者に対し、次のとおり、事業計画書や事業実績報告書等の提出を求めている。

第4条（補助金等の交付の申請）

補助金等の交付の申請（契約の申込みを含む。以下同じ。）をしようとする者は、補助金等交付申請書（様式第1号。ただし、契約の申込みにあつては、これに準ずる書類）に次に掲げる書類を添えて、知事に対しその定める時期までに提出しなければならない。ただし、添付書類については、知事が必要がないと認めたときは、省略することができる。

- (1) 補助事業等の事業計画書
- (2) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代る書類
- (3) 補助事業等が工事の施行に係るものであるときは、その実施設計書
- (4) その他知事が必要と認める書類

第5条1項（補助金等の交付の決定）

知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。

第13条1項（実績報告）

補助事業者等は、補助事業等が完了したとき、又は第11条第2項第2号の規定による補助事業等の廃止の承認を受けたときは、別に定めるところにより、補助事業等実績報告書（様式第2号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、同様とする。

第14条（補助金等の額の確定）

知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

このように、補助事業者が県に提出すべき事業計画書等は、補助金交付の必要性・相当性を審査するためのものであり、また、事業実績報告書等は、実施した事業の成果が交付決定の内容等と適合することを調査するためのものである。

本補助金についても、各学校法人から事業計画書や事業実績報告書が提出されているが、事業計画書及び事業実績報告書中、補助対象事業の内容や、経費の内訳の記載に不十分な点がある。

例えば、学校法人が県外において相談会や説明会を行う事業の記載では、ある学校法人の経費内訳欄には「相談会参加費」と抽象的に記載されているのに対して、別の学校法人の経費内訳欄には「旅費、交通費、宿泊費」と具体的に記載されており、さらに別の学校法人の経費内訳欄には詳細に「出張者●名の旅費交通費」が記載されている。

相談会や説明会の事業での経費の記載が「相談会参加費」という合計額のみでは、具体的な支出内訳が分からず、また、各学校法人によって内訳の記載の程度に差があることも、公平かつ適正な補助金交付審査という観点からは不適切であると言える。

事業計画書、事業実績報告書等は、いずれも、適正な補助金交付のために重要な審査資料であり、県は、かかる趣旨や役割を再確認したうえで、補助事業者に対し、経費内訳として記載すべき事項を特定するなどした上で、交付決定の審査や交付額確定の調査ができる程度に具体的な内容を記載するよう指導すべきである。

【指摘事項】

県は、補助事業者に対し、長崎県補助金等交付規則4条及び5条、並びに、同規則13条及び14条に適合する事業計画書や事業実績報告書等を提出するよう指導すべきである。

ウ 問題点2【現地調査の内容が記録化されていない】

上記(1)・イで述べたとおり、補助事業者に対する現地調査には、①交付申請の内容及び交付の必要性の審査、②不正受給防止のための実態把握、③事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。

本補助金についても、補助事業のチェックリストには現地調査を実施したかの欄にチェックがあり、担当者は毎年度現地調査を行っているとのことである。しかし、いつ、誰が、どのような現地調査を行ったのか、記録上明らかではない。

補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、上記①ないし③の目的の重要性からすれば、少なくとも3年に1度、定期的な実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。

【意見】

補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。

(3) 長崎県私立学校耐震化促進事業費補助金（学事振興課）

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

高等学校（広域通信制課程を除く。）等を設置する学校法人

【趣旨】

私立高等学校等施設の耐震化を促進するため、高等学校（広域通信制課程を除く。）等を設置する学校法人に対して、耐震補強工事及び耐震改修工事事業に要する経費について補助金を交付する。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	補助対象者が実施する耐震補強工事，耐震改修工事事業に要する経費。
補助率	3分に1以内。ただし，別に定める基準により算定する額を限度とする。

イ 問題点1【仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない】

本補助金は、交付申請時の予算計画において、消費税を含む金額で予算組みされている。

そうすると、交付された本補助金には、消費税が含まれているのであるから、次の長崎県総務部関係補助金等交付要綱6条4項が適用される。

長崎県総務部関係補助金等交付要綱6条4項

第6条（実績報告等）

4 補助金等の交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、この金額（減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減じて申請又は報告した額を上回る部分の金額）を補助金等の額から減額して仕入れに係る消費税等相当額報告書により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該金額の返還を請求するものとする。

このような条項が定められている理由は、補助金の交付を受けた補助事業者が、補助事業を実施するに当たって課税仕入れを行い、確定申告の際に仕入税額を控除したとすると、当該補助事業者は仕入れに係る消費税額を実質的に負担しないことになり、消費税額に相当する補助金が過払いになってしまうからである。したがって、交付する補助金に消費税等が含まれていないことが明らかな場合を除いて、県は、補助事業者に対し、仕入れに係る消費税等相当額の報告を求めなければならない。

しかし、かかる報告が適切に行われていなかったため、平成29年度包括外部監査において、県は、次のような指摘を受けている。

平成 29 年度包括外部監査報告書 28 頁

仮に消費税返還義務のある補助金支給者だった場合、消費税等相当額報告書が提出されないと補助金の過払につながる恐れがある。また、支給した補助金の消費税部分の還付に係る自治体の対応について、会計検査院により全国の自治体が度々指摘を受けている点からみても、リスクが高い部分と判断できる。

したがって、県は、補助金の額の確定から一定期間が経過した後（例えば、補助対象者が補助金の交付を受けた事業年度にかかる決算終了後など）に、補助対象経費に含まれた仕入れに係る消費税等相当額の有無、ならびにその状況を報告させることとし、その報告内容について十分に確認をすべきである。

この包括外部監査の指摘を受け、県は、各部局に対し、「平成 30 年度の予算執行について」（平成 30 年 4 月 2 日付 30 財第 1 号）及び「平成 31 年度の予算執行について」（平成 31 年 4 月 1 日付 31 財第 1 号）において、次のように指示した。

「平成 31 年度の予算執行について」（平成 31 年 4 月 1 日付 31 財第 1 号）

消費税込みで交付申請した補助事業者に対しては、仕入れに係る消費税等相当額の有無・状況を報告させるとともに、その報告においては消費税の確定申告書等の写しを添付させるなどして、適切かつ十分な確認を行うこと。なお、実績報告書を提出する時点において仕入れに係る消費税等相当額が明らかになっていない場合は、その額が確定した時点において報告・確認が必要となるため、翌年度以降にしっかりと引継がなされるよう、適切に管理・対応すること。

しかしながら、本補助金においても、補助事業者から仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない。

県担当者によれば、本補助事業者については、会計書類等によって、消費税法 60 条 4 項が適用されることを確認しているため、仕入れに係る消費税等相当額の報告は不要とのことである。

かかる取扱いは正しいものであるが、本補助金の記録には、消費税法 60 条 4 項の適用につき、どのような書類等を確認したのかが残されていない。上記「平成 31 年度の予算執行について」の運用からすると、仕入れに係る消費税等相当額の報告と同様に、補助事業者から消費税法 60 条 4 項の適用に関する会計書類等（写し）の提出を受けるなどし、確認状況を書面にて記録化することが望ましい。

【意見】

補助事業者が消費税法 60 条 4 項の適用を受ける場合には、会計書類等（写し）の提出を受けるなどし、確認状況を書面にて記録化することが望ましい。

(4) 長崎県専修学校各種学校経常費補助金（学事振興課）

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

学校法人（私立学校法第 64 条第 4 項の法人を含む。） 10 法人（14 校）

【趣旨】

私立の専修学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 82 条の 2 に規定する専修学校をいう。以下同じ。）における教育の振興と経営の健全化を図るため、学校法人（私立学校法第 64 条第 4 項の法人を含む。）に対して、専修学校（大学受験、公務員受験、語学学習等を目的とする学科を除く。）の教育に要する人件費、教育研究経費、管理経費について補助金を交付する。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	専修学校（大学受験、公務員受験、語学学習等を目的とする学科を除く。）の教育に要する人件費、教育研究経費、管理経費
補助率	別に定める額に生徒の数を乗じて得た額

イ 問題点 1 【事業計画書、事業実績報告書の記載内容が統一されておらず、不十分なものがある】

上記（2）・イで述べたとおり、長崎県補助金等交付規則 4 条及び 5 条、並びに、同規則 13 条及び 14 条の規定からすると、補助事業者が県に提出すべき事業計画書等は、補助金交付の必要性・相当性を審査するためのものであり、事業実績報告書等は、実施した事業の成果が交付決定の内容等と適合することを調査するためのものである。

本補助金についても、各学校法人から事業計画書や事業実績報告書等が提出されているが、これらの書類の中で、補助対象事業の内容や、経費の内訳の記載の程度が統一されておらず、ある補助事業者については、対象経費を記載する欄に「人件費・経費」としか記載されておらず、具体的な人数や経費の内訳等が記載されていなかった。また、事業実績報告書を見ても、詳細が不明な記載が多く、実施した事業の成果が交付決定の内容等と適合することを調査するという事業実績報告書の役割を果たしていないものも見られた。

事業計画書や事業実績報告書等は、いずれも、適正な補助金交付のために重要な審査資料であり、県は、かかる趣旨や役割を再確認したうえで、補助事業者に対し、経費内訳として記載すべき事項を特定するなどした上で、交付決定の審査や交付額確定の調査ができる程度に具体的な内容を記載するよう指導すべきである。

【指摘事項】

県は、補助事業者に対し、長崎県補助金等交付規則 4 条及び 5 条、並びに、同規則

13 条及び 14 条に適合する事業計画書や事業実績報告書等を提出するよう指導すべきである。

ウ 問題点 2 【補助金交付の必要性の検討が不十分である】

本補助金は、一人あたり 6,300 円に生徒の数を乗じて得た額をその補助金額としている。一人あたりの補助金額については、平成 22 年頃に予算定額を決めており、それが現在まで続いている。

補助金の交付について長崎県補助金等交付規則 5 条 1 項は「補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めたとき」に交付決定することとしており、県は、補助の必要性や公益性、補助の効果等様々な要素を考慮して、補助金交付の適否及びその金額を決定すべきである。にもかかわらず、約 10 年間補助金額の見直しがなされていない本補助金については、一人あたりの補助金額の妥当性等について十分に検討されているとは言いがたい。

今後、県には、本補助金について交付の必要性や金額の妥当性など、交付申請の内容を厳密に検討してもらいたい。

【意見】

県は、長崎県補助金等交付規則 5 条 1 項に則り、補助対象経費の必要性や金額の妥当性など、交付申請の内容を厳密に検討してもらいたい。

エ 問題点 3 【現地調査の内容が記録化されていない】

上記（１）・イで述べたとおり、補助事業者に対する現地調査には、①交付申請の内容及び交付の必要性の審査、②不正受給防止のための実態把握、③事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。

本補助金についても、補助事業のチェックリストには現地調査を実施したかの欄にチェックがあり、担当者は毎年度現地調査を行っているとのことである。しかし、いつ、誰が、どのような現地調査を行ったのか、記録上明らかではない。

補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、上記①ないし③の目的の重要性からすれば、少なくとも 3 年に 1 度、定期的な実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。

【意見】

補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。

(5) 県立大学実践的教育推進事業費補助金（学事振興課）

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

長崎県公立大学法人

【趣旨】

地域の即戦力となる人材の育成及び地元定着の促進を図るため、県立大学が実施する実践的な教育等の取組を支援するため、長崎県公立大学法人に対して、実践的な教育及び地元定着に資する取組に要する経費について補助金を交付する。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	実践的な教育及び地元定着に資する取組に要する経費
補助率	補助対象経費の10分の10以内（定額）

イ 問題点【現地調査の内容が記録化されていない】

上記（1）・イで述べたとおり、補助事業者に対する現地調査には、①交付申請の内容及び交付の必要性の審査、②不正受給防止のための実態把握、③事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。

本補助金についても、補助事業のチェックリストには現地調査を実施したかの欄にチェックがあり、担当者は毎年度現地調査を行っているとのことである。しかし、いつ、誰が、どのような現地調査を行ったのか、記録上明らかではない。

補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、上記①ないし③の目的の重要性からすれば、少なくとも3年に1度、定期的にも実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。

【意見】

補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。

第3 地域振興部

1 監査の対象及び方法

(1) 監査対象とした補助金事業

ア 交通政策課

補助金事業	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
長崎県バス運行対策費補助金	204,816,000 円	8月6日～ 8月14日	10月2日
長崎県生活バス路線運行対策費補助金	45,333,000 円	8月6日～ 8月14日	10月2日
長崎県運輸事業振興助成補助金	152,544,772 円	8月6日～ 8月14日	10月2日
長崎県離島航路事業対策補助金	1,148,168,152 円	8月6日～ 8月14日	10月2日
長崎県航空路線利用促進強化事業費補助金	10,440,000 円	8月6日～ 8月14日	10月2日
長崎県航空機購入費補助金	103,624,022 円	8月6日～ 8月14日	10月2日
長崎県鉄道安全輸送設備等整備事業費補助金	91,587,665 円	8月6日～ 8月14日	10月2日
長崎県松浦鉄道設備整備事業費補助金	68,612,000 円	8月6日～ 8月14日	10月2日
長崎県離島航空路線確保対策補助金（利用率保証）	平成30年度実績 5,368,000 円	8月6日～ 8月14日	10月2日
長崎県離島航空路線確保対策補助金（安全整備）	27,469,000 円	8月6日～ 8月14日	10月2日
離島航空路線収益改善対策事業費補助金	平成30年度実績 55,000,000 円	8月6日～ 8月14日	10月2日

イ 新幹線対策課

長崎新幹線・鉄道利用促進協議会補助金	7,410,000 円	8月6日～ 8月14日	10月2日
--------------------	-------------	----------------	-------

2 問題点の検出

上記補助金事業を監査した結果、次の4事業について問題点を検出したので報告する。

(1) 長崎県生活バス路線運行対策費補助金（交通政策課）

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

乗合バス事業者 7件

【趣旨】

地域住民の生活に必要なバス路線の運行を確保するため、乗合バス事業者等に対して、予算の範囲内で、長崎県生活バス路線運行対策費補助金を交付する。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	補助対象経常費用と計上収益との差額
補助率	補助対象経費の2分の1以内で、県と協議して市町が負担する額を限度とする。

イ 問題点1 【補助対象路線の選定が、補助金の目的に合致していない可能性がある】
長崎県生活バス路線運行対策費補助金実施要綱第2条（4）エの規定は以下のとおりである。

エ 補助対象期間における経常収益が経常費用の11/20以上のもの

この規定により、経常収益が経常費用の11/20未満のバス路線は、補助対象となる「生活バス路線」にはあたらないことになる。本補助事業の目的は、地域住民の生活に必要なバス路線を確保することであるから、経常収益が経常費用の11/20未満の赤字バス路線であっても補助の必要性があり得ることは容易に想定できる。上記補助要件は、平成15年当時の国の補助基準に合わせたものがそのまま残っているとののである。当該補助要件撤廃の要望が複数の市町から出されていることもあり、これまでも要件変更は検討していたが、次年度以降、さらに見直しの検討を行う予定とのことであつた。

【意見】

県は、本補助事業の目的を十分に実現する必要がある場合には、速やかに、補助要件の見直しを検討することが望ましい。

(2) 長崎県航空路線利用促進強化事業費補助金（交通政策課）

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

長崎県空港活性化推進協議会

【趣旨】

長崎県航空路線利用促進強化事業の推進を図るため、予算の定めるところにより長崎県空港活性化推進協議会に対し、長崎県航空路線利用促進強化事業費補助金を交付する。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	国内航空路線の利用促進対策，就航促進対策，離島航空対策，利用促進等活動事業，国際航空路線の利用促進対策事業，協議会事務局運営に要する経費
補助率	10 分の 10 以内

イ 問題点 1 【事業計画・実績報告等における事業費の内訳の内容が具体的ではなく、経費の妥当性及び変更計画の妥当性等の検討ができない】

事業計画書における事業費内訳の記載内容は、例えば下記のようなものであり、事業計画変更申請書、実績報告書も同様である。

国内線対策事業 (内訳) 就航促進対策費 国内線誘致事業や就航促進助成を行う。 事業費 1,780,000 円

具体的な事業費内訳はなく、根拠資料・証拠書類等も全く添付されていない。

しかしながら、長崎県補助金等交付規則 4 条及び 5 条は、交付申請及び交付決定の手続きを次のとおり規定している。

第 4 条（補助金等の交付の申請） 補助金等の交付の申請（契約の申込みを含む。以下同じ。）をしようとする者は、補助金等交付申請書（様式第 1 号。ただし、契約の申込みにあつては、これに準ずる書類）に次に掲げる書類を添えて、知事に対しその定める時期までに提出しなければならない。ただし、添付書類については、知事が必要がないと認めたときは、省略することができる。 (1) 補助事業等の事業計画書 (2) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代る書類 (3) 補助事業等が工事の施行に係るものであるときは、その実施設計書 (4) その他知事が必要と認める書類

第5条（補助金等の交付の決定）

知事は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。

このように、長崎県補助金等交付規則4条及び5条は、補助金の交付申請者に対し、事業計画書や収支予算書を添付した交付申請書を提出させ、県が提出された申請書類等の内容を審査した上で、交付決定するよう定めている。

そうであるならば、交付申請書に添付する事業計画書や収支予算書は、補助金交付の必要性・相当性を審査しうる程度に具体的な内容でなければならない。

また、長崎県補助金等交付規則13条1項及び14条は、補助事業の実績報告及び補助金額の決定の手続きを次のとおり規定している。

第13条1項（実績報告）

補助事業者等は、補助事業等が完了したとき、又は第11条第2項第2号の規定による補助事業等の廃止の承認を受けたときは、別に定めるところにより、補助事業等実績報告書（様式第2号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、同様とする。

第14条（補助金等の額の確定）

知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

このように、長崎県補助金等交付規則13条1項及び14条は、補助事業者に対し、事業実績報告書等を提出させ、県が提出された報告書類等を調査し交付決定と適合することを確認した上で、交付額を決定するよう定めている。

そうであるならば、事業実績報告書等は、当該事業の成果が交付決定と適合することを調査しうる程度に具体的な内容でなければならない。

県は、事業計画書や事業実績報告書等の上記のような趣旨や役割を再確認した上で、補助事業者に対し、交付決定の審査や交付額確定のための調査ができる程度に具体的な内容を記載するよう指導すべきである。

【指摘事項】

県は、補助事業者に対し、事業計画書や事業実績報告書等には、交付決定の審査や

交付額確定のための調査ができる程度に具体的な内容を記載するよう指導すべきである。

(3) 長崎県離島航空路線確保対策補助金〔安全整備〕（交通政策課）

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

県及び市町が出資している離島航空運送事業者

【趣旨】

県は、離島航空路線の安全な運航を確保するため、予算の範囲内で、事業者に対し、安全整備に係る長崎県離島航空路線確保対策補助金を交付する。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	離島航空路線に係る航空機の重整備に要する費用のうち、国の航空機購入費補助金の対象とならない経費
補助率	10分の10以内

イ 問題点1【概算払いの必要性の検討が不十分である】

本補助金は、令和元年7月に24,116,000円の交付決定がなされ、同年8月には、交付決定額の約90%にあたる21,704,000円の概算払がされている。概算払請求書には理由の記載はない。交付申請書添付の安全整備補助事業（予定一覧）では、外注先の作業予定が令和2年2月1日～2月8日とされ、外注費は25,081,000円（税抜）である。

ここで、補助金等の交付方法に関する長崎県補助金等交付規則16条の定めは次のとおりである。

長崎県補助金等交付規則

第16条（補助金等の交付）

第14条の規定により通知を受けた補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、別に定めるところにより補助金等交付請求書（様式第3号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。この場合においては、前項の規定を準用するものとする。

このように、同条2項は、補助金等の交付が原則として精算払い、後払いであり、概算払いは「特に必要があるとき」の例外的な扱いであることを定めている。

本補助金においては、交付決定時から半年以上先に予定されている整備に係る費用なのであるから、交付決定の翌月における、交付決定額の約90%もの概算払いが「特

に必要」とは認めがたい。

今後は、長崎県補助金等交付規則 16 条 2 項の規定に従い、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。

また、同規則 16 条 2 項が同条 1 項を準用していることからすると、概算払いによる交付を求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出する際に、県に対し、概算払いを求める必要性を示すのが適切である。

【意見】

県は、長崎県補助金等交付規則 16 条 2 項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。

(4) 長崎新幹線・鉄道利用促進協議会補助金（新幹線対策課）

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

長崎新幹線・鉄道利用促進協議会

【趣旨】

九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の早期整備並びに新幹線を活用したまちづくりを推進することを目的として長崎新幹線・鉄道利用促進協議会が行う要望活動・広報啓発活動等に要する経費について、予算の範囲内で長崎新幹線・鉄道利用促進協議会補助金を交付する。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の実現のために行う要望活動、情報収集活動並びに広報及び啓発活動に要する経費
補助率	定額

イ 問題点 1 【事業計画書に事業費明細がなく、事業の必要性・相当性について、どのような検討をしたか、不明確である】

本事業計画書における事業費の明細が、例えば下記のようにあり、具体的な経費内訳が分からないものである。

2 広報・啓発活動

○イベントにおける広報活動

○長崎駅かもめ広場CM放送，屋外壁面広告や公共交通機関車両を活用した各種広告掲出

○新幹線パンフレット，ノベルティグッズの制作

○その他

事業費 5,920,000 円

実績報告書にはある程度詳細な事業明細の記載がある。本補助事業が流動的な活動が予想される事業であることは理解できるが，平成23年度から継続している補助事業なので，ある程度の具体的な内訳は，事業計画においても示せるはずである。

上記（2）・イで指摘したとおり，事業計画書は補助金交付の必要性・相当性を審査するための書類なのであるから，県は，かかる趣旨や役割を再確認したうえで，補助事業者に対し，交付決定の審査ができる程度に具体的な内容を記載するよう指導すべきである。

【指摘事項】

県は，補助事業者に対し，事業計画書等に，交付決定の審査ができる程度に具体的な内容を記載するよう指導すべきである。

ウ 問題点2【概算払いの必要性の検討が不十分である】

本補助金は，令和元年6月に交付決定がなされ，同月，当初交付決定額の全額が概算払いされている。

しかし，上記（3）・イで述べたとおり，長崎県補助金等交付規則16条2項は，補助金等の交付が原則として精算払い，後払いであり，概算払いは「特に必要があるとき」の例外的な扱いであることを定めている。

本補助金が，その時々の広報活動等に充てられるため，一定の概算払いが必要となることは理解できるが，補助事業者が提出している実績報告からすると，費用支出の時期は様々であり，交付決定時の同月における全額の概算払いが「特に必要」とは認めがたい。

今後は，長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い，概算払いによる交付を求める補助事業者に対し，概算払いの必要性を示すよう求め，概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。

また，同規則16条2項が同条1項を準用していることからすると，概算払いによる交付を求める補助事業者が，概算払交付請求書を提出する際に，県に対し，概算払いを求める必要性を示すのが適切である。

【意見】

県は，長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い，概算払いによる交付を求

める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。

エ 問題点3【現地調査の報告書がない】

補助事業者に対する現地調査に関する、長崎県における規定は次のとおりである。

長崎県補助金等交付規則

第5条（補助金等の交付の決定）

知事は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。

補助金等交付事務にかかる審査の強化について（通知）

（平成14年4月16日付14財第15号）

2 現地調査の実施について

・現地調査は、必要に応じ、個々の補助事業及び調査箇所等を選定のうえ、積極的かつ計画的に行い、実態把握に努めること。

また、各部局においては、年間計画等を作成するなど適切かつ実効性のある現地調査となるよう留意すること。

・臨時的な調査の場合は、事前通知から現地調査に至るまで速やかに実施することとし、その趣旨が薄れることのないよう十分注意すること。

補助金等交付事務の適正化について（通知）

（平成21年6月19日付21財第74号）別紙のチェックリスト

・補助金等の不正受給の発生を防止するため、現地調査を実施したか。

補助金等の予算執行について（通知）

（平成27年7月21日付27財号外）

・支出については、書類審査のみならず、必要に応じて現地調査を行い、事業が目的に沿って実施されているかなど十分な実績確認に努めること。

このように、補助事業者に対する現地調査には、①交付申請の内容及び交付の必要性の審査、②不正受給防止のための実態把握、③事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。

本補助事業のチェックリストには現地調査を実施したかの欄にチェックがあるが、いつ、誰が、どのような現地調査を行ったのか、記録上明らかではない。

補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、上記①ないし③の目的の重要性からすれば、少なくとも3年に1度、定期的
に実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。

【意見】

補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。

第4 文化観光国際部

1 監査の対象及び方法

(1) 監査対象とした補助金事業

ア 文化振興課

補助金事業	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
文化団体助成費補助金	12,505,000円	7月15日～ 7月30日	9月10日 9月18日

イ 世界遺産課

補助金事業	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
世界遺産保存・活用等整備事業補助金	15,441,000円 (平成30年度からの繰越し。 令和元年度支出なし)	7月15日～ 7月30日	9月17日

ウ 観光振興課

補助金事業	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
世界遺産受入体制整備促進事業補助金	6,000,000円	7月15日～ 7月30日	9月10日

エ 国際観光振興室

補助金事業	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
長崎県国際定期航空路線安定運航支援事業費補助金	10,735,000円	7月15日～ 7月30日	9月17日

オ 物産ブランド推進課

補助金事業	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
長崎県県産品振興事業補助金	9,968,000円	7月15日～ 7月30日	9月10日

カ 国際課

補助金事業	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
公益財団法人長崎県国際交流協会事業費補助金	10,240,000円	7月15日～ 7月30日	9月17日

核兵器廃絶長崎連絡協議 会事業費補助金	4,883,258 円	7月15日～ 7月30日	9月17日
長崎県上海事務所運営費 補助金	45,170,000 円	7月15日～ 7月30日	9月17日

キ 観光振興課及び国際観光振興室共通

補助金事業	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
一般社団法人長崎県観光 連盟運営費等補助金	42,854,000 円	7月15日～ 7月30日	9月10日
長崎県航空路線利用促進 強化事業費補助金	91,807,018 円	7月15日～ 7月30日	9月17日

ク スポーツ振興課

補助金事業	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
長崎県民体育大会開催費 補助金	5,233,000 円	7月15日～ 7月30日	9月10日
スポーツ・夢づくり推進事 業補助金	17,151,000 円	7月15日～ 7月30日	9月10日

2 問題点の検出

上記補助金事業を監査した結果、次の11事業について問題点を検出したので報告する。

(1) 文化団体助成費補助金（文化振興課）

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

長崎県文化団体協議会

【趣旨】

長崎県芸術文化の振興のため、本県における芸術文化団体相互の連絡協調をはかり、文化活動を促進して県民文化の向上を期することを目的とする長崎県文化団体協議会に一括助成し、実施事業の充実、加盟団体の育成強化を図り、もって芸術文化の振興に資する。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	<p>新人演奏会の開催，機関紙発行及び広報活動，加盟文化団体等が実施する文化活動に対する助成，長崎県選抜作家美術展開催委託事業等，本県の芸術文化の振興に資する事業活動に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費 ・ 旅費 ・ 需用費 ・ 役務費 ・ 委託料 ・ 補助金等 ・ 使用料及び賃借料
補助率	予算の範囲で知事が定める

イ 問題点1 【仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない】

本補助金は，交付申請時の予算計画において，消費税を含む金額で予算組みされている。

そうすると，交付された本補助金には，消費税が含まれているのであるから，次の長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱6条4項が適用される。

長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱

第6条（実績報告等）

4 補助金等の交付の申請をした者は，第1項の実績報告書を提出した後において，消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には，この金額（減額して申請又は報告した場合にあっては，その金額のうち減じて申請又は報告した額を上回る部分の金額）を補助金等の額から減額して仕入れに係る消費税等相当額報告書により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において，知事は，当該金額の返還を請求するものとする。

このような条項が定められている理由は，補助金の交付を受けた補助事業者が，補助事業を実施するに当たって課税仕入れを行い，確定申告の際に仕入税額を控除したとすると，当該補助事業者は仕入れに係る消費税額を実質的に負担しないことになり，消費税額に相当する補助金が過払いになってしまうからである。したがって，交付する補助金に消費税等が含まれていないことが明らかな場合を除いて，県は，補助事業者に対し，仕入れに係る消費税等相当額の報告を求めなければならない。

しかし，かかる報告が適切に行われていなかったため，平成29年度包括外部監査に

において、県は、次のような指摘を受けている。

平成 29 年度包括外部監査報告書 28 頁

仮に消費税返還義務のある補助金支給者だった場合、消費税等相当額報告書が提出されないと補助金の過払につながる恐れがある。また、支給した補助金の消費税部分の還付に係る自治体の対応について、会計検査院により全国の自治体が度々指摘を受けている点からみても、リスクが高い部分と判断できる。

したがって、県は、補助金の額の確定から一定期間が経過した後（例えば、補助対象者が補助金の交付を受けた事業年度にかかる決算終了後など）に、補助対象経費に含まれた仕入れに係る消費税等相当額の有無、ならびにその状況を報告させることとし、その報告内容について十分に確認をすべきである。

この包括外部監査の指摘を受け、県は、各部署に対し、「平成 30 年度の予算執行について」（平成 30 年 4 月 2 日付 30 財第 1 号）及び「平成 31 年度の予算執行について」（平成 31 年 4 月 1 日付 31 財第 1 号）において、次のように指示した。

「平成 31 年度の予算執行について」（平成 31 年 4 月 1 日付 31 財第 1 号）

消費税込みで交付申請した補助事業者に対しては、仕入れに係る消費税等相当額の有無・状況を報告させるとともに、その報告においては消費税の確定申告書等の写しを添付させるなどして、適切かつ十分な確認を行うこと。なお、実績報告書を提出する時点において仕入れに係る消費税等相当額が明らかになっていない場合は、その額が確定した時点において報告・確認が必要となるため、翌年度以降にしっかりと引継がなされるよう、適切に管理・対応すること。

しかしながら、本補助金においても、補助事業者から仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない。

県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

【指摘事項】

県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

ウ 問題点 2 【事業費補助金と団体運営費補助金の区別が不十分である】

補助事業者は、当初計画していた事業（第 48 回長崎県新人演奏会オーディション）が中止となったため、会場使用料等の支払いが不要となった。補助事業者は、このような事業費縮小により支払いが不要になった費用分の補助金を総会運営等の団体運営費にも一部充てているように見える。

本補助金は事業費補助金に位置付けられるところ、団体運営費補助金が、団体の運営のために交付される補助金であって、使途が限定されないのに対し、事業費補助金は、個人や団体が行う公益的な事業を支援するために交付する補助金であるため、使途が当該事業費に限定されるはずである。すなわち、本件の補助対象経費として記載されている「人件費」とは、新人演奏会の開催等の「事業のための人件費」と考えるべきであり、事業が中止となった場合に、団体運営費としての人件費に充てることは本来予定されていないといえる。事業費として交付決定を受けた補助金を団体運営費に充てることを許容すれば、補助していた事業が縮小されたにもかかわらず、補助金額が減額されずに維持されることになるため、当該事業について、費用対効果の観点から適正な検証が行えなくなる。

したがって、事業費補助金として交付決定を受けた補助金については、団体運営費に充てることがないよう留意し、事業費補助金と運営費補助金の区別を明確化することを検討してもらいたい。

【意見】

事業費補助金として交付決定を受けた補助金については、団体運営費に充てることがないよう留意し、事業費補助金と運営費補助金の区別を明確化することを検討してもらいたい。

エ 問題点3【現地調査の内容等が記録化されていない】

補助事業者に対する現地調査に関する、長崎県における規定は次のとおりである。

長崎県補助金等交付規則

第5条（補助金等の交付の決定）

知事は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。

補助金等交付事務にかかる審査の強化について（通知）

（平成14年4月16日付14財第15号）

2 現地調査の実施について

・現地調査は、必要に応じ、個々の補助事業及び調査箇所等を選定のうえ、積極的かつ計画的に行い、実態把握に努めること。

また、各部局においては、年間計画等を作成するなど適切かつ実効性のある現地調査となるよう留意すること。

・臨時的な調査の場合は、事前通知から現地調査に至るまで速やかに実施することとし、その趣旨が薄れることのないよう十分注意すること。

補助金等交付事務の適正化について（通知）

（平成 21 年 6 月 19 日付 21 財第 74 号）別紙のチェックリスト

- ・ 補助金等の不正受給の発生を防止するため、現地調査を実施したか。

補助金等の予算執行について（通知）

（平成 27 年 7 月 21 日付 27 財号外）

- ・ 支出については、書類審査のみならず、必要に応じて現地調査を行い、事業が目的に沿って実施されているかなど十分な実績確認に努めること。

このように、補助事業者に対する現地調査には、①交付申請の内容及び交付の必要性の審査、②不正受給防止のための実態把握、③事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。

本補助事業においても現地調査が実施されているが、調査結果を報告する書面が作成されていない。

補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、上記①ないし③の目的の重要性からすれば、少なくとも 3 年に 1 度、定期的を実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。

【意見】

補助事業者に対する現地調査は、少なくとも 3 年に 1 度、定期的を実施するのが望ましく、また、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。

オ 問題点 4 【概算払いの必要性の検討が不十分である】

本補助金は、年度当初の平成 31 年 4 月に交付額 12,505,000 円の約 80%にあたる 10,000,000 円が概算払いにより交付されている。

ここで、補助金等の交付方法に関する長崎県補助金等交付規則 16 条の定めは次のとおりである。

長崎県補助金等交付規則

第 16 条（補助金等の交付）

第 14 条の規定により通知を受けた補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、別に定めるところにより補助金等交付請求書（様式第 3 号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、特に必要があると認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。この場合においては、前項の規定を準用するものとする。

このように、同条2項は、補助金等の交付が原則として精算払い、後払いであり、概算払いは「特に必要があるとき」の例外的な扱いであることを定めている。

本補助金が事業実施ため、一定の概算払いが必要となることは理解できるが、事業計画書によれば、その大半が下半期に開催予定の事業であるため、年度当初に10,000,000円もの概算払いが「特に必要」とは認めがたい。

今後は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。

また、同規則16条2項が同条1項を準用していることからすると、概算払いによる交付を求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出する際に、県に対し、概算払いを求める必要性を示すのが適切である。

【意見】

県は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。

(2) 世界遺産保存・活用等整備事業補助金（世界遺産課）

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

宗教法人カトリック長崎大司教区

【趣旨】

世界遺産の構成資産の保存及び活用を支援する。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	世界遺産の構成資産の国又は県指定の有形文化財の建造物に係る市町、管理団体又は所有者が行う保存・活用等整備に要する経費であって、次に掲げるもの。 (1) 保存活用事業 長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱別表5学芸文化課関係の表に規定する有形文化材保存整備事業による対象経費 (2) 公開活用事業 文化財保護法35条1項、172条5項及び174条3項の規定に基づく公開活用事業で、「重要文化財修理、防災、公開活用事業費国庫補助要項」による対象経費のうち、別に定める基準により算定する経費
--------	--

補助率	<p>(1) 保存活用事業 補助対象経費の12分の1以内。ただし、予算の範囲内で知事が定める額を上限とする。</p> <p>(2) 公開活用事業 補助対象経費から国庫補助額を減じた額の5分の2以内。ただし、予算の範囲内で知事が定める額を上限とする。</p>
-----	--

イ 問題点1【工事の進捗状況の報告がなされていない】

本補助事業は、重要文化財である黒島天主堂の耐震工事（以下「本件工事」という。）にかかる経費を補助するものであり、平成30年度～令和2年度の3か年度の継続事業であるため、当該年度（令和元年度）においては補助金の支出がなく、翌年度に繰越しがなされ、令和2年10月9日に15,441,000円の交付がなされている。

県は、令和元年度の年度末に収支精算書、実績報告書を提出させているが、同時期には補助金、工事代金のいずれの支出もないため、収支精算書の令和元年度精算額は0円となっている。

当該年度に補助金の支出がなく、繰越しをすることから、本補助事業の実施状況報告書、実績報告書には、いずれも、本件工事が全体の何%完成しているのかといった工事出来形（進捗状況）の記載はなされていない。

しかしながら、工事の進捗状況は、当該年度に補助金の支出がない場合であっても、県において把握しておくべきであるため、実施状況報告書、実績報告書には、工事出来形（進捗状況）を記載してもらうことが望ましい。

【意見】

本件工事のような継続事業で、当該年度に補助金の支出がない場合であっても、実施状況報告書、実績報告書には、工事出来形（進捗状況）を記載してもらうことが望ましい。

(3) 世界遺産受入体制整備促進事業補助金（観光振興課）

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

特定非営利活動法人長崎巡礼センター

【趣旨】

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」など、本県の歴史文化を活かした観光振興のための受入体制の確立及び誘客を図るとともに、本県の歴史文化の魅力を観光客に伝えうるガイドの育成及び育成のためのシステムの構築を図る。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	①巡礼ツアー等の総合案内機能に要する費用 ②受入体制の強化に要する経費 ③PR・マナー啓発活動に要する経費 ④県内各地域の関係団体間の連携・調整に要する経費 ⑤その他特に必要と認められる経費 ・人件費 ・謝金 ・旅費 ・需用費 ・役務費 ・委託料 ・使用料及び賃借料
補助率	3分の2以内。ただし、人件費に充当できる補助金額は、交付する補助金額の2分の1を上限とする。

イ 問題点1【補助金チェックリストが事実即して記載されていない・現地調査の内容等が記録化されていない】

上記(1)・エで述べたとおり、補助事業者に対する現地調査には、①交付申請の内容及び交付の必要性の審査、②不正受給防止のための実態把握、③事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。

しかし、本補助事業において、県は、証拠書類の写しを提出させるなどして補助事業の内容、対象経費等を確認していることを理由に、現地調査を行っていない。

補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、上記①ないし③の目的の重要性からすれば、少なくとも3年に1度、定期的実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。

また、県は、前述のとおり、本補助事業において現地調査を実施していないが、補助金チェックリストの現地調査の欄には、事実と反し、現地調査を行った旨のチェックをしている。

今後は、補助金チェックリストには事実即した記載を行うべきである。

【指摘事項】

補助金チェックリストには事実即した記載を行い、現地調査を実施していない場合には、補助金チェックリストの現地調査欄にチェックを入れないようにすべきである。

【意見】

補助事業者に対する現地調査は、少なくとも3年に1度、定期的を実施するのが望ましく、また、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。

(4) 長崎県国際定期航空路線安定運航支援事業費補助金（国際観光振興室）

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

長崎県空港活性化推進協議会

【趣旨】

長崎空港発着の国際定期路線（ソウル線・上海線・香港線）の運休や欠航を防ぎ、安定的な通年運航を確保する。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	ソウル線	長崎空港の着陸料及び航行援助施設利用料
	上海線	長崎空港の着陸料
	香港線	長崎空港の着陸料、航行援助施設利用料、グランドハンドリング費用等
補助率	ソウル線	各 50%以内
	上海線	50%以内
	香港線	各 100%以内

イ 問題点1 **【概算払いの必要性の検討が不十分である】**

本補助金は、令和元年6月に交付決定額 126,391,000 円の約 79%にあたる 100,000,000 円が、同年11月に 14,948,000 円が概算払いされ、その後、令和2年3月に合計 14,955,376 円の戻入がなされ交付額確定に至っている。

上記(1)・オのとおり、長崎県補助金等交付規則 16 条 2 項は、補助金等の交付が原則として後払いであり、概算払いは「特に必要がある場合」の例外的な扱いであることを定めている。

本補助金について一定の概算払いが必要になることは理解できるが、年度当初に交付確定額を超える概算払いが「特に必要」とまでは認めがたい。

今後は、長崎県補助金等交付規則 16 条 2 項の規定に従い、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。

また、同規則 16 条 2 項が 1 項を準用していることからすると、概算払いによる交付を求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出する際に、県に対し、概算払いを求める必要性を示すのが適切である。

【意見】

県は、長崎県補助金等交付規則 16 条 2 項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。

(5) 長崎県県産品振興事業補助金（物産ブランド推進課）

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

一般社団法人長崎県物産振興協会

【趣旨】

大都市における県産品の宣伝紹介及び販路拡大を促進し、本県産業の一層の振興と活性化を図る。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	物産展の開催に要する経費
補助率	2 分の 1 以内

イ 問題点 1 **【物産展に出店する事業者名や売上の報告を受けていない】**

県は、補助事業である物産展全体の売上報告は受けているものの、物産展に出店する事業者名、各出店事業者の売上について、補助事業者より報告を受けていない。

物産展に出店する事業者は、補助事業者が百貨店の意向を確認しながら協議、調整して決定することになっており、補助事業者としては、出店する事業者が固定化されないようにするなど、公益性・公平性にも一定の配慮をしているようであるが、物産展に出店する事業者の選定については、県において把握しておくことが望ましい。また、各出店事業者の売上は、本補助事業の効果を計る指標の一つとして、県において把握しておくことが望ましい。

そこで、県は、事業実績報告の一部として、出店事業者名及び各出店事業者の売上の報告を受けることを検討してもらいたい。

【意見】

県は、事業実績報告の一部として、出店事業者名及び各出店事業者の売上の報告を受けることを検討してもらいたい。

(6) 公益財団法人長崎県国際交流協会事業費補助金（国際課）

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

公益財団法人長崎県国際交流協会

【趣旨】

公益財団法人長崎県国際交流協会の事業を支援することにより、本県の国際化の促進を図る。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	補助事業者が実施する次に掲げる事業に要する経費のうち必要と認めるもの。 (1) 国際理解講座 (2) 海外移住関連事業 (3) 留学生支援事業 (4) 外国人支援事業 (5) 国際交流団体支援事業
補助率	予算の範囲内で知事が定める額。

イ 問題点1 **【概算払いの必要性の検討が不十分である】**

本補助金は、令和元年5月に交付決定額 11,735,000 円の 50%にあたる 5,867,500 円が、同年11月にも 5,867,500 円が概算払いされている。

本補助金については、人件費等の管理費の支出があるため、一定の概算払いが必要になることは理解できるが、上記(1)・オのとおり、長崎県補助金等交付規則 16 条2項は、補助金等の交付が原則として後払いであり、概算払いは「特に必要がある場合」の例外的な扱いであることを定めているところ、県担当者からは、上記概算払いを特に必要とする理由について明確な説明がなかった。

また、長崎県補助金等交付規則 16 条2項が1項を準用していることからすると、概算払いによる交付を求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出するに際しては、県に対し、概算払いを求める必要性を示すのが適切である。

【意見】

県は、長崎県補助金等交付規則 16 条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。

(7) 核兵器廃絶長崎連絡協議会事業費補助金 (国際課)

ア 補助金の概要 (指摘や意見をする上で必要な内容を紹介する。)

【補助事業者】

核兵器廃絶長崎連絡協議会

【趣旨】

長崎大学核兵器廃絶研究センターと連携して、核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を目指す。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	核兵器廃絶長崎連絡協議会が核兵器廃絶の実現のために要する経費で次に掲げるもの。 (1) 啓発事業費 (2) 人材育成事業費 (3) ネットワーク構築支援事業費 (4) 刊行事業費 (5) その他知事が必要と認めたもの
補助率	3分の1以内。ただし、予算の範囲で知事が定める額を限度とする。

イ 問題点1【次年度事業の広報費が当該年度に支出されている】

補助事業者は、令和元年度の啓発事業費として、次年度（令和2年度）に実施する核廃絶市民講座（以下「市民講座」という。）のチラシ・ポスター作製・印刷費 138,050円と送料を支出している。

補助事業は、交付決定が行われてはじめて実施できるものであるから、交付決定後に着手するのが原則である。

したがって、本補助事業の上記のような支出は、交付決定後の事業着手の原則に反しており、厳に避けるべきである。仮に、次年度事業を早めに広報する必要があるのであれば、県に対し、事前着手の承認申請を行うなどの手続きを経る必要がある。

【指摘事項】

県は、補助事業者に対し、交付決定後の事業着手を徹底するよう求め、例外的に事前着手を要する場合は、事前着手の承認申請を行わせるなど指導すべきである。

ウ 問題点2【収支予算書と収支精算書の費目が異なっている】

本補助事業では、市民講座を実施した上で報告書を作成・発送することになっており、収支予算書では、市民講座報告書にかかる費用は刊行事業費に計上されている。

しかしながら、収支精算書では、市民講座報告書の発送料が啓発事業費から支出されている。このように、市民講座報告書の発送料は、予算と決算で計上する費目が変わっているため、このような費目の変更がなされれば、事業ごとの支出の妥当性や事業効果の検証ができなくなってしまう。

収支精算書は、「補助事業等の完了…においては、報告書等の書類の審査…により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容…に適合するものであるかどうかを調査」という長崎県補助金等交付規則14条に基づき、補助事業者提出させるものであるから、収支予算と決算が比較できるように作成されるべきものである。

したがって、県は、補助事業者に対し、収支予算と決算が比較できるように、収支予算書と収支精算書の費目を揃えるよう指導すべきである。

【指摘事項】

県は、長崎県補助金等交付規則 14 条の趣旨を再確認し、補助事業者に対し、収支予算書と収支精算書の費目を揃えるよう指導すべきである。

エ 問題点 3 【概算払いの必要性の検討が不十分である】

本補助金は、令和元年 6 月に 5,000,000 円の一括概算払いがなされ、令和 2 年 2 月実施予定の「北東アジア非核化の政策提言セミナー」が新型コロナウイルス感染拡大の防止のために中止になったことで、令和 2 年 4 月に 116,742 円の戻入がなされている。

上記（1）・オのとおり、長崎県補助金等交付規則 16 条 2 項は、補助金等の交付が原則として後払いであり、概算払いは「特に必要がある場合」の例外的な扱いであることを定めている。

本補助金が事業実施のため、一定の概算払いが必要となることは理解できるが、年度当初に 5,000,000 円を一括概算払いすることが「特に必要」とは認めがたい。

今後は、長崎県補助金等交付規則 16 条 2 項の規定に従い、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。

また、同規則 16 条 2 項が同条 1 項を準用していることからすると、概算払いによる交付を求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出する際に、県に対し、概算払いを求める必要性を示すのが適切である。

【意見】

県は、長崎県補助金等交付規則 16 条 2 項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。

(8) 一般社団法人長崎県観光連盟運営費等補助金（観光振興課及び国際観光振興室共通）

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

一般社団法人長崎県観光連盟

【趣旨】

長崎県観光連盟の円滑な運営と事業推進を図ることにより、観光の振興及び文化の向上に寄与する。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	<p>(1) 運営費 組織運営に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員人件費 ・管理運営費 ・行事育成費 <p>(2) 事業費</p> <p>ア 国内観光客誘致に要する経費</p> <p>イ 海外観光客誘致に要する経費</p> <p>ウ 修学旅行誘致に要する経費</p> <p>オ コンベンション誘致に要する経費</p> <p>カ 情報発信及びプロモーションに要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 ・賃金 ・旅費交通費など
補助率	<p>(1) 運営費 10分の10以内</p> <p>(2) 事業費 10分の10以内</p>

イ 問題点1【仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない】

本補助金は、交付申請時の予算計画において、会計システム年間保守契約委託料、複合機リース料など消費税を含む金額で予算組みされている。

そうすると、交付された本補助金には、消費税が含まれているのであるから、長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱6条4項が適用され、上記(1)・イのとおり仕入れに係る消費税等相当額の報告をさせなければならない。

しかしながら、本補助金においても、補助事業者からかかる報告がされていない。

県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

【指摘事項】

県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

ウ 問題点2【現地調査の内容等が記録化されていない】

上記(1)・エで述べたとおり、補助事業者に対する現地調査には、①交付申請の内容及び交付の必要性の審査、②不正受給防止のための実態把握、③事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。

本補助事業においても現地調査が実施されてはいるが、調査結果を報告する書面が

作成されていない。

一般社団法人長崎県観光連盟運営費等補助金実施要綱7条1項は、「県は、事業の適正な執行を確保するため、原則として現地調査を行う。」としており、本補助事業に関しては、現地調査の実施が原則となっている。また、上記①ないし③の目的の重要性からしても、補助事業の記録として、現地調査を実施した担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。

【意見】

補助事業者に対する現地調査については、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。

(9) 長崎県航空路線利用促進強化事業費補助金（観光振興課及び国際観光振興室共通）

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

長崎県空港活性化推進協議会

【趣旨】

長崎県内の空港の利用の促進を図る。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	①国内航空路線の利用促進対策に要する経費 ②離島航空対策に要する経費 ③利用促進等活動事業に要する経費 ④国際航空路線の利用促進対策事業に要する経費 ⑤協議会事務局運営に要する経費
補助率	いずれも10分の10以内

イ 問題点1【現地調査の内容等が記録化されていない】

(1) ・エで述べたとおり、補助事業者に対する現地調査には、①交付申請の内容及び交付の必要性の審査、②不正受給防止のための実態把握、③事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。

本補助事業においても現地調査が実施されてはいるが、調査結果を報告する書面が作成されていない。

補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、上記①ないし③の目的の重要性からすれば、少なくとも3年に1度、定期的な実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。

【意見】

補助事業者に対する現地調査は、少なくとも3年に1度、定期的に実施するのが望ましく、また、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。

ウ 問題点2【概算払いの必要性の検討が不十分である】

本補助金は、令和元年6月に50,000,000円の概算払いが、同年8月に90,000,000円の概算払いが、同年11月に45,830,000円の概算払いがなされ、令和2年3月に41,801,000円、52,221,982円の戻入がそれぞれなされている。

上記(1)・オのとおり、長崎県補助金等交付規則16条2項は、補助金等の交付が原則として後払いであり、概算払いは「特に必要がある場合」の例外的な扱いであることを定めている。

本補助金が事業実施ため、一定の概算払いが必要となることは理解できるが、年度の上半期中に交付決定額の80%を超える140,000,000円の概算払いすることが「特に必要」とは認めがたい。

今後は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。

また、同規則16条2項が同条1項を準用していることからすると、概算払いによる交付を求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出する際に、県に対し、概算払いを求める必要性を示すのが適切である。

【意見】

県は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。

(10) 長崎県民体育大会開催費補助金（スポーツ振興課）

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

長崎県民体育大会実行委員会

【趣旨】

広く県民各層のスポーツを振興して、その普及及び発展と競技力の向上を図り、併せて県民の健康を増進し、明朗な県民性を養う。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	長崎県民体育大会の開催に必要と認める経費
補助率	予算の範囲内で知事が定める額

イ 問題点1【仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない】

本補助金は、交付申請時の予算計画において、会場使用料など消費税を含む金額で予算組みされている。

そうすると、交付された本補助金には、消費税が含まれているのであるから、長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱6条4項が適用され、上記(1)・イのとおり仕入れに係る消費税等相当額の報告をさせなければならない。

しかしながら、本補助金においても、補助事業者からかかる報告がされていない。

県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

【指摘事項】

県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

ウ 問題点2【事業費内訳書に必要な記載がなされていない】

本補助事業において、補助事業者は、収支予算書とは別に、「収支予算に係る事業費内訳」を提出することとされている（長崎県民体育大会開催費補助金等実施要綱6条2項(3)）。

かかる規定に従い、補助事業者は、事業費内訳書を提出しているが、この事業内訳書には、事業名「令和元年度ながさき総スポーツ祭第70回長崎県民体育大会開催事業」、事業費「9,534,000円」、補助対象額「9,534,000円」、補助率「定額」、補助金額「5,233,000円」、補助対象外経費「0円」という記載しかなされていない。

県が収支予算書に加えて事業費内訳書の提出を求める趣旨は、収支予算書の各費目の具体的内容を明らかにすることにあるが、補助事業者が提出している事業費内訳書は、収支予算書よりも簡易な記載しかなされていないため、このような事業費内訳書であれば提出させる意味がない。

したがって、県は、補助事業者に対して、収支予算書の費目の具体的内容を明らかにする事業費内訳書の提出を求めるべきである。

【指摘事項】

県は、補助事業者に対して、収支予算書の費目の具体的内容を明らかにする事業費内訳書の提出を求めるべきである。

エ 問題点3【現地調査の内容等が記録化されていない】

(1)・エで述べたとおり、補助事業者に対する現地調査には、①交付申請の内容及び交付の必要性の審査、②不正受給防止のための実態把握、③事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。

本補助事業においても現地調査が実施されてはいるが、調査結果を報告する書面が

作成されていない。

補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、上記①ないし③の目的の重要性からすれば、少なくとも3年に1度、定期的
に実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調
査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく
必要がある。

【意見】

補助事業者に対する現地調査は、少なくとも3年に1度、定期的
に実施するのが望ましく、また、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、
調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。

オ 問題点4【概算払いの必要性の検討が不十分である】

本補助金は、令和元年5月に5,233,000円の一括概算払いがなされている。

上記(1)・オのとおり、長崎県補助金等交付規則16条2項は、補助金等の交付が
原則として後払いであり、概算払いは「特に必要がある場合」の例外的な扱いである
ことを定めている。

本補助金が事業実施ため、一定の概算払いが必要となることは理解できるが、県民
体育大会の開催は同年11月9日ないし10日であるため、年度の当初に一括概算払い
することが「特に必要」とは認めがたい。

今後は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いの必要性を慎重
に検討してもらいたい。

また、同規則16条2項が同条1項を準用していることからすると、概算払いによる
交付を求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出する際に、県に対し、概算払い
を求める必要性を示すのが適切である。

【意見】

県は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求め
る補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に
検討してもらいたい。

(11) スポーツ・夢づくり推進事業補助金（スポーツ振興課）

ア 補助金の概要（指摘や意見をする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

県立施設の指定管理者

【趣旨】

Jリーグクラブの県立総合運動公園陸上競技場の利用料金の減免相当額を支援す
ることにより、当該クラブの経営の安定を図り、スポーツを活用した地域の活性化

の推進を図る。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	Jリーグクラブの県立施設の利用に伴う四半期ごとの利用料金
補助率	2分の1以内

イ 問題点1【現地調査の内容等が記録化されていない】

(1) ・エで述べたとおり，補助事業者に対する現地調査には，①交付申請の内容及び交付の必要性の審査，②不正受給防止のための実態把握，③事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的，役割がある。

本補助事業においても現地調査が実施されてはいるが，調査結果を報告する書面が作成されていない。

補助事業者に対する現地調査は，県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが，上記①ないし③の目的の重要性からすれば，少なくとも3年に1度，定期的を実施するのが望ましく，定期的な実施のためには，補助事業の記録として，現地調査実施の有無，実施した場合は担当者，調査方法・内容，調査結果などを残しておく必要がある。

【意見】

補助事業者に対する現地調査は，少なくとも3年に1度，定期的を実施するのが望ましく，また，補助事業の記録として，現地調査実施の有無，実施した場合は担当者，調査方法・内容，調査結果などを残しておくのが望ましい。

第5 県民生活環境部

1 監査の対象及び方法

(1) 監査対象とした補助金事業

ア 交通・地域安全課

補助金事業	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
交通安全指導員設置費補助金	41,675,780 円	7 月 17 日	8 月 25 日 10 月 22 日

イ 生活衛生課

補助金事業	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
公益財団法人長崎県食鳥肉衛生協会事業費補助金	0 円（補助金返還により）	7 月 17 日	8 月 25 日

ウ 地域環境課

補助金事業	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
大村湾浮遊ゴミ除去対策事業補助金	4,500,000 円	7 月 17 日	8 月 25 日

エ 自然環境課

補助金事業	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
長崎県国立公園清掃活動費補助金	2,592,000 円	7 月 17 日	8 月 25 日

2 問題点の検出

上記補助金事業を監査した結果、次の3事業について問題点を検出したので報告する。

(1) 交通安全指導員設置費補助金（交通・地域安全課）

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

一般財団法人長崎県交通安全協会

【趣旨】

道路歩行者等の交通安全の確保及び交通安全思想の普及を図るため、予算の定めるところにより交通安全指導員を設置する一般財団法人長崎県交通安全協会に対し、交通安全指導員設置費補助金を交付する。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	人件費，活動費及び事務費
補助率	補助対象経費の2分の1以内

【平成31年度収支予算書（交通安全指導員設置運営事業計画）】

科 目	金 額
人件費	80,944,000 円
被服費	2,019,000 円
研修費	2,169,000 円
活動費	1,998,000 円
運営費	3,295,000 円
合 計	90,425,000 円

イ 問題点1 【活動費に関し収支予算書及び収支決算書での計上方法が不適切である】

本補助金は、長崎県下各警察署の管轄区域ごとに交通安全指導員を配置し、市民に対する交通安全指導を行うことを目的としており、交通安全指導員の人件費や活動費が主な補助対象経費となっている。

補助事業者が交付申請書の添付書類として提出している収支予算書では、活動費として、交通安全指導員1人あたり月額5,000円（年額60,000円）、約33名分の総額として1,998,000円が予算計上され（平成31年4月26日に配置予定人数を32名とする計画変更があり、変更後の予算額は1,920,000円）、交通安全指導員が交通指導する際の会場への移動費や教材を作る材料費などの実費に充てることが予定されている。

そして、実績報告書添付の収支決算書では、計画変更後の32名分全額が支出されたことになっているが、令和元年度の交通安全指導員の配置実績は29名～31名（月毎に配置実績が異なる。）であり、交通安全指導員の移動費等の実費に充てるという活動費の性格からすると、32名分全額支出されていることに疑問が生じる。

この点に関し、県担当者は、かかる活動費は、交通安全指導員に対して毎月定額として支給するものではなく、交通安全指導員が各地区で指導活動を行うにあたって各地区で必要となる移動費等の平均額として算出して各地区に配分するものであるから、必ずしも配置人数に比例する費用ではないと説明する。

要するに、県担当者の説明からすると、活動費は交通安全指導員の配置人数により変動するものではなく、ほぼ一定額になるということであるが、そうであるならば、補助事業者が提出している収支予算書の計上方法は実体に即していないことになる。

また、上記のように収支予算書の活動費は交通安全指導員の配置人数に比例して支出するかのように計上されていながら、実績報告の収支決算書では配置人数に関わら

ず全額支出しているとなると、活動費にかかる予算が適正に執行されているのか検証できない。

収支予算書は、事業の実施計画やそれに伴う支出の実体に即して作成すべきであり、収支決算書は収支予算書で予定されている予算執行の適正性を検証できるように作成されなければいけない。

【指摘事項】

県は、補助事業者に対し、収支予算書の作成にあたっては、事業の実施計画やそれに伴う支出の実体に即して作成するよう指導すべきであり、収支決算書の作成にあたっては、収支予算書で予定されている予算執行の適正性を検証できるように作成するよう指導すべきである。

ウ 問題点2【補助金交付の必要性の検証が不十分である】

① 被服費の必要性が不明確である

交通安全指導員には、それぞれ、制服（夏服、合服、冬服、帽子、手袋、警笛、制靴など）が貸与されるようになっており、かかる被服費として、令和元年度は実績として2,224,444円（予算額：2,019,000円）が支出され、過年度も同程度の支出がされているとのことである。

令和元年度は29名～31名の交通安全指導員が配置され、交通安全指導員がほぼ毎日、室内外で制服を着用して活動していることからすると、損耗等により一定の被服費が必要となるのは理解できる。

しかし、毎年度2,000,000円もの被服費を要するのか疑問である。損耗や、人員の入れ替わりによる買い替え、規定に基づく貸与期間経過による交換のための買い替えが行われているが、人員の入れ替わりがあったとしても、制服は貸与制であるから、必ずしも買い替える必要はなく、また、人員の入れ替わりによりサイズを変える必要がある場合があったとしても、入れ替わりの数は平均して年に2～3人、配置人員総数の1割程度ということであり、また更に、貸与期間満了による買い替えに相応の額がかかるとしても、毎年度分の発注数量を予測し、一括契約することは可能と思われ、多額の費用を要するとは考えがたい。

いずれにしても、県担当者は、補助事業者が提出してくる収支予算書を基に予算要求や交付決定等を行っており、被服費の必要性について十分な検証を行っていないため、その必要性が不明確である。

② 本補助金全般として補助金額の妥当性の検証が不十分である

上記で指摘したとおり、本補助金については、活動費や被服費の予算計上に疑問が生じるが、県担当者は、これらの科目の予算額について十分な検証を行っていないと言わざるを得ない。

本補助金については、過去10年度を比較すると次のように減少していつている。

【過去 10 年度の補助金額の推移】

令和元年度	41,675,780 円	平成 26 年度	46,653,262 円
平成 30 年度	43,650,835 円	平成 25 年度	45,954,017 円
平成 29 年度	43,485,203 円	平成 24 年度	46,058,106 円
平成 28 年度	45,015,325 円	平成 23 年度	47,512,676 円
平成 27 年度	44,105,779 円	平成 22 年度	49,074,255 円

このように、本補助金は徐々に削減されているが、これは、県において補助の必要性、補助金額の妥当性を検証した結果によるものではなく、県財政の減縮傾向に伴ったものに過ぎない。

長崎県補助金等交付規則 5 条は、「知事は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めたときに」交付決定することになっているのであるから、県担当者は、補助事業者が提出する事業計画書や収支予算等を基に、補助対象経費の必要性や金額の妥当性を厳密に審査すべきである。

【指摘事項】

県は、長崎県補助金等交付規則 5 条に則り、補助対象経費の必要性や金額の妥当性など、交付申請の内容を厳密に審査すべきである。

エ 問題点 3 【概算払いの必要性の検討が不十分である】

本補助金は、年度当初の 4 月に当初交付決定額 45,212,500 円の約 66%にあたる 30,000,000 円が、7 月にはさらに 10,000,000 円が概算払いされ、上半期のうちに 88%以上の補助金が概算払いにより交付されている。

ここで、補助金等の交付方法に関する長崎県補助金等交付規則 16 条の定めは次のとおりである。

長崎県補助金等交付規則

第 16 条（補助金等の交付）

第 14 条の規定により通知を受けた補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、別に定めるところにより補助金等交付請求書（様式第 3 号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。この場合においては、前項の規定を準用するものとする。

このように、同条 2 項は、補助金等の交付が原則として精算払い、後払いであり、概算払いは「特に必要があるとき」の例外的な扱いであることを定めている。

本補助金が毎月発生する交通安全指導員の人件費等に充てられるため、一定の概算払いが必要となることは理解できるが、補助事業者が提出している支出計画からすると、毎月の支出予定額は6,000,000円前後であり、本補助金の対象経費となる2分の1相当額は月額3,000,000円程度、上半期の総額で18,000,000円程度であるから、年度当初に30,000,000円、上半期のうちに40,000,000円もの概算払いが「特に必要」とは認めがたい。

今後は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。

また、同規則16条2項が同条1項を準用していることからすると、概算払いによる交付を求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出する際に、県に対し、概算払いを求める必要性を示すのが適切である。

【意見】

県は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。

オ 問題点4【県に準じた契約方法の実施が不十分である】

本補助金の補助事業者は、交付申請時に、交通安全指導員に貸与する制服の購入のため、被服費として2,019,000円の支出を予定していたところ、補助事業者が行う契約については、補助金という県費を支出することになるため、競争性確保の観点から、個人又は小規模な団体に対する小規模な補助事業を除き、県の契約方法（市町を通じた間接補助事業など市町の契約方法に準じることが適当な場合は市町の契約方法）に準じて、公平・公正な契約がなされるよう適切に指導及び確認を行うこととされている（「平成31年度予算の執行について」平成31年4月1日付31財第1号）。

このように県の契約方法に準じるのであれば、当該補助事業者は、一括契約として支出予定総額や購入予定総数を基に仕様書を作成するなどし、競争入札あるいは見積もり合わせ等の手続きを実施すべきことになるが、当該補助事業者は、購入予定の制服を種類（夏服、冬服、合服、防寒コートなど）ごとに分割して、毎年度10回程度見積もり合わせを実施している。

県担当者によると、過去の監査で在籍者用と新任者用が判別できるよう分けて発注するよう指導を受けたこと及び汚損等により交換の申し出があったものはその都度発注していることから、分割して見積もり合わせすることになるとのことである。しかし、そうした事情・経緯があるとしても、毎年度分の発注数量が相当程度の確度で予測できると思われるから、上記のように、支出予定総額や購入予定総数を基に競争入札あるいは見積もり合わせの手続きを実施して毎年度分の発注先及び単価を決め（一括契約の締結）、その契約に基づいて都度発注することも可能と考えられる。

県が、一括契約を原則とし、支出予定総額に応じて競争性の高い契約方法を用いるようにしていることからすると、補助事業者に対しても、分割によらず、原則として一括契約にすべきこと、支出予定総額に応じて競争性の高い契約方法を用いることを指導してもらいたい。

【意見】

県は、補助事業者が行う契約につき、一括契約を原則とすべきこと、支出予定総額に応じて競争性の高い契約方法を用いるべきことを指導してもらいたい。

(2) 大村湾浮遊ゴミ除去対策事業補助金（地域環境課）

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

大村湾をきれいにする会（長崎県及び長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、西海市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町並びに大村湾海区漁業協同組合長会が構成する任意団体）

【趣旨】

大村湾の環境美化を図るため、予算の定めるところにより、大村湾浮遊ゴミ除去対策事業を実施する「大村湾をきれいにする会」に対し、大村湾浮遊ゴミ除去対策事業補助金を交付する。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	浮遊ゴミの陸揚げ、陸送及び焼却埋立の経費並びに海上の清掃活動の経費
補助率	補助対象経費の2分の1以内（4,500,000円が上限）

イ 問題点1 **【暴力団排除措置の対象から除外すべきでない】**

長崎県補助金等交付規則5条の2は、暴力団や暴力団員、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者等が補助金の申請者である場合、交付の決定を行わないとして、補助金からの暴力団排除措置を規定している。

暴力団等と密接な関係を有する補助事業者に県費である補助金を交付すべきでないとする暴排措置は、改めてその意義を論ずるまでもない必要かつ重要な規定であり、補助事業者が暴力団等と密接な関係を有する可能性がまったく考えられない場合以外、そうした可能性が抽象的にでも存在する場合は、暴力団排除措置の対象とすべきである。

県は、平成29年3月28日付環境部地域環境課長名の文書「暴力団排除措置の対象から除外する補助金等」において、本補助金を含めた2つの補助金を暴力団排除措置の対象から除外しており、補助対象者（補助事業者）が特定の公共的団体及び地方公共団体であり、暴力団の関与するおそれがないことをその理由に挙げている。ここで、

除外対象のもう1つの補助金は「生活排水対策重点地域を有する市町」を補助事業者とするものであり、こうした補助事業者に暴力団の関与するおそれがないと評価することはできる。

他方で、本補助金の補助事業者である「大村湾をきれいにする会」は、市町だけで構成される団体ではなく、市町（長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、西海市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町）に加えて大村湾海区漁業協同組合長会によって構成される任意団体である。大村湾海区漁業協同組合長会に暴力団が関与する現実的（具体的）な可能性は低いと考えられるが、市町という地方公共団体と異なり、漁業協同組合や組合長に暴力団が関与する可能性が抽象的にも存在しないと評価することはできない。他県において漁業協同組合や組合長に暴力団やその関係者が関与していた、あるいは、その可能性が強く疑われた事例も報告されている。

また、「大村湾をきれいにする会」は、会の規約に基づいて大村市に事務局が置かれ、役員（副会長、代表幹事、監事）を市町が務めており、仮に漁業協同組合や組合長に暴力団やその関係者が関与している場合でも、本補助事業の運営が暴力団やその関係者の影響を受けるおそれは考えにくいと言える。しかしながら、そうであるとしても、上記のとおり、「大村湾をきれいにする会」の構成メンバーである大村湾海区漁業協同組合長会に暴力団が関与する可能性が抽象的にも存在しないとまでは言えない以上、あえて本補助金を暴力団排除措置の対象から除外する理由、必要性はないと言ふべきである。

したがって、県が本補助金の補助事業者に暴力団の関与するおそれがないことを理由として暴力団排除措置の対象から除外したことは適切と言えない。長崎県補助金等交付規則5条の2の規定に従い、本補助金も暴力団排除措置の対象とすべきである。

【指摘事項】

県は、本補助金の補助事業者である「大村湾をきれいにする会」に暴力団が関与する可能性がまったくないと評価できない以上、長崎県補助金等交付規則5条の2の規定に従い、本補助金も暴力団排除措置の対象とすべきである。

(3) 長崎県国立公園清掃活動費補助金（自然環境課）

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

- ① 長崎県自然公園協議会
- ② 一般財団法人自然公園財団雲仙支部

【趣旨】

長崎県国立公園の環境美化を図るため、長崎県自然公園協議会及び一般財団法人自然公園財団雲仙支部に対し、長崎県国立公園清掃活動費補助金を交付する。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	事業費（材料費，役務費，その他直接経費からなる直接事業費と一般管理費）並びに事務費
補助率	総事業費又は基準額（長崎県自然公園協議会に対する補助金における基準額は1,800,000円／地区，一般財団法人自然公園財団雲仙支部に対する補助金における基準額は3,600,000円）のいずれか低い方の3分の1以内

イ 問題点1【交付先が補助事業者である団体の会長や支部所長という役職にされている】

長崎県環境部関係補助金等交付要綱において、本補助金の補助事業者は長崎県自然公園協議会及び一般財団法人自然公園財団雲仙支部と規定されており、補助事業の主体も、長崎県自然公園協議会（任意団体）及び一般財団法人自然公園財団という団体であるから、補助事業者はこれらの団体である。

ところが、本補助金実施要綱別表では「補助金の交付を受けることができるもの」として、長崎県自然公園協議会長及び一般財団法人自然公園財団雲仙支部所長と規定されており、これらの者が補助金の交付先とされている。

長崎県自然公園協議会長は長崎県自然公園協議会を代表する者ということで交付先にされているようであるが、補助金の交付先はあくまでも補助事業者である長崎県自然公園協議会とすべきであり、協議会の会長を交付先とする理由はない。

また、一般財団法人自然公園財団雲仙支部所長は、補助事業者である一般財団法人自然公園財団を代表する者に当たらないと考えられるので、この者を補助金の交付先にすることは適切でない。

【指摘事項】

本補助金の補助事業者は、団体としての長崎県自然公園協議会及び一般財団法人自然公園なのであるから、実施要項別表の「補助金の交付を受けることができるもの」を長崎県自然公園協議会長及び一般財団法人自然公園財団雲仙支部所長と規定することは不適切である。

本補助金の交付先は、長崎県自然公園協議会及び一般財団法人自然公園財団という団体であることを明確にしたうえで、補助金の交付等の事務を執行すべきである。

ウ 問題点2【現地調査の内容等が記録化されていない】

補助事業者に対する現地調査に関する、長崎県における規定は次のとおりである。

長崎県補助金等交付規則

第5条（補助金等の交付の決定）

知事は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。

補助金等交付事務にかかる審査の強化について（通知）

（平成14年4月16日付14財第15号）

2 現地調査の実施について

・現地調査は、必要に応じ、個々の補助事業及び調査箇所等を選定のうえ、積極的かつ計画的に行い、実態把握に努めること。

また、各部局においては、年間計画等を作成するなど適切かつ実効性のある現地調査となるよう留意すること。

・臨時的な調査の場合は、事前通知から現地調査に至るまで速やかに実施することとし、その趣旨が薄れることのないよう十分注意すること。

補助金等交付事務の適正化について（通知）

（平成21年6月19日付21財第74号）別紙のチェックリスト

・補助金等の不正受給の発生を防止するため、現地調査を実施したか。

補助金等の予算執行について（通知）

（平成27年7月21日付27財号外）

・支出については、書類審査のみならず、必要に応じて現地調査を行い、事業が目的に沿って実施されているかなど十分な実績確認に努めること。

このように、補助事業者に対する現地調査には、①交付申請の内容及び交付の必要性の審査、②不正受給防止のための実態把握、③事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。

本補助事業において、補助事業者から提出される実績報告書に基づいた実績確認等を行っているとのことであるが、本補助事業のための現地調査は実施されていない。

補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、上記①ないし③の目的の重要性からすれば、少なくとも3年に1度、定期的
に実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく

必要がある。

【意見】

補助事業者に対する現地調査は、少なくとも3年に1度、定期的を実施するのが望ましく、また、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。

第6 福祉保健部

1 監査の対象及び方法

(1) 監査対象とした補助金事業

ア 福祉保健課

補助金事業	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
旧多良見病院結核医療確保対策事業補助金	58,500,000 円	10月22日	10月27日
市町民生委員児童委員協議会等運営費補助金	133,811,130 円	10月22日～ 11月6日	11月10日
長崎県社会福祉協議会福祉活動指導員及び事務職員設置費補助金	23,204,000 円	10月22日	10月27日

イ 医療人材対策室

補助金事業	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
長崎県離島医師確保補助金	7,581,000 円	10月22日	10月27日

ウ 医療政策課

補助金事業	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
長崎県病院群輪番制病院運営費補助金	10,473,000 円	10月22日	10月27日

エ 長寿社会課

補助金事業	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
長崎県明るい長寿社会づくり推進機構運営事業費等補助金	60,855,000 円	11月6日	11月10日
長崎県軽費老人ホーム事務費補助金	486,007,388 円	11月6日	11月10日
長崎県介護福祉士修学資金等貸付事業費補助金	8,880,000 円	11月6日	11月10日
社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金	554,286,960 円	11月6日	11月10日

オ 障害福祉課

補助金事業	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
障害者スポーツ活動等振興事業補助金	7,745,000 円	10 月 22 日	10 月 27 日
長崎県しまの精神医療特別対策事業運営費補助金	12,601,507 円	10 月 22 日	10 月 27 日
長崎県障害者スポーツ協会運営費補助金	5,958,000 円	10 月 22 日	10 月 27 日

2 問題点の検出

上記補助金事業を監査した結果、次の 10 事業について問題点を検出したので報告する。

(1) 市町民生委員児童委員協議会等運営費補助金（福祉保健課）

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

市町民生委員児童委員協議会（長崎市及び佐世保市の協議会を除く 19 協議会）

【趣旨】

民生委員活動の推進を図るため、予算の定めるところにより、市町民生委員児童委員協議会に対し、同協議会等運営費補助金を交付する。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	民生委員活動の推進に要する経費
補助率	予算の範囲内で知事が定める額

イ 問題点 1 【補助金交付の必要性の検証が不十分である】

本補助金は、長崎県下にある市町民生委員児童委員協議会のうち、長崎市及び佐世保市の協議会を除く 19 協議会を補助の対象事業者としているが、補助事業の一環として、東北、北陸、関東、中部、近畿の各地方等遠方への視察研修旅行を実施し、交通費や宿泊費を含めた相当額の費用（参加人数の多い協議会では 2,000,000～3,000,000 円規模）の支出をしている協議会が複数存在する。

視察研修旅行の趣旨・目的は、視察先の民生委員等と交流して、各地の民生委員活動の状況等を聴き、意見を交換するなどして知見を広げるとともに民生委員活動推進の動機付けにjするということである。このような趣旨・目的からして、遠方への視察研修旅行が必ずしも不適切なわけではないが、公費による補助を受ける以上、近地への視察研修旅行に比較して高額となる費用に応じた必要性の検証が求められる。

しかし、本補助事業においては、視察研修旅行先選定の経緯や理由、実施された視察研修の内容、目的達成状況、効果等について県に対する説明や報告がなされておら

ず、遠方への視察研修旅行の費用に充てられた補助金交付の必要性の検証が不十分であると言わざるを得ない。

長崎県補助金交付規則5条は、「知事は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めたときに」交付決定することにしているのであるから、県担当者は、補助事業者が提出する事業計画書や収支予算書等を基に、補助対象経費の必要性や金額の妥当性を厳密に審査すべきである。

なお、補助事業者は、市町からも県とほぼ同額の補助金の交付を受けており、県の補助金は上記視察研修旅行の費用には充てられてはいないと考える余地もあるが、本補助金が「民生委員活動の推進に要する経費」全般を補助の対象として支出項目に制限を設けておらず、かつ、実績報告は各協議会の全体的な収支の報告であり、県の補助金がどの経費に充てられたのか特定されていないのであるから、県の補助金も上記視察研修旅行の費用に充てられたと考えるべきである。

【指摘事項】

県は、長崎県補助金等交付規則5条に則り、補助対象経費の必要性や金額の妥当性など、交付申請の内容を厳密に審査すべきである。

ウ 問題点2【仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない】

本補助金は、交付申請時の予算計画において、事務費、需要費、会場使用料、通信運搬費、旅費・研修費等が消費税を含む金額で予算組みされている。

そうすると、交付された本補助金には、消費税が含まれているのであるから、次の長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱6条4項が適用される。

長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱

第6条（実績報告等）

4 補助金等の交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、この金額（減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減じて申請又は報告した額を上回る部分の金額）を補助金等の額から減額して仕入れに係る消費税等相当額報告書により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該金額の返還を請求するものとする。

このような条項が定められている理由は、補助金の交付を受けた補助事業者が、補助事業を実施するに当たって課税仕入れを行い、確定申告の際に仕入税額を控除したとすると、当該補助事業者は仕入れに係る消費税額を実質的に負担しないことになり、

消費税額に相当する補助金が過払いになってしまうからである。したがって、交付する補助金に消費税等が含まれていないことが明らかな場合を除いて、県は、補助事業者に対し、仕入れに係る消費税等相当額の報告を求めなければならない。

しかし、かかる報告が適切に行われていなかったため、平成 29 年度包括外部監査において、県は、次のような指摘を受けている。

平成 29 年度包括外部監査報告書 28 頁

仮に消費税返還義務のある補助金支給者だった場合、消費税等相当額報告書が提出されないと補助金の過払につながる恐れがある。また、支給した補助金の消費税部分の還付に係る自治体の対応について、会計検査院により全国の自治体が度々指摘を受けている点からみても、リスクが高い部分と判断できる。

したがって、県は、補助金の額の確定から一定期間が経過した後（例えば、補助対象者が補助金の交付を受けた事業年度にかかる決算終了後など）に、補助対象経費に含まれた仕入れに係る消費税等相当額の有無、ならびにその状況を報告させることとし、その報告内容について十分に確認をすべきである。

この包括外部監査の指摘を受け、県は、各部局に対し、「平成 30 年度の予算執行について」（平成 30 年 4 月 2 日付 30 財第 1 号）及び「平成 31 年度の予算執行について」（平成 31 年 4 月 1 日付 31 財第 1 号）において、次のように指示した。

「平成 31 年度の予算執行について」（平成 31 年 4 月 1 日付 31 財第 1 号）

消費税込みで交付申請した補助事業者に対しては、仕入れに係る消費税等相当額の有無・状況を報告させるとともに、その報告においては消費税の確定申告書等の写しを添付させるなどして、適切かつ十分な確認を行うこと。なお、実績報告書を提出する時点において仕入れに係る消費税等相当額が明らかになっていない場合は、その額が確定した時点において報告・確認が必要となるため、翌年度以降にしっかりと引継がなされるよう、適切に管理・対応すること。

しかしながら、本補助金においても、補助事業者から仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない。

県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

【指摘事項】

県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

(2) 長崎県社会福祉協議会福祉活動指導員及び事務職員設置費補助金（福祉保健課）

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

社会福祉法人長崎県社会福祉協議会

【趣旨】

民間社会福祉活動の中核となる社会福祉法人長崎県社会福祉協議会の体制強化を図るため、予算の定めるところにより、同協議会に対し、長崎県社会福祉協議会福祉活動指導員及び事務職員設置費補助金を交付する。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	地域における社会福祉を推進する福祉活動指導員等の活動に要する経費（職員給与、諸手当、社会保険事業主負担金等、旅費、庁費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料、損料等）
補助率	長崎県社会福祉協議会福祉活動指導員及び事務職員設置費補助金実施要綱別表1第1の欄に定める額と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額

イ 問題点1【概算払いの必要性の検討が不十分である】

本補助金は、令和元年6月に当初交付決定額の全額にあたる23,204,000円が概算払いにより交付されている。

ここで、補助金等の交付方法に関する長崎県補助金等交付規則16条の定めは次のとおりである。

長崎県補助金等交付規則

第16条（補助金等の交付）

第14条の規定により通知を受けた補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、別に定めるところにより補助金等交付請求書（様式第3号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。この場合においては、前項の規定を準用するものとする。

このように、同条2項は、補助金等の交付が原則として精算払い、後払いであり、概算払いは「特に必要があるとき」の例外的な扱いであることを定めている。

本補助金の約80%以上に当たる19,638,000円が補助事業者の職員の給与に充てられるため、一定の概算払いが必要となることは理解できるが、補助事業者が提出している申請資料等を見ても、年度が始まって2か月余りしか経過していない令和元年6月に、交付決定額全額の概算払いが「特に必要」とは認めがたい。

今後は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。

また、同規則16条2項が同条1項を準用していることからすると、概算払いによる交付を求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出する際に、県に対し、概算払いを求める必要性を示すのが適切である。

【意見】

県は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。

(3) 長崎県離島医師確保補助金（医療人材対策室）

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

市町もしくは地方独立行政法人法に基づく地方独立行政法人

【趣旨】

離島振興法の適用地域に診療所を設置運営している市町もしくは地方独立行政法人に対し、医師給与に係る経費の一部を助成することにより、医師の確保を容易にし、もって離島医療の確保向上を図るため、予算の定めるところにより、長崎県離島医師確保補助金を交付する。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	医師の給与
補助率	医師の年間平均給与月額から基準額（申請年度の前々年度までの3か年における全国公立病院平均給与月額の平均額）を差し引いた額（ただし150,000円を限度とする）に12（給与の支給実績が12月未満の場合は当該月数）を乗じた額の2分の1

イ 問題点1 **【現地調査の内容等が記録化されていない】**

補助事業者に対する現地調査に関する、長崎県における規定は次のとおりである。

長崎県補助金等交付規則

第5条（補助金等の交付の決定）

知事は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。

補助金等交付事務にかかる審査の強化について（通知）

（平成14年4月16日付14財第15号）

2 現地調査の実施について

・現地調査は、必要に応じ、個々の補助事業及び調査箇所等を選定のうえ、積極的かつ計画的に行い、実態把握に努めること。

また、各部局においては、年間計画等を作成するなど適切かつ実効性のある現地調査となるよう留意すること。

・臨時的な調査の場合は、事前通知から現地調査に至るまで速やかに実施することとし、その趣旨が薄れることのないよう十分注意すること。

補助金等交付事務の適正化について（通知）

（平成21年6月19日付21財第74号）別紙のチェックリスト

・補助金等の不正受給の発生を防止するため、現地調査を実施したか。

補助金等の予算執行について（通知）

（平成27年7月21日付27財号外）

・支出については、書類審査のみならず、必要に応じて現地調査を行い、事業が目的に沿って実施されているかなど十分な実績確認に努めること。

このように、補助事業者に対する現地調査には、①交付申請の内容及び交付の必要性の審査、②不正受給防止のための実態把握、③事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。

県の所管課や関係各部署は、離島の医師確保という行政目的達成のために補助事業者と密に連絡をとり、帳票や書類を確認するなどして医師の稼働状況等の把握に努め、本補助事業に関しても要綱に沿った確認を行っていたとのことであるが、本補助事業の現地調査としての調査は実施されておらず、したがって、現地調査結果報告書も作成されていない。

補助事業者に対する現地調査を他の目的で行う監査や調査と兼ねて実施すること自

体は合理的であるが、そうした他の目的での監査や調査には、上記①交付申請の内容及び交付の必要性の審査、③事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的は必ずしも含まれていないため、本補助事業の現地調査の役割を十分に果たすわけではない。

補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、上記①ないし③の目的の重要性からすれば、少なくとも3年に1度、定期的に行うのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。

【意見】

補助事業者に対する現地調査は、少なくとも3年に1度、定期的に行うのが望ましく、また、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。

(4) 長崎県病院群輪番制病院運営費補助金（医療政策課）

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

長崎県病院企業団

【趣旨】

初期救急医療施設及び救急患者の搬送機関との円滑な連携体制のもとに、休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するため、長崎県島原病院が南高島原地域の病院と共同連携して実施する病院群輪番制の運営費に対して、予算の定めるところにより、長崎県病院群輪番制病院運営費補助金を交付する。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	病院群輪番制病院の運営に必要な職員給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）
補助率	長崎県病院群輪番制病院運営費補助金実施要綱別表1の第2欄の基準額と総事業費から寄付金その他収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額

イ 問題点1 **【概算払いの必要性の検討が不十分である】**

本補助金（平成30年度）は、平成30年8月に交付決定額の全額にあたる10,473,000円が概算払いにより交付されている（本補助金は令和元年度には実施されていない）。

しかし、上記（2）・イで述べたとおり、長崎県補助金等交付規則16条2項は、補助金等の交付が原則として精算払い、後払いであり、概算払いは「特に必要があると

き」の例外的な扱いであることを定めている。

本補助金が、補助事業者の職員の人件費に充てられるため、一定の概算払いが必要となることは理解できるが、補助事業者が提出している申請書類等を見ても、上半期の8月に補助金全額の概算払いが「特に必要」とは認めがたい。

今後は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。

また、同規則16条2項が同条1項を準用していることからすると、概算払いによる交付を求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出する際に、県に対し、概算払いを求める必要性を示すのが適切である。

【意見】

県は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。

ウ 問題点2【現地調査の内容等が記録化されていない】

上記(3)・イで述べたように、補助事業者に対する現地調査には、①交付申請の内容及び交付の必要性の審査、②不正受給防止のための実態把握、③事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。

本補助事業においても現地調査が実施されたとのことであるが、調査の日時、場所、調査実施者、調査方法、内容、結果等を記載した報告書は作成されておらず、調査実施者以外の者が後日調査の状況や補助金執行の状況を確認しようとしても十分行えないおそれがある。

補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、上記①ないし③の目的の重要性からすれば、少なくとも3年に1度、定期的実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。

【意見】

補助事業者に対する現地調査は、少なくとも3年に1度、定期的実施するのが望ましく、また、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。

(5) 長崎県明るい長寿社会づくり推進機構運営事業費等補助金(長寿社会課)

ア 補助金の概要(指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。)

【補助事業者】

公益財団法人長崎県すこやか長寿財団

【趣旨】

長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱の別表に定める「長崎県明るい長寿社会づくり推進機構運営事業費等補助金」について、予算の範囲内において補助金を交付する。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	「明るい長寿社会づくり推進機構運営事業」及び「元気高齢者の活躍推進事業」の実施に必要な報償費、賃金、報酬、旅費、需用費、工事請負費、備品購入費、役務費、委託料、補助金、使用料・賃借料、負担金並びに当該事業に従事する職員の人件費
補助率	知事が必要と認める額

イ 問題点1【仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない】

本補助金は、交付申請時の予算計画において、旅費、需用費、工事請負費、備品購入費、役務費、委託料、補助金、使用料・賃借料等が消費税を含む金額で予算組みされている。

そうすると、上記（1）・ウで述べたとおり、長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱6条4項に基づいて、県は、補助事業者に対し、仕入れに係る消費税等相当額の報告を求めなければならない。

しかしながら、本補助金において、補助事業者から仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない。

県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

【指摘事項】

県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

ウ 問題点2【概算払いの必要性の検討が不十分である】

本補助金は、令和元年6月に当初交付決定額円の約50%にあたる30,428,000円が、同年11月に残る30,427,000円がそれぞれ概算払いにより交付されている。

しかし、上記（2）・イで述べたとおり、長崎県補助金等交付規則16条2項は、補助金等の交付が原則として精算払い、後払いであり、概算払いは「特に必要があるとき」の例外的な扱いであることを定めている。

本補助金のうちの多くが令和元年5月に行われる「長崎県ねんりんピック」と同年

11月に行われる「全国ねんりんピック」その他の事業費に充てられるため、同年6月及び11月に一定の概算払いが必要となることは理解でき、補助事業者からは同年5月下旬に30,428,000円を、同年10月下旬に30,427,000円をそれぞれ支出する予定であるとの支出計画が提出されている。

しかし、毎月支出される職員人件費も補助対象事業費予算として24,753,000円計上されており、同年11月の時点で補助金全額を支払う概算払いが「特に必要」とは必ずしも認められない。

今後は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。

また、同規則16条2項が同条1項を準用していることからすると、概算払いによる交付を求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出する際に、県に対し、概算払いを求める必要性を示すのが適切である。

【意見】

県は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。

(6) 長崎県軽費老人ホーム事務費補助金（長寿社会課）

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

中核市を除く県内の軽費老人ホーム

【趣旨】

軽費老人ホームの運営の充実を図るため、社会福祉法人が設置する老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームの運営に要する費用に対して、予算の定めるところにより、長崎県軽費老人ホーム事務費補助金を交付する。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	長崎県軽費老人ホーム利用料等取扱基準に基づき入所者本人から徴収すべき事務費（人件費、旅費交通費、器具什器費、修繕費、消耗品費、水道光熱費、賃借料、租税公課等）の一部を減免した場合の当該減免した経費
補助率	施設ごとの事務費実支出額と長崎県軽費老人ホーム利用料等取扱基準に定める事務費基本額等を比較し、いずれか少ない額から入所者からの事務費徴収額を控除した額

イ 問題点1【仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない】

本補助金は、交付申請時の予算計画において、事務費として、旅費交通費、器具什器費、修繕費、消耗品費、水道光熱費、賃借料等が消費税を含む金額で予算組みされている。

そうすると、上記（１）・ウで述べたとおり、長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱6条4項に基づいて、県は、補助事業者に対し、仕入れに係る消費税等相当額の報告を求めなければならない。

しかしながら、本補助金において、補助事業者から仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない。

県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

【指摘事項】

県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

(7) 長崎県介護福祉士修学資金等貸付事業費補助金（長寿社会課）

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

社会福祉法人長崎県社会福祉協議会

【趣旨】

この補助金は、今後必要となる介護人材等を確保していくため、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対する修学資金等の貸付けや離職した介護人材の再就職準備金の貸付けに要する貸付原資等を補助することで、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	貸付金（介護福祉士修学資金、介護福祉士実務者研修受講資金、離職した介護人材の再就職準備金）並びに貸付事務費（人件費、旅費、消耗品費、光熱水費、役務費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料・賃借料等）
補助率	1/10（国庫補助相当額補助率は9/10）

イ 問題点1【仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない】

本補助金は、交付申請時の予算計画において、貸付事務費のうちの旅費、消耗品費、光熱水費、役務費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料・賃借料等が消費税を含む金額で予算組みされている。

そうすると、上記（１）・ウで述べたとおり、長崎県福祉保健部関係補助金等交付

要綱6条4項に基づいて、県は、補助事業者に対し、仕入れに係る消費税等相当額の報告を求めなければならない。

しかしながら、本補助金において、補助事業者から仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない。

県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

【指摘事項】

県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

ウ 問題点2【現地調査の内容等が記録化されていない】

上記(3)・イで述べたように、補助事業者に対する現地調査には、①交付申請の内容及び交付の必要性の審査、②不正受給防止のための実態把握、③事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。

本補助事業においては、法人指導監査が実施され、その結果が監査メモとして記録されているが、本補助事業の現地調査としては実施されておらず、その結果報告書も作成されていない。

補助事業者に対する現地調査を法人指導監査と兼ねて実施することは合理的ではあるが、法人指導監査には、上記①交付申請の内容及び交付の必要性の審査、③事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的は必ずしも含まれていないため、法人指導監査が本補助事業の現地調査の役割を十分に果たすわけではない。

補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、上記①ないし③の目的の重要性からすれば、少なくとも3年に1度、定期的実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。

【意見】

補助事業者に対する現地調査は、少なくとも3年に1度、定期的実施するのが望ましく、また、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。

(8) 障害者スポーツ活動等振興事業補助金（障害福祉課）

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

一般社団法人長崎県障害者スポーツ協会

【趣旨】

障害者スポーツの普及及び振興を図ることにより、障害者の心身の健康維持及び体力増進を図り社会参加を推進するため、障害者スポーツ活動等振興事業補助金を交付する。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	長崎県障害者スポーツ協会が実施する、スポーツに取り組んでいる障害者個人や団体に対するスポーツ大会参加経費やスポーツ大会等開催経費、全国障害者スポーツ大会九州ブロック予選会参加経費等の助成事業に係る経費（講師経費、会場使用料、医療品購入費、競技用具購入費等）
補助率	予算の範囲内での定額

イ 問題点1 **【概算払いの必要性の検討が不十分である】**

本補助金は、令和元年7月に当初交付決定額の全額にあたる8,038,000円が概算払いにより交付されている。

しかし、上記(2)・イで述べたとおり、長崎県補助金等交付規則16条2項は、補助金等の交付が原則として精算払い、後払いであり、概算払いは「特に必要があるとき」の例外的な扱いであることを定めている。

本補助金が、事前に支出することが必要なスポーツ大会参加経費や開催経費に充てられるため、一定の概算払いが必要となることは理解できるが、補助事業者が提出している請求内訳書を見ると、7月までに開催された各スポーツ大会等分の補助金合計金額（当初交付決定額ベース）は3,684,737円であり、7月に全額の概算払いをすることが「特に必要」とは認めがたい。

今後は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。

また、同規則16条2項が同条1項を準用していることからすると、概算払いによる交付を求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出する際に、県に対し、概算払いを求める必要性を示すのが適切である。

【意見】

県は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。

(9) 長崎県しまの精神医療特別対策事業運営費補助金（障害福祉課）

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

長崎県病院企業団

【趣旨】

しまの精神医療対策事業の振興を図るため、長崎県病院企業団に対し、予算の定めるところにより、長崎県しまの精神医療特別対策事業運営費補助金を交付する。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	長崎県上五島病院での外来診療事業及び上五島保健所での精神保健相談事業において精神科医師を派遣するために必要な報酬、給料、手当、共済費、報償費及び旅費
補助率	別に知事が定める額（10/10）

イ 問題点1【概算払いの必要性の検討が不十分である】

本補助金は、令和2年1月に当初交付決定額の全額にあたる12,658,016円が概算払いにより交付されている。

しかし、上記(2)・イで述べたとおり、長崎県補助金等交付規則16条2項は、補助金等の交付が原則として精算払い、後払いであり、概算払いは「特に必要があるとき」の例外的な扱いであることを定めている。

本補助金の大部分が医師の人件費（報酬、給料、手当、共済費、報償費）に充てられるため、一定の概算払いが必要となることは理解できるが、補助対象事業期間を2か月残した令和2年1月の時点で交付決定額の全額を概算払いすることが「特に必要」とする理由は認めがたい。

今後は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。

また、同規則16条2項が同条1項を準用していることからすると、概算払いによる交付を求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出する際に、県に対し、概算払いを求める必要性を示すのが適切である。

【意見】

県は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。

ウ 問題点2【現地調査の内容等が記録化されていない】

上記(3)・イで述べたように、補助事業者に対する現地調査には、①交付申請の内容及び交付の必要性の審査、②不正受給防止のための実態把握、③事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。

本補助事業においては、補助事業者から提出された報告書並びに現地の上五島保健所から提出された外来診療の状況（毎月の受診者数）及び精神保健相談の実施状況に関する報告書等を基に、事業の実施状況を確認しているということであるが、その確認の記録は作成されておらず、また、本補助事業のための現地調査は実施されていない。

県の職員である上五島保健所の職員が本補助事業である外来診療と精神保健相談の実施状況や精神科医師の派遣状況を現地で確認しているため、所管課が現地調査を行わないことには合理性があると言える。しかし、その場合、所管課は、上五島保健所からの報告書等に基づいて、補助事業がその目的に沿って実施されているか等について検証し、その検証結果を上五島保健所からの報告書等とともに本補助事業の記録として編綴しておくことが望ましい。

補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、上記①ないし③の目的の重要性からすれば、少なくとも3年に1度、定期的実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。県の出先機関等による調査確認がなされ、所管課による現地調査の必要まではないと言える場合でも、出先機関等による調査確認の方法・内容、結果とともに、それに基づき所管課が行った検証結果を補助事業の記録として残しておくことが望ましい。

【意見】

補助事業者に対する現地調査は、少なくとも3年に1度、定期的実施するのが望ましく、また、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。県の出先機関等による調査確認がなされ、所管課による現地調査の必要まではないと言える場合でも、出先機関等による調査確認の方法・内容、結果とともに、それに基づき所管課が行った検証結果を補助事業の記録として残しておくことが望ましい。

(10) 長崎県障害者スポーツ協会運営費補助金（障害福祉課）

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

一般社団法人長崎県障害者スポーツ協会

【趣旨】

障害者スポーツの普及及び振興を図るとともに、障害者の心身の健康維持及び体力増進をはかり、もって社会参加の推進に資するため、長崎県障害者スポーツ協会運営費補助金を交付する。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	長崎県障害者スポーツ協会の運営に要する全ての経費
補助率	予算額の範囲内での定額

イ 問題点1 【概算払いの必要性の検討が不十分である】

本補助金は、平成31年4月に当初交付決定額の全額にあたる5,958,000円が概算払いにより交付されている。

しかし、上記(2)・イで述べたとおり、長崎県補助金等交付規則16条2項は、補助金等の交付が原則として精算払い、後払いであり、概算払いは「特に必要があるとき」の例外的な扱いであることを定めている。

本補助金が補助事業者の職員の人件費等に充てられるため、一定の概算払いが必要となることは理解できるが、補助事業者が提出している予算書からは各経費の支出予定時期が必ずしも明らかではなく、少なくとも経費の全額が期初の4月に支出されることは考えにくく、4月の時点で交付決定額全額を概算払いすることが「特に必要」とは認めがたい。

今後は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。

また、同規則16条2項が同条1項を準用していることからすると、概算払いによる交付を求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出する際に、県に対し、概算払いを求める必要性を示すのが適切である。

【意見】

県は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。

第7 福祉保健部こども政策局

1 監査の対象及び方法

(1) 監査対象とした補助金事業

ア こども未来課

補助金事業	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
ココロねっこ運動推進事業費補助金	15,621,000 円	7月16日	8月28日
長崎県私立幼稚園連合会補助金	1,817,000 円	7月16日	8月28日

イ こども家庭課

補助金事業	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
県立福祉施設移譲施設元利償還金補給補助金	13,706,166 円	7月16日	8月28日

2 問題点の検出

上記補助金事業を監査した結果、次の2事業について問題点を検出したので報告する。

(1) ココロねっこ運動推進事業費補助金（こども未来課）

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

長崎県青少年育成県民会議

【趣旨】

青少年健全育成活動の普及と定着化、明るい家庭づくりを目指す「家庭の日」の浸透、及び子育て支援の意識の定着を図るとともに、地域見守り活動の充実、支援、連携強化、青少年健全育成県民運動推進のための人材育成等を図るため、長崎県青少年育成県民会議が実施する事業に対し、予算の定めるところにより補助金を交付する。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	青少年の健全育成県民運動推進のための人材育成及び連携強化に要する経費
補助率	予算の範囲内で知事が別に定める額（定額）

イ 問題点1 【概算払いの必要性が十分に検討されていない】

本補助金は、年度当初の5月に当初交付決定額15,621,000円全額が概算払いにより交付されている。

ここで、補助金等の交付方法に関する長崎県補助金等交付規則 16 条の定めは次のとおりである。

長崎県補助金等交付規則

第 16 条（補助金等の交付）

第 14 条の規定により通知を受けた補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、別に定めるところにより補助金等交付請求書（様式第 3 号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。この場合においては、前項の規定を準用するものとする。

このように、同条 2 項は、補助金等の交付が原則として精算払い、後払いであり、概算払いは「特に必要があるとき」の例外的な扱いであることを定めている。

本補助金を概算払いした理由について、県の回答によれば、補助事業者の財政基盤が脆弱であり、本補助金には人件費のほか、年度当初から事業実施（準備を含む。）のために必要な経費が含まれているため、以前から「特に必要があるとき」と認定し、概算払いをしてきたとのことであった。

しかし、交付申請時に提出されている事業計画書を確認すると、様々な事業の実施時期が記載されているものの、その内容から必ずしも全額を年度当初に概算払いする必要性が認められるとまでは言えない。補助金交付が原則としては精算払い、後払いであり、概算払いが例外的な扱いであることに鑑みれば、例えば、4 期に分けて補助金を交付するなど、年度当初の全額概算払い以外の方法を検討すべきである。

今後は、長崎県補助金等交付規則 16 条 2 項の規定に従い、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。

また、同規則 16 条 2 項が同条 1 項を準用していることからすると、概算払いによる交付を求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出する際に、県に対し、概算払いを求める必要性を示すのが適切である。

【意見】

県は、長崎県補助金等交付規則 16 条 2 項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。

(2) 長崎県私立幼稚園連合会補助金（こども未来課）

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

長崎県私立幼稚園連合会

【趣旨】

私立幼稚園の連絡調整，教育に関する研究・調査，各種研修会，講習会を開催し，私立幼稚園の振興に努めている長崎県私立幼稚園連合会に対し，予算に定めるところにより，長崎県私立幼稚園連合会補助金を交付する。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	補助事業を行う年度中に長崎県私立幼稚園連合会が私立幼稚園の連絡調整，教育に関する研究・調査，各種研修会，講習会を開催，若しくは参加するにあたり要した次に掲げる経費 (1) 旅費 (2) 人件費及び報酬費（給与，謝金等） (3) 使用料及び賃借費（会場借上費等） (4) 需用費（印刷製本費，消耗品費等） (5) 役務費（通信費等）
補助率	予算の範囲内で知事が別に定める額（定額）

イ 問題点1【事業計画書や事業報告書等の記載内容が不十分である】

長崎県補助金等交付規則4条及び5条，並びに，同規則13条及び14条は，補助事業者に対し，次のとおり，事業計画書や事業実績報告書等の提出を求めている。

第4条（補助金等の交付の申請）

補助金等の交付の申請（契約の申込みを含む。以下同じ。）をしようとする者は，補助金等交付申請書（様式第1号。ただし，契約の申込みにあつては，これに準ずる書類）に次に掲げる書類を添えて，知事に対しその定める時期までに提出しなければならない。ただし，添付書類については，知事が必要がないと認めたときは，省略することができる。

- (1) 補助事業等の事業計画書
- (2) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代る書類
- (3) 補助事業等が工事の施行に係るものであるときは，その実施設計書
- (4) その他知事が必要と認める書類

第5条（補助金等の交付の決定）

知事は，補助金等の交付の申請があつたときは，当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により，当該申請の内容を審査し，補助金等を交付すべきものと認めたときは，予算の範囲内において補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。

第13条1項（実績報告）

補助事業者等は、補助事業等が完了したとき、又は第11条第2項第2号の規定による補助事業等の廃止の承認を受けたときは、別に定めるところにより、補助事業等実績報告書（様式第2号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、同様とする。

第14条（補助金等の額の確定）

知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

このように、補助事業者が県に提出すべき事業計画書等は、補助金交付の必要性・相当性を審査するためのものであり、また、事業実績報告書等は、実施した事業の成果が交付決定の内容等と適合することを調査するためのものである。

本補助金についても事業計画書や事業報告書等が提出されているが、概括的な記載内容が多い。例えば、事業計画書では「県私幼連設置者・園長・主任研修会及び教師研修会及び免許状更新講習開催」という事業が記載されており、講師等の謝礼に1,000,000円が計上されているが、研修会が行われる具体的な回数は不明である。事業報告書においても同様であるため、概要と支出した総額しか分からず、具体的にどのような調査研究や研修会、講習会を計画し、実施したのか、各研修会等の参加（予定）人数は何人か、各研修会等で補助金支出をどのように計画し執行したのか、補助事業によりどのような効果があるのかなど、補助事業の具体的な計画や実施状況、予算の執行状況等が確認できない。

また、補助事業者の運営全体に関する収支予算書・決算書が提出されているのみで、補助対象事業に関する具体的な収支予算書・決算書が提出されていないため、補助対象事業に関する予算計画及び決算状況が確認できない。

本補助金は、あくまで事業費補助金であり、長崎県私立幼稚園連合会の運営費補助金ではないのであるから、県は、補助事業者に対し、事業計画書及び事業報告書等を提出させるにあたって、具体的に補助事業を特定させ、その特定事業の具体的な計画及び実施状況、並びに、補助金の支出計画及び執行状況が把握できる程度に記載するよう指導すべきである。

【指摘事項】

県は、補助事業者に対し、事業計画書及び事業報告書等を提出させるにあたり、具体的に補助事業を特定させ、その特定事業の具体的な計画及び実施状況、並びに、

補助金の支出計画及び執行状況が把握できる程度に記載するよう指導すべきである。

ウ 問題点2【仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない】

本補助金は、交付申請時の予算計画において、消費税を含む金額で予算組みされている。

そうすると、交付された本補助金には、消費税が含まれているのであるから、次の長崎県福祉保健部こども政策局関係補助金等交付要綱6条4項が適用される。

長崎県福祉保健部こども政策局関係補助金等交付要綱6条4項

第6条（実績報告等）

4 補助金等の交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、この金額（減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減じて申請又は報告した額を上回る部分の金額）を補助金等の額から減額して仕入れに係る消費税等相当額報告書により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該金額の返還を請求するものとする。

このような条項が定められている理由は、補助金の交付を受けた補助事業者が、補助事業を実施するに当たって課税仕入れを行い、確定申告の際に仕入税額を控除したとすると、当該補助事業者は仕入れに係る消費税額を実質的に負担しないことになり、消費税額に相当する補助金が過払いになってしまうからである。したがって、交付する補助金に消費税等が含まれていないことが明らかな場合を除いて、県は、補助事業者に対し、仕入れに係る消費税等相当額の報告を求めなければならない。

しかし、かかる報告が適切に行われていなかったため、平成29年度包括外部監査において、県は、次のような指摘を受けている。

平成29年度包括外部監査報告書28頁

仮に消費税返還義務のある補助金支給者だった場合、消費税等相当額報告書が提出されないと補助金の過払につながる恐れがある。また、支給した補助金の消費税部分の還付に係る自治体の対応について、会計検査院により全国の自治体が度々指摘を受けている点からみても、リスクが高い部分と判断できる。

したがって、県は、補助金の額の確定から一定期間が経過した後（例えば、補助対象者が補助金の交付を受けた事業年度にかかる決算終了後など）に、補助対象経費に含まれた仕入れに係る消費税等相当額の有無、ならびにその状況を報告させることとし、その報告内容について十分に確認をすべきである。

この包括外部監査の指摘を受け、県は、各部局に対し、「平成 30 年度の予算執行について」（平成 30 年 4 月 2 日付 30 財第 1 号）及び「平成 31 年度の予算執行について」（平成 31 年 4 月 1 日付 31 財第 1 号）において、次のように指示した。

「平成 31 年度の予算執行について」（平成 31 年 4 月 1 日付 31 財第 1 号）

消費税込みで交付申請した補助事業者に対しては、仕入れに係る消費税等相当額の有無・状況を報告させるとともに、その報告においては消費税の確定申告書等の写しを添付させるなどして、適切かつ十分な確認を行うこと。なお、実績報告書を提出する時点において仕入れに係る消費税等相当額が明らかになっていない場合は、その額が確定した時点において報告・確認が必要となるため、翌年度以降にしっかりと引継がなされるよう、適切に管理・対応すること。

しかしながら、本補助金においても、補助事業者から仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない。

県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

【指摘事項】

県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

第8 産業労働部

1 監査の対象及び方法

(1) 監査対象とした補助金事業

ア 企業振興課

補助金事業	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
オフィス系企業誘致事業補助金	626,330,000 円	8月6日～ 8月7日	10月5日 10月26日
対馬市に係る休廃止鉱山 鉱害防止工事費補助金	21,480,000 円	8月6日～ 8月7日	10月5日

イ 新産業創造課

補助金事業	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
長崎県新産業創出支援事業費補助金	29,060,000 円	8月6日～ 8月7日	10月5日

ウ 産業政策課

補助金事業	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
長崎県小規模事業経営支援事業費補助金	1,515,572,149 円	8月6日～ 8月7日	10月26日
長崎県中小企業連携組織 対策事業費補助金	123,237,196 円	8月6日～ 8月7日	10月26日

エ 経営支援課

補助金事業	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
長崎県保証料補給補助金	176,145,795 円	8月6日～ 8月7日	10月5日

オ 雇用労働政策課

補助金事業	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
長崎県シルバー人材センター 連合会事業費等補助金	8,045,000 円	8月6日～ 8月7日	10月5日
長崎県労働者福祉活動促進 事業費補助金	2,215,000 円	8月6日～ 8月7日	10月5日

2 問題点の検出

上記補助金事業を監査した結果、次の2事業について問題点を検出したので報告する。

(1) オフィス系企業誘致事業補助金（企業振興課）

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

県内に事務所又は事業所の新設等を行い事業を実施するもの及び事業の用に供するため事務所又は事業所の新設等を行うもの。9件。

【趣旨】

県内に新たな拠点を設置し、本社機能の移転及び情報技術の活用により中核的業務の集約等を図る企業の立地を促進し、雇用機会の増大及び地域経済の活性化を図るため、予算の定めるところにより、県内に事務所又は事業所を新たに設置するオフィス系企業等に対し、オフィス系企業誘致事業補助金を交付する。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	通信費、事務所賃借費、新規雇用者に係る経費、設備投資費、施設整備費
補助率	予算の範囲内で知事が別に定める基準による

イ 問題点1 【補助金申請時に暴力団排除に係る誓約書を徴しており、申請に先立つ立地協定時に誓約書を徴していない】

例えば、A社においては、補助金交付申請に先立ち、県との間で平成28年1月20日に立地協定を締結している。

立地協定書第3条には、以下のように規定されている（条文中の括弧書きは監査人による）。

（便宜の供与）

第3条 乙（県）及び丙（長崎市）は、甲（補助事業者）の業務が円滑にできるように協力する。

なお、立地協定書に暴排条項はない。

A社の補助金交付申請は令和2年3月3日で、同日、暴力団排除に係る誓約書が提出されている。

本補助事業においては、立地協定締結以降は、補助金交付申請手続き以前においても、補助対象候補者に利益（役務）を供与することがあり得るのであるから、立地協定締結の時点において、暴力団排除に係る誓約書を徴するなど、暴力団排除に向けた適切な措置を取っておくべきである。

【指摘事項】

県は、補助金交付申請手続き以前であっても、補助対象候補者に利益（役務）を供

与することがあり得る場合には、利益供与の可能性が生じた時点において、暴力団排除に係る誓約書を徴するなど、暴力団排除に向けた適切な措置を取っておくべきである。

(2) 長崎県シルバー人材センター連合会事業費等補助金（雇用労働政策課）

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

公益社団法人長崎県シルバー人材センター連合会

【趣旨】

県下全地域においてシルバー人材センター事業の一層発展、拡充を図るため、公益社団法人長崎県シルバー人材センター連合会に対し、予算の定めるところにより長崎県シルバー人材センター連合会事業費等補助金を交付する。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	補助対象者の運営及び補助目的の達成に必要な事業に要する経費
補助率	2分の1以内

【補助金額の推移】

年度	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
補助金額	8,245,000 円	8,045,000 円	8,045,000 円

イ 問題点 1 【補助金交付の必要性の検討が不十分である】

補助事業者の令和元年度の全体的収支は、経常収益 470,394,654 円、経常費用 467,921,629 円である。

本補助事業の補助対象となるのは、補助事業者の事業のうちの、「就業機会確保事業」であるが、事業計画書からは同事業の具体的な内容が明確に読み取れない。一方、同事業の経費内訳は人件費を含む諸謝金が約 10,000,000 円、法定福利費が約 1,600,000 円などであり、事業費の約 70%は人件費である。事業費補助の形式をとっているが、その大部分は運営費補助の性質を持っていると考えられる。また、補助事業者の経常収益 470,394,654 円のうち県補助金は 8,045,000 円であり、県補助金の占める割合は約 1.7%に過ぎない。

長崎県補助金等交付規則 5 条 1 項は、「知事は、補助金等の交付の申請があったときは、…当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めたとき」とし、補助金交付には必要性が認められることを要件としているところ、運営費補助については、補助事業者の自立を促進するため削減を目指すべきと考えられていること、補助事業者の全体の収益における県補助金の割合は約 1.7%に過ぎないことから、就業機会確保事業につき、補助金交付の必要性は明らかではない。

したがって、今後、県には、本補助金について交付の必要性や金額の妥当性など、交付申請の内容を厳密に検討してもらいたい。

【意見】

県は、長崎県補助金等交付規則 5 条 1 項に則り、補助対象経費の必要性や金額の妥当性など、交付申請の内容を厳密に検討してもらいたい。

第9 水産部

1 監査の対象及び方法

(1) 監査対象とした補助金事業

ア 漁業振興課

補助金事業	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
長崎県広域種共同放流推進事業費補助金	15,603,874 円	8月6日	9月30日
ヒラメ共同放流強化支援事業費補助金	13,376,000 円	8月6日	9月30日

イ 漁業取締室

補助金事業	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
悪質密漁監視事業費補助金	17,538,500 円	8月6日	9月30日

ウ 水産経営課

補助金事業	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
新水産業経営力強化事業費補助金(船台台車改修)	775,000 円	8月13日	9月23日
新水産業経営力強化事業費補助金(軽トラック冷凍車導入)	825,000 円	8月13日 11月6日	9月23日 11月12日
新水産業経営力強化事業費補助金(アサリ筏更新)	2,837,000 円	8月13日	9月23日
新水産業経営力強化事業費補助金(海難事故防止啓発)	795,000 円	8月13日	9月23日
新水産業経営力強化事業費補助金(バッテリー式フォークリフト導入)	914,000 円	8月13日	9月23日
新水産業経営力強化事業費補助金(活魚用タンク一体冷蔵車整備)	5,475,000 円	8月13日	9月23日
新水産業経営力強化事業費補助金(カキ, アサリ等運搬用トラック導入)	1,803,000 円	8月13日 11月12日	11月12日

新水産業経営力強化事業費補助金(蒲鉾水産加工原料冷蔵庫冷凍機整備)	4,250,000円	8月13日	9月23日
新水産業経営力強化事業費補助金(赤潮によるへい死魚処理, 赤潮防除剤散布)	512,000円	8月13日	11月12日
長崎県赤潮特約補助金	26,264,693円	11月6日	11月12日
長崎県漁業近代化資金利子補給金	82,924,065円	11月6日	11月12日

2 問題点の検出

上記補助金事業を監査した結果、次の4事業について問題点を検出したので報告する。

(1) 長崎県広域種共同放流推進事業費補助金(漁業振興課)

ア 補助金の概要(指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。)

【補助事業者】

有明海栽培漁業推進協議会

【趣旨】

複数県間を移動・回遊する広域回遊種の資源回復を図るために他県との共同種苗放流及び資源管理措置の取組を推進することとし、有明海栽培漁業推進協議会が実施する共同種苗放流等に要する経費に対して、予算の定めるところにより、長崎県広域種共同放流推進事業費補助金を交付する。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	トラフグ種苗放流等事業については、種苗を購入し、他県と共同放流するために要する経費並びに放流種苗の標識等に要する経費 クルマエビ種苗放流等事業については、種苗を購入し、他県と共同放流するために要する経費、放流種苗の標識等に要する経費並びに当該事業の実施に係る検討方策等の協議に要する経費
補助率	トラフグ種苗放流等事業については、当該事業に要する経費の5分の4以内 クルマエビ種苗放流等事業については、当該事業に要する経費の3分2以内

イ 問題点1【仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない】

本補助金は、交付申請時の予算計画において、種苗購入費、標識購入費、運搬費、傭船料が消費税を含む金額で予算組みされている。

そうすると、交付された本補助金には、消費税が含まれているのであるから、次の長崎県水産部関係補助金等交付要綱6条4項が適用される。

長崎県水産部関係補助金等交付要綱

第6条（実績報告等）

4 補助金等の交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、この金額（減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減じて申請又は報告した額を上回る部分の金額）を補助金等の額から減額して仕入れに係る消費税等相当額報告書により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該金額の返還を請求するものとする。

このような条項が定められている理由は、補助金の交付を受けた補助事業者が、補助事業を実施するに当たって課税仕入れを行い、確定申告の際に仕入税額を控除したとすると、当該補助事業者は仕入れに係る消費税額を実質的に負担しないことになり、消費税額に相当する補助金が過払いになってしまうからである。したがって、交付する補助金に消費税等が含まれていないことが明らかな場合を除いて、県は、補助事業者に対し、仕入れに係る消費税等相当額の報告を求めなければならない。

しかし、かかる報告が適切に行われていなかったため、平成29年度包括外部監査において、県は、次のような指摘を受けている。

平成29年度包括外部監査報告書28頁

仮に消費税返還義務のある補助金支給者だった場合、消費税等相当額報告書が提出されないと補助金の過払につながる恐れがある。また、支給した補助金の消費税部分の還付に係る自治体の対応について、会計検査院により全国の自治体が度々指摘を受けている点からみても、リスクが高い部分と判断できる。

したがって、県は、補助金の額の確定から一定期間が経過した後（例えば、補助対象者が補助金の交付を受けた事業年度にかかる決算終了後など）に、補助対象経費に含まれた仕入れに係る消費税等相当額の有無、ならびにその状況を報告させることとし、その報告内容について十分に確認をすべきである。

この包括外部監査の指摘を受け、県は、各部局に対し、「平成30年度の予算執行について」（平成30年4月2日付30財第1号）及び「平成31年度の予算執行につ

いて」（平成31年4月1日付31財第1号）において、次のように指示した。

「平成31年度の予算執行について」（平成31年4月1日付31財第1号）

消費税込みで交付申請した補助事業者に対しては、仕入れに係る消費税等相当額の有無・状況を報告させるとともに、その報告においては消費税の確定申告書等の写しを添付させるなどして、適切かつ十分な確認を行うこと。なお、実績報告書を提出する時点において仕入れに係る消費税等相当額が明らかになっていない場合は、その額が確定した時点において報告・確認が必要となるため、翌年度以降にしっかりと引継がなされるよう、適切に管理・対応すること。

しかしながら、本補助金においては、補助事業者から仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない。

県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

【指摘事項】

県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

ウ 問題点2【県に準じた契約方法の実施が不十分である】

本補助金の補助事業者は、交付申請時に、クルマエビ種苗購入費として12,528,000円の支出を予定していたところ、補助事業者が行う契約については、補助金という県費を支出することになるため、競争性確保の観点から、個人又は小規模な団体に対する小規模な補助事業を除き、県の契約方法（市町を通じた間接補助事業など市町の契約方法に準じることが適当な場合は市町の契約方法）に準じて、公平・公正な契約がなされるよう適切に指導及び確認を行うこととされている（「平成31年度の予算の執行について」平成31年4月1日付31財第1号）。

このように県の契約方法に準じるのであれば、当該補助事業者は、競争入札あるいは見積もり合わせ等の手続きを実施すべきことになる。

本補助事業において、補助事業者は、見積もり合わせを実施しているものの、見積もりを提出した種苗業者は2社に限られ、以下のような状況から、十分な競争が行われているか疑問が残る。

すなわち、本補助事業は平成30年度から始まり、令和元年度は2年目であったが、2年とも見積もりを提出した種苗業者は同じ2社であり、かつ落札したのも同じ種苗業者であった。また、2社の見積もり金額の比率（落札した業者の見積もり額/もう1社の見積もり額）も2年ともほぼ同じであった。

県担当者のお話では、補助事業者が見積もり合わせを実施するに当たり、県が九州

地区の種苗業者 10 社に対して本補助事業で必要となる種苗の数量、サイズ、及び納入時期を示して供給可能か照会したところ、可能と回答した種苗業者は 2 社だけであり、補助事業者は当該 2 社に見積もりを依頼してきたとのことである。こうした経緯及び状況からすると、見積り依頼先を多様化することによって競争性を確保することは難しいと考えられる。

しかし、種苗の購入金額が 12,528,000 円と大きく、本補助事業が、実施予定期間である令和 4 年度以降も継続される見込みがあるということであれば、種苗購入費の削減に向けた工夫を行うよう補助事業者を指導してもらいたい。方法としては、例えば 2 年続けて落札できなかった種苗業者に対し、その結果をどのように捉えているのかヒアリングを行い、効果的な見積り合わせのために生かせることがあれば生かす、また、2 社の価格競争力に差があり見積り合わせに競争性確保の効果が期待できない場合は、価格競争力のある種苗業者に対して、随意契約を結ぶ代わりにコストダウンのための提案を求めるなどが考えられる。

このように、どうすれば種苗購入価格が削減できるか種苗業者と「対話」をしながら工夫するよう補助事業者を指導してもらいたい。

県が、一括契約を原則とし、支出予定総額に応じて競争性の高い契約方法を用いるようにしていることからすると、補助事業者に対しても、支出予定総額に応じて競争性が確保できる契約方法を用い、それが難しい場合はそれに代わる方法を工夫するよう指導してもらいたい。

【意見】

県は、補助事業者が行う契約につき、支出予定総額に応じて競争性が確保できる契約方法を用い、それが難しい場合はそれに代わる方法を工夫するよう指導してもらいたい。

エ 問題点 3 【概算払いの必要性の検討が不十分である】

本補助金は、令和元年 7 月に当初交付決定額 15,576,000 円全額が概算払いにより交付されている。

ここで、補助金等の交付方法に関する長崎県補助金等交付規則 16 条の定めは次のとおりである。

長崎県補助金等交付規則

第 16 条（補助金等の交付）

第 14 条の規定により通知を受けた補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、別に定めるところにより補助金等交付請求書（様式第 3 号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。この場合においては、前項の規定を準用するものとする。

このように、同条2項は、補助金等の交付が原則として精算払い、後払いであり、概算払いは「特に必要があるとき」の例外的な扱いであることを定めている。

本補助金の大部分が種苗購入費及び種苗放流費用に充てられ、種苗の放流がクルマエビは令和元年6月、トラフグが同年7月に行われたことから一定の概算払いが必要となることは理解できるが、補助事業者が提出した資料によると、クルマエビの種苗購入費の支払いは同年9月であり、トラフグの種苗購入費の支払いは令和2年3月であったのだから、令和元年7月に当初交付決定額全額の概算払いが「特に必要」とは認めがたい。

今後は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。

また、同規則16条2項が同条1項を準用していることからすると、概算払いによる交付を求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出する際に、県に対し、概算払いを求める必要性を示すのが適切である。

【意見】

県は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。

オ 問題点4【現地調査の内容等が記録化されていない】

補助事業者に対する現地調査に関する、長崎県における規定は次のとおりである。

長崎県補助金等交付規則

第5条（補助金等の交付の決定）

知事は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。

補助金等交付事務にかかる審査の強化について（通知）

（平成14年4月16日付14財第15号）

2 現地調査の実施について

・現地調査は、必要に応じ、個々の補助事業及び調査箇所等を選定のうえ、積極的かつ計画的に行い、実態把握に努めること。

また、各部局においては、年間計画等を作成するなど適切かつ実効性のある現地調査となるよう留意すること。

・臨時的な調査の場合は、事前通知から現地調査に至るまで速やかに実施することとし、その趣旨が薄れることのないよう十分注意すること。

補助金等交付事務の適正化について（通知）

（平成 21 年 6 月 19 日付 21 財第 74 号）別紙のチェックリスト

- ・ 補助金等の不正受給の発生を防止するため、現地調査を実施したか。

補助金等の予算執行について（通知）

（平成 27 年 7 月 21 日付 27 財号外）

- ・ 支出については、書類審査のみならず、必要に応じて現地調査を行い、事業が目的に沿って実施されているかなど十分な実績確認に努めること。

このように、補助事業者に対する現地調査には、①交付申請の内容及び交付の必要性の審査、②不正受給防止のための実態把握、③事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。

本補助事業においても現地調査が実施され、領収書等の帳票原本の確認を実施したとのことであるが、現地調査の結果報告書は作成されていない。

補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、上記①ないし③の目的の重要性からすれば、少なくとも 3 年に 1 度、定期的実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。

【意見】

補助事業者に対する現地調査は、少なくとも 3 年に 1 度、定期的実施するのが望ましく、また、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。

（2）ヒラメ共同放流強化支援事業費補助金（漁業振興課）

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

各地域（橘湾，大村湾，壱岐，対馬，五島，県北，西彼地域，有明海）栽培漁業推進協議会（各地域の市町村と漁業協同組合とからなる任意団体）

【趣旨】

ヒラメ資源の回復のため、各地域栽培漁業推進協議会等が行う高い放流効果が得られる内湾性の海域（有明海・橘湾・大村湾）へのヒラメ種苗の放流等に要する経費に対して、予算の定めるところにより、ヒラメ共同放流強化支援事業費補助金を交付する。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	高い放流効果が得られる内湾性の海域（有明海・橘湾・大村湾）へ放流するヒラメ種苗の海域毎に規則化された標識放流を行うために必要な経費で次に掲げるもの （１）種苗購入に要する経費 （２）標識装着に要する経費 （３）種苗の運搬に要する経費
補助率	当該事業に要する経費の2分の1以内

イ 問題点1【仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない】

本補助金は、交付申請時の予算計画において、種苗購入費、標識購入費、運搬費等が消費税を含む金額で予算組みされている。

そうすると、上記（１）・イで述べたとおり、長崎県水産部関係補助金等交付要綱6条4項に基づいて、県は、補助事業者に対し、仕入れに係る消費税等相当額の報告を求めなければならない。

しかしながら、本補助金において、補助事業者から仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない。

県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

【指摘事項】

県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

(3) 悪質密漁監視事業費補助金（漁業取締室）

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

漁場監視連絡協議会（任意団体）

【趣旨】

漁業者自らが実施する密漁に対する監視活動等の強化を図るため、予算の定めるところにより、漁場監視連絡協議会に対し、悪質密漁連携監視事業費補助金を交付する。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	（１）監視活動に使用する船舶等の運行に要する経費 （２）密漁防止普及啓発活動に要する経費
補助率	上記（１）の経費の3分の1以内 上記（２）の経費の2分の1以内（定額）

イ 問題点1【仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない】

本補助金は、交付申請時の予算計画において、船舶の燃料購入費や諸経費、看板製作・設置費用等が消費税を含む金額で予算組みされている。

そうすると、上記（１）・イで述べたとおり、長崎県水産部関係補助金等交付要綱6条4項に基づいて、県は、補助事業者に対し、仕入れに係る消費税等相当額の報告を求めなければならない。

しかしながら、本補助金において、補助事業者から仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない。

県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

【指摘事項】

県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

(4) 新水産業経営力強化事業費（軽トラック冷凍車導入費用）補助金（水産経営課）

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

大村湾漁業協同組合

【趣旨】

扱い魚種の多い大村湾漁業協同組合では直売所での販売が多いが、料理店等への販売強化を図るため、配送に必要な冷凍設備付きの軽トラック1台を導入することとして、そのための補助金を交付する。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	漁業者の所得向上を目指す地域一体となった取組に要する経費
補助率	上記経費の2分の1以内

イ 問題点1【県に準じた契約方法の実施が不十分である】

本補助金の補助事業者は、交付申請時に、冷凍設備付き軽トラック購入費として1,980,000円の支出を予定していた。上記（１）・イで長崎県広域種共同放流推進事業費補助金について述べたとおり、補助事業者が行う契約については、補助金という県費を支出することになるため、競争性確保の観点から、原則として、県の契約方法に準じて、公平・公正な契約がなされるよう適切に指導及び確認を行うこととされている（「平成31年度の予算の執行について」平成31年4月1日付31財第1号）。

このように県の契約方法に準じるのであれば、当該補助事業者は、競争入札あるいは見積もり合わせ等の手続きを実施すべきことになるが、それらは実質的にも十分な

競争がなされるよう、見積もり依頼時の仕様書の作成並びに入札参加業者・見積もり依頼先業者の選定に十分注意した上で実施する必要がある。

本補助事業において、補助事業者は競争入札を実施しているが、応札した3社のいずれもが同じメーカー（スズキ）の車両で応札しており、ディーラー間での競争があったとしても、メーカー間での競争はなかった可能性が強い。

また、入札に際して補助事業者はメーカーをスズキと指定したわけではないが、令和元年12月9日に入札を実施する前（同年11月20日）に、補助事業者は、今回の落札者である長崎県漁業組合連合会から見積もりを入手し、その見積もり依頼の際に補助事業者が同連合会に提示した仕様書（または同連合会から見積書とともに提出された仕様書）と同じ内容の仕様書を基にして入札を実施したと推察される。その仕様書には詳細な車体寸法（荷台の長さ、及び高さ）等が記載されており、これを見た応札者が特定のメーカー（スズキ）の車両を想定して入札を実施していると考えて応札した可能性がある。

加えて、入札が実施される前の同年10月21日に、入札に参加した3社のうちの1社が落札者に見積もりを提出していたようであり（見積書のFAXが記録として綴じられていた）、この点からも十分な競争がなされたのか疑問が残る。

県が、支出予定総額に応じて競争性の高い契約方法を用いるようにしていることからすると、補助事業者に対しても、支出予定総額に応じて競争性が確保できる契約方法を用いるよう指導してもらいたい。

【意見】

県は、補助事業者が行う契約につき、支出予定総額に応じて競争性が確保できる契約方法を用いるよう指導してもらいたい。

第10 農林部

1 監査の対象及び方法

(1) 監査対象とした補助金事業

ア 農山村対策室

補助金事業	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
長崎県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金	99,997 円	8月5日～ 8月26日	10月1日

イ 農業経営課

補助金事業	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
長崎県就農支援資金県貸付金貸付等事業費補助金	163,274 円	8月5日～ 8月26日	10月1日
長崎県農業近代化利子補給費補助金	63,672,176 円	8月5日～ 8月26日	実施せず
元気ある担い手アクション事業費補助金	4,090,000 円	8月5日～ 8月26日	10月1日

ウ 農地利活用推進室

補助金事業	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
長崎県農業委員会ネットワーク機構補助金	22,107,000 円	8月5日～ 8月26日	10月1日
長崎県農地集積・集約化対策事業費補助金	120,013,784 円	8月5日～ 8月26日	10月1日
農地中間管理機構経営基盤強化対策事業費補助金	3,617,000 円	8月5日～ 8月26日	10月1日

エ 農産園芸課

補助金事業	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
長崎県指定野菜価格安定対策事業費補助金	296,529,000 円	8月5日～ 8月26日	10月6日
長崎県特定野菜等価格安定対策事業費補助金	15,854,289 円	8月5日～ 8月26日	10月6日
長崎県果実生産出荷安定基金造成事業費補助金	0 円（補助金返還により）	8月5日～ 8月26日	実施せず
長崎県産地パワーアップ事業費助成金	280,166,000 円	8月5日～ 8月26日	10月6日

オ 畜産課

補助金事業	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
長崎県肉用牛肥育経営安定対策費補助金	27,877,020 円	8月5日～ 8月26日	実施せず
長崎和牛肥育素牛導入事業費補助金	25,150,000 円	8月5日～ 8月26日	10月6日
長崎県乳用牛群検定推進事業費補助金	2,498,250 円	8月5日～ 8月26日	10月13日
乳用後継牛確保対策事業費補助金	3,840,000 円	8月5日～ 8月26日	10月13日
長崎県養豚価格安定対策費補助金	20,597,248 円	8月5日～ 8月26日	実施せず
長崎県鶏卵価格安定対策費補助金	5,459,685 円	8月5日～ 8月26日	10月13日
長崎県特定指定疾病損耗防止推進事業費補助金	3,591,709 円	8月5日～ 8月26日	10月6日
長崎県家畜飼料特別支援資金利子補給金	13,795 円	8月5日～ 8月26日	実施せず
長崎県畜産経営維持緊急支援資金利子補給金	169,235 円	8月5日～ 8月26日	実施せず
長崎県畜産経営体質強化資金利子補給金	293,774 円	8月5日～ 8月26日	実施せず
長崎県獣医師確保修学資金貸与事業費補助金	8,707,600 円	8月5日～ 8月26日	10月6日

カ 農村整備課

補助金事業	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
土地改良施設維持管理適正化事業補助金	19,200,000 円	8月5日～ 8月26日	10月6日

キ 林政課

補助金事業	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
長崎県森林整備法人利子助成金	69,397,000 円	8月5日～ 8月26日	実施せず

2 問題点の検出

上記補助金事業を監査した結果、次の13事業について問題点を検出したので報告する。

(1) 長崎県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金（農山村対策室）

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

島原市鳥獣被害対策協議会

平戸市鳥獣被害防止対策協議会

雲仙市有害鳥獣被害防止対策協議会

【趣旨】

鳥獣による農作物の被害を防止し、農業経営の安定を図る。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	1 捕獲体制整備 狩猟免許取得に関する経費 2 鳥獣対策情報活用促進 イノシシの捕獲情報を把握、整理、報告するための経費 3 被害防止対策整備 (1) 「捕獲隊」設置に要する経費 (2) 「棲み分け対策」の体制整備のために要する経費
補助率	1 対象経費の5分の2以内 2 定額。{(当該年度における市町負担単価－平成30年度市町負担単価) × 0.2} × 当該年度における捕獲数を限度とする。 3 定額。ただし、1地区当たり10万円を限度とし、(1)又は(2)のみ実施の場合、1地区当たり5万円を限度とする。

イ 問題点1 【仕入れ控除の裏付け資料の提出がなされていない】

本補助金は、交付申請時の予算計画において、消費税を含む金額で予算組みされている。

そうすると、交付された本補助金には、消費税が含まれているのであるから、次の長崎県農林部関係補助金等交付要綱6条4項が適用される。

長崎県農林部関係補助金等交付要綱

第6条（実績報告等）

4 補助金等の交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、この金額（減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減じて申請又は報告した額を上回る部分の金額）を補助金等の額から減額して仕入れに係る消費税等相当額報告書により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該金額の返還を請求するものとする。

このような条項が定められている理由は、補助金の交付を受けた補助事業者が、補助事業を実施するに当たって課税仕入れを行い、確定申告の際に仕入税額を控除したとすると、当該補助事業者は仕入れに係る消費税額を実質的に負担しないことになり、消費税額に相当する補助金が過払いになってしまうからである。したがって、交付する補助金に消費税等が含まれていないことが明らかな場合を除いて、県は、補助事業者に対し、仕入れに係る消費税等相当額の報告を求めなければならない。

しかし、かかる報告が適切に行われていなかったため、平成29年度包括外部監査において、県は、次のような指摘を受けている。

平成29年度包括外部監査報告書 28頁

仮に消費税返還義務のある補助金支給者だった場合、消費税等相当額報告書が提出されないと補助金の過払につながる恐れがある。また、支給した補助金の消費税部分の還付に係る自治体の対応について、会計検査院により全国の自治体が度々指摘を受けている点からみても、リスクが高い部分と判断できる。

したがって、県は、補助金の額の確定から一定期間が経過した後（例えば、補助対象者が補助金の交付を受けた事業年度にかかる決算終了後など）に、補助対象経費に含まれた仕入れに係る消費税等相当額の有無、ならびにその状況を報告させることとし、その報告内容について十分に確認をすべきである。

この包括外部監査の指摘を受け、県は、各部局に対し、「平成30年度の予算執行について」（平成30年4月2日付30財第1号）及び「平成31年度の予算執行について」（平成31年4月1日付31財第1号）において、次のように指示した。

「平成 31 年度の予算執行について」（平成 31 年 4 月 1 日付 31 財第 1 号）

消費税込みで交付申請した補助事業者に対しては、仕入れに係る消費税等相当額の有無・状況を報告させるとともに、その報告においては消費税の確定申告書等の写しを添付させるなどして、適切かつ十分な確認を行うこと。なお、実績報告書を提出する時点において仕入れに係る消費税等相当額が明らかになっていない場合は、その額が確定した時点において報告・確認が必要となるため、翌年度以降にしっかりと引継がなされるよう、適切に管理・対応すること。

この点、補助事業者である島原市鳥獣被害対策協議会、雲仙市有害鳥獣被害防止対策協議会が提出した各事業実績書の備考欄には「該当なし」との記載があるところ、この記載は、「仕入れに係る消費税相当額がない」ことを意味する。したがって、補助事業者からは、仕入れに係る消費税相当額の報告はなされていると言える。

もっとも、県は、事業実績書の「該当なし」の記載のみをもって、課税売上が 10,000,000 円以下であるなど、消費税法 9 条 1 項に該当し納税義務が免除されるものと判断しているが、課税売上額の裏付資料を求めるまではしておらず、補助事業者が確定申告をしているかどうかも確認していない。

上記のとおり、仕入れに係る消費税等相当額の報告は、補助金の過払いを防止するための重要な措置であり、「平成 31 年度の予算執行について」においても、消費税の確定申告書の写しを提出させるなどして十分に確認することを求めている。したがって、仕入れに係る消費税等相当額の報告については、実績報告書の「該当なし」との記載では足りず、消費税等の確定申告書など、消費税法 9 条 1 項に該当することの根拠資料の提出を求めるなどすべきである。

【指摘事項】

仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、実績報告書の記載のみをもって報告を受けたものとはせず、消費税法 9 条 1 項に該当することの根拠資料の提出を求めるなどすべきである。

ウ 問題点 2 【実情に基づいた交付申請がなされていない可能性がある】

平戸市鳥獣被害防止対策協議会は、捕獲体制整備のために事業の実施箇所の決定及び補助事業に要する見積書の徴求をしたうえで本補助金の交付申請を行い、県は事業計画を確認のうえで交付決定を出しているが、その後、捕獲体制整備について、希望物品が見当たらないという理由から、補助金交付額 0 円での変更決定がなされている。

補助金の交付申請を事実上取り下げるとは、事情の変更などによってやむを得ない場合もあると思われるが、補助事業者に対しては、事業実施の見込みなどを十分に検討した上で、実情に基づいた交付申請を行うよう指導しておくことが望ましい。

【意見】

補助事業者に対しては、事業実施の見込みなどを十分に検討した上で、実情に基づいた交付申請を行うよう指導しておくことが望ましい。

(2) 長崎県就農支援資金県貸付金貸付等事業費補助金（農業経営課）

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

- ごとう農業協同組合
- 長崎西彼農業協同組合
- ながさき西海農業協同組合
- 島原雲仙農業協同組合
- 長崎県央農業協同組合

【趣旨】

就農施設等資金の貸付事務及び同資金の償還事務を行う補助事業者の負担を軽減することにより、就農施設等資金の融通の円滑化を図り、これにより、将来の担い手となる青年農業者等の積極的な確保・育成を図る。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	1 就農施設等資金の貸付事務に要する経費 2 就農施設等資金の償還事務に要する経費 3 償還期日後6ヶ月経過した就農施設等資金の延滞金及び違約金の徴収に要する経費
補助率	1 貸付金額の0.56パーセント 2 償還金額の0.28パーセント 3 払込金額の2.1パーセント

イ 問題点1 **【補助事業の効果の検証を行っていない】**

本補助金については、補助金チェックシートの「効果」欄にチェックを入れておらず、県担当者は、「補助の対象及び補助率が要綱で定められているため、効果の検証は不要である」として、本補助事業の効果の検証を行っていない。

地方自治法232条の2は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定しており、「公益上の必要性」の判断は補助金交付の要件とされている。本補助事業のように、複数年度にわたって継続的に補助金が交付されている事業において、事業効果の検証を行わなければ、翌年度の補助金交付にあたっての「公益上の必要性」は判断できないはずである。

補助事業の効果の検証が適正な補助金執行のために重要な事務であることは言うまでもなく、特に、本補助事業のように複数年度にわたって継続的に補助金が交付され

ている事業においては、翌年度の補助金交付の「公益上の必要性」の判断のためにも、補助事業の効果の検証を行うべきである。

【指摘事項】

県は、補助事業の効果の検証の重要性を再確認し、特に、複数年度にわたって継続的に補助金が交付されている事業においては、その効果の検証を行うべきである。

(3) 元気ある担い手アクション事業費補助金（農業経営課）

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

長崎県担い手育成総合支援協議会

【趣旨】

雇用型法人経営体等の育成を図るとともに、認定農業者等地域農業の担い手を支援し、農業所得の向上を図る。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	農業所得 10,000,000 円以上が可能となる経営体の育成，認定志向者に対する支援，認定農業者・集落営農組織等の経営改善にかかる支援，集落営農の推進に要する経費
補助率	定額

イ 問題点1 **【仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない】**

本補助金は、交付申請時の予算計画において、賃借料や旅費など消費税を含む金額で予算組みされている。

そうすると、交付された本補助金には、消費税が含まれているのであるから、長崎県農林部関係補助金等交付要綱6条4項が適用され、上記（1）・イのとおり仕入れに係る消費税等相当額の報告をさせなければならない。

しかしながら、本補助金においても、補助事業者からかかる報告がされていない。

県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

【指摘事項】

県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

ウ 問題点2 **【実績報告等における事業費の内訳の内容が具体的ではなく、経費の妥当性の検証ができない】**

本補助事業の事業計画書には、活動内容ごとに支出の内訳が記載されているが、収支精算書には、「支出の部」の「本年度精算額」として「事業費 4,090,000 円」との

記載しかなされておらず、事業実績報告書にも、活動ごとの支出の内訳は記載されていない。そのため、各活動がどれくらいの支出を伴い、どのような内容で実施されたのか、具体的な補助事業の成果（内訳）が検証できない。

この点、長崎県補助金等交付規則 13 条 1 項及び 14 条は、補助事業の実績報告及び補助金額の決定の手続きを次のとおり規定している。

第 13 条 1 項（実績報告）

補助事業者等は、補助事業等が完了したとき、又は第 11 条第 2 項第 2 号の規定による補助事業等の廃止の承認を受けたときは、別に定めるところにより、補助事業等実績報告書（様式第 2 号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、同様とする。

第 14 条（補助金等の額の確定）

知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

このように、長崎県補助金等交付規則 13 条 1 項及び 14 条は、補助事業者に対し、事業実績報告書等を提出させ、県が提出された報告書類等を調査し、補助事業等の成果が交付決定の内容等と適合することを確認した上で、交付額を決定するよう定めている。

そうであるならば、事業実績報告書等は、当該事業の成果が交付決定と適合することを調査する程度に具体的な内容でなければならない。

したがって、県は、事業実績報告書等の上記のような趣旨や役割を再確認した上で、補助事業者に対し、交付額確定のための調査ができる程度に具体的な内容を記載するよう指導すべきである。

【指摘事項】

県は、補助事業者に対し、事業実績報告書等には、交付額確定のための調査ができる程度に具体的な内容を記載するよう指導すべきである。

エ 問題点 3 【概算払いの必要性の検討が不十分である】

本補助金は、令和元年 6 月に全額が一括概算払いされている。

ここで、補助金等の交付方法に関する長崎県補助金等交付規則 16 条の定めは次のとおりである。

長崎県補助金等交付規則

第 16 条（補助金等の交付）

第 14 条の規定により通知を受けた補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、別に定めるところにより補助金等交付請求書（様式第 3 号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。この場合においては、前項の規定を準用するものとする。

このように、同条 2 項は、補助金等の交付が原則として精算払い、後払いであり、概算払いは「特に必要があるとき」の例外的な扱いであることを定めている。

本補助金は人件費等にも充てられるため、一定の概算払いが必要となることは理解できるが、年度当初における一括概算払いが、「特に必要」とは認めがたい。

今後は、長崎県補助金等交付規則 16 条 2 項の規定に従い、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。

また、同規則 16 条 2 項が同条 1 項を準用していることからすると、概算払いによる交付を求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出する際に、県に対し、概算払いを求める必要性を示すのが適切である。

【意見】

県は、長崎県補助金等交付規則 16 条 2 項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。

(4) 長崎県農業委員会ネットワーク機構補助金（農地利活用推進室）

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

一般社団法人長崎県農業会議

【趣旨】

農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図り、農業の健全な発展に寄与する。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	1 農地法により都道府県農業委員会ネットワーク機構が行うものとされた業務に要する経費 2 市町農業委員会の活動支援に要する経費 3 広域的な農地利用調整活動への支援に要する経費
補助率	1 10 分の 10 以内 2 10 分の 10 以内 3 定額

イ 問題点1【仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない】

本補助金は、交付申請時の予算計画において、旅費や事務等経費など消費税を含む金額で予算組みされている。

そうすると、交付された本補助金には、消費税が含まれているのであるから、長崎県農林部関係補助金等交付要綱6条4項が適用される。

また、長崎県農業委員会ネットワーク機構補助金実施要綱10条4項は、「補助金の交付を申請した者は、第1項の実績報告を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、この金額（減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減じて申請又は報告した金額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第6号）により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該金額の返還を請求するものとする。」と規定している。

そうであるならば、上記（1）・イのとおり仕入れに係る消費税等相当額の報告をさせなければならない。

しかしながら、本補助金においても、補助事業者からかかる報告がされていない。

県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

【指摘事項】

県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

(5) 長崎県農地集積・集約化対策事業費補助金（農地利活用推進室）

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

公益財団法人長崎県農業振興公社

【趣旨】

農地中間管理機構による担い手への農地集積及び集約化を支援する。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	1 借受農地管理等事業に要する経費 実施要綱第3の1の（1）に基づいて行う事業に要する経費 2 農地中間管理機構運営事業に要する経費 実施要綱第3の1の（3）のイに基づいて行う事業に要する経費その他他県が必要と認めた経費
補助率	定額

イ 問題点1【事業計画・実績報告等における事業費の内訳の内容が具体的ではなく、経費の妥当性の検討ができない】

本補助事業の収支予算書や収支精算書には、「支出の部」として「本年度精算額 事業費 120,013,784 円」との記載しかなく、事業計画書や実績報告書にも「1 借受農地管理等事業 2,485,872 円」「2 農地中間管理機構運営事業 117,527,912 円」「合計 120,013,784 円」との記載しかなく、各事業において、どのような用途でどのような支出がなされたのかという支出の内訳は明らかにされていない。

しかしながら、長崎県補助金等交付規則4条及び5条は、交付申請及び交付決定の手続きを次のとおり規定している。

第4条（補助金等の交付の申請）

補助金等の交付の申請（契約の申込みを含む。以下同じ。）をしようとする者は、補助金等交付申請書（様式第1号。ただし、契約の申込みにあつては、これに準ずる書類）に次に掲げる書類を添えて、知事に対しその定める時期までに提出しなければならない。ただし、添付書類については、知事が必要ないと認めたときは、省略することができる。

- (1) 補助事業等の事業計画書
- (2) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代る書類
- (3) 補助事業等が工事の施行に係るものであるときは、その実施設計書
- (4) その他知事が必要と認める書類

第5条（補助金等の交付の決定）

知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。

このように、長崎県補助金等交付規則4条及び5条は、補助金の交付申請者に対し、事業計画書や収支予算書を添付した交付申請書を提出させ、県が提出された申請書類等の内容を審査した上で、交付決定するよう定めている。

そうであるならば、交付申請書に添付する事業計画書や収支予算書は、補助金交付の必要性・相当性を審査しうる程度に具体的な内容でなければならない。

また、上記（3）・ウで指摘したとおり、長崎県補助金等交付規則13条1項及び14条は、補助事業者に対し、事業実績報告書等を提出させ、県が提出された報告書類等を調査し、補助事業等の成果が交付決定の内容等と適合することを確認した上で、交

付額を決定するよう定めている。

そうであるならば、事業実績報告書等は、当該事業の成果が交付決定の内容等と適合することを調査しうる程度に具体的な内容でなければならない。

したがって、県は、事業計画書や事業実績報告書等の上記のような趣旨や役割を再確認した上で、補助事業者に対し、交付決定の審査や交付額確定のための調査ができる程度に具体的な内容を記載するよう指導すべきである。

【指摘事項】

県は、補助事業者に対し、事業計画書や事業実績報告書等には、交付決定の審査や交付額確定のための調査ができる程度に具体的な内容を記載するよう指導すべきである。

ウ 問題点2【現地調査の内容等が記録化されていない】

補助事業者に対する現地調査に関する、長崎県における規定は次のとおりである。

長崎県補助金等交付規則

第5条（補助金等の交付の決定）

知事は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。

補助金等交付事務にかかる審査の強化について（通知）

（平成14年4月16日付14財第15号）

2 現地調査の実施について

・現地調査は、必要に応じ、個々の補助事業及び調査箇所等を選定のうえ、積極的かつ計画的に行い、実態把握に努めること。

また、各部局においては、年間計画等を作成するなど適切かつ実効性のある現地調査となるよう留意すること。

・臨時的な調査の場合は、事前通知から現地調査に至るまで速やかに実施することとし、その趣旨が薄れることのないよう十分注意すること。

補助金等交付事務の適正化について（通知）

（平成21年6月19日付21財第74号）別紙のチェックリスト

・補助金等の不正受給の発生を防止するため、現地調査を実施したか。

補助金等の予算執行について（通知）

（平成 27 年 7 月 21 日付 27 財号外）

- ・支出については、書類審査のみならず、必要に応じて現地調査を行い、事業が目的に沿って実施されているかなど十分な実績確認に努めること。

このように、補助事業者に対する現地調査には、①交付申請の内容及び交付の必要性の審査、②不正受給防止のための実態把握、③事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。

本補助事業においては、現地調査を実施しておらず、補助金チェックリストの現地調査欄にも（チェック不要の）斜線が入っており、現地調査不要の理由として「推進事業のため」との記載がなされているが、「推進事業」であったとしても、現地調査が不要になるとは言えない。

補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、上記①ないし③の目的の重要性からすれば、少なくとも3年に1度、定期的の実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。

【意見】

補助事業者に対する現地調査は、少なくとも3年に1度、定期的の実施するのが望ましく、また、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。

(6) 農地中間管理機構経営基盤強化対策事業費補助金（農地利活用推進室）

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

公益財団法人長崎県農業振興公社

【趣旨】

農地中間管理機構の経営基盤の強化を図る。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	農地中間管理機構に指定した公益財団法人長崎県農業振興公社の法人会計に充当する経費
補助率	定額

イ 問題点1【補助事業者が行う事業の確認が不十分である】

本補助金は、補助事業者の運営費を補助するものであるところであり、団体運営費補助金は、当該団体が実施する事業の公益性や公共性に着目し、当該団体の運営を支

援することで、ひいては、県の政策目的を達成することを目的としている。

また、長崎県補助金等交付規則4条及び5条は、交付申請及び交付決定の手続きを次のとおり規定している。

第4条（補助金等の交付の申請）

補助金等の交付の申請（契約の申込みを含む。以下同じ。）をしようとする者は、補助金等交付申請書（様式第1号。ただし、契約の申込みにあつては、これに準ずる書類）に次に掲げる書類を添えて、知事に対しその定める時期までに提出しなければならない。ただし、添付書類については、知事が必要がないと認めたときは、省略することができる。

- (1) 補助事業等の事業計画書
- (2) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代る書類
- (3) 補助事業等が工事の施行に係るものであるときは、その実施設計書
- (4) その他知事が必要と認める書類

第5条（補助金等の交付の決定）

知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。

このように、長崎県補助金等交付規則4条及び5条は、補助金の交付申請者に対し、事業計画書や収支予算書を添付した交付申請書を提出させ、県が提出された申請書類等の内容から、交付の必要性等を審査して交付決定するよう定めている。

そうであるならば、団体運営費を補助するにあたっては、当該団体がどのような事業を実施するのかが確認した上で、補助金交付の必要性等を判断すべきであるし、事業完了後には補助金交付による効果を検証すべきである。

しかしながら、本補助事業においては、補助事業者が実施する具体的な事業についての報告は受けていない。

県は、本補助金のように、補助事業者の運営費を補助する場合にも、当該補助事業者が実施する事業について報告を受けるべきである。

【指摘事項】

県は、本補助金のように、補助事業者の運営費を補助する場合にも、当該補助事業者が行う事業について報告を受けるべきである。

(7) 長崎県指定野菜価格安定対策事業費補助金（農産園芸課）

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

公益社団法人長崎県園芸振興基金協会

【趣旨】

指定産地における指定野菜の需要に見合った計画的及び安定的な供給を確保し、価格の安定を図る。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	長崎県指定野菜価格安定対策事業費 野菜生産出荷安定法 10 条 1 項の生産者補給交付金又は生産者補給金の交付に充てるために要する経費
補助率	予算の範囲内で知事が定める額

イ 問題点 1 【現地調査の内容等が記録化されていない】

上記（5）・ウで述べたとおり、補助事業者に対する現地調査には、①交付申請の内容及び交付の必要性の審査、②不正受給防止のための実態把握、③事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。

県担当者は、本補助金は精算払いであり、交付金額の妥当性のチェックはしているため、現地調査を不要としている。また、当該年度（令和元年度）は3年に1度の公益社団法人の監査が実施されたため、この法人監査の際に、支出の適正性を確認しているとのことである。

補助事業者に対する現地調査の目的や役割（上記①ないし③）からすると、精算払いの事業であったとしても実施するのが望ましく、また、法人監査と兼ねて行うことは合理的ではあるが、法人監査は、必ずしも、補助事業の現地調査の目的や役割（上記①や③）を果たしているとは言えない。

補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、少なくとも3年に1度、定期的を実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。また、法人監査が現地調査を兼ねていると考えるのであれば、法人監査の報告書を補助事業の記録にも編綴するなどし、現地調査を実施したことの記録化を検討してもらいたい。

【意見】

補助事業者に対する現地調査は、少なくとも3年に1度、定期的を実施するのが望ましく、また、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。また、法人監査で現地調査を兼ねると考えるのであれば、法人監査の報告書を補助事業の記録にも編綴するな

どし、現地調査を実施したことの記録化を検討してもらいたい。

(8) 長崎県特定野菜等価格安定対策事業費補助金（農産園芸課）

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

公益社団法人長崎県園芸振興基金協会

【趣旨】

県産主要野菜について、販売価格が著しく下落したとき価格差補給金を交付することにより、野菜の生産安定と野菜農家の経営安定を図る。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	補助事業者が資金の造成に要する経費 (1) 特定野菜供給産地育成価格差補給事業 特定野菜 重要特定野菜 (2) 指定野菜供給産地育成価格差補給事業
補助率	(1) 特定野菜 3分の1以内 重要特定野菜 4分の1以内 (2) 4分の1以内

イ 問題点1【現地調査の内容等が記録化されていない】

上記(5)・ウで述べたとおり、補助事業者に対する現地調査には、①交付申請の内容及び交付の必要性の審査、②不正受給防止のための実態把握、③事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。

県担当者は、本補助金は精算払いであり、交付金額の妥当性のチェックはしているため、現地調査を不要としている。また、当該年度（令和元年度）は3年に1度の公益社団法人の監査が実施されたため、この法人監査の際に、支出の適正性を確認しているとのことである。

補助事業者に対する現地調査の目的や役割（上記①ないし③）からすると、精算払いの事業であったとしても実施するのが望ましく、また、法人監査と兼ねて行うことは合理的ではあるが、法人監査は、必ずしも、補助事業の現地調査の目的や役割（上記①や③）を果たしているとは言えない。

補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、少なくとも3年に1度、定期的実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。また、法人監査が現地調査を兼ねていると考えるのであれば、法人監査の報告書を補助事業の記録にも編綴するなど

し、現地調査を実施したことの記録化を検討してもらいたい。

【意見】

補助事業者に対する現地調査は、少なくとも3年に1度、定期的を実施するのが望ましく、また、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。また、法人監査で現地調査を兼ねると考えるのであれば、法人監査の報告書を補助事業の記録にも編綴するなどし、現地調査を実施したことの記録化を検討してもらいたい。

(9) 長崎県産地パワーアップ事業費助成金（農産園芸課）

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

長崎地域農業再生協議会
雲仙市
西海市
南島原市農業再生協議会
諫早市

【趣旨】

産地パワーアップ計画に基づき実施する産地の高収益化に向けた取組を総合的に支援する。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	<p>I 基金事業</p> <p>1 生産支援事業</p> <p>市町及び地域協議会等が実施要綱等に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費に対して交付する場合における当該交付に要する経費</p> <p>(1) 農業機械等の導入及びリース導入</p> <p>(2) 生産資材の導入等</p> <p>2 効果増進事業</p> <p>II 整備事業</p> <p>1 事業費</p> <p>市町及び地域協議会等が実施要綱等に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費に対して交付する場合における当該交付に要する経費</p> <p>(1) 育苗施設</p> <p>(2) 乾燥調製施設</p> <p>(3) 穀類乾燥調製貯蔵施設</p>
--------	--

	(4) 生産技術高度化技術 など 2 付帯事務費 市町が1の経費に係る事業の実施に関し、指導監督等に要する経費
補助率	I 基金事業 1 生産支援事業 (1) リース方式による農業機械等の導入事業については、導入する農業機械等の本体価格の2分の1以内とする。 (2) 生産資材の導入等の事業については、2分の1以内とする。ただし、樹園地の若返りのために行う果樹の同一品種の改植については、実施要領の定めるところによる。 2 定額（2分の1相当）とする。 II 整備事業 1 事業費 2分の1以内。ただし、生産技術高度化技術（低コスト対候性ハウス）の補助対象は、本体資材、被覆資材等にかかる経費とする。 2 付帯事務費 定額（2分の1以内）とする。

イ 問題点1【現地調査の内容等が記録化されていない】

上記(5)・ウで述べたとおり、補助事業者に対する現地調査には、①交付申請の内容及び交付の必要性の審査、②不正受給防止のための実態把握、③事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。

本補助金においても現地調査が実施されているが、調査結果を報告する書面が作成されていないものが見受けられる。

補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、上記①ないし③の目的の重要性からすれば、少なくとも3年に1度、定期的にも実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。

【意見】

補助事業者に対する現地調査は、少なくとも3年に1度、定期的にも実施するのが望ましく、また、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、

調査方法・内容，調査結果などを残しておくのが望ましい。

(10) 長崎和牛肥育素牛導入事業費補助金（畜産課）

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

一般社団法人長崎県配合飼料価格安定基金協会
ながさき西海農業協同組合
長崎西彼農業協同組合
開拓ながさき農業協同組合
島原雲仙農業協同組合
長崎県央農業協同組合

【趣旨】

「長崎和牛」の増頭及び維持を促進する。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	1 規模拡大を図る肥育牛生産者等に対する素牛の導入に係る経費 2 経営改善を図る肥育生産者等が農業近代化資金を活用する際に借り入れる自己負担分融資及び農業近代化資金事業費限度額を上回る融資（上限 50,000,000 円）に係る利子補給に要する経費
補助率	1 1頭当たり5万円 2 1.35パーセント以内。ただし、農業近代化資金利子補給率又は自己負担分融資の貸付金利のいずれか低い率とする。

イ 問題点1【補助金チェックリストが事実即して記載されていない・現地調査の内容等が記録化されていない】

上記（5）・ウで述べたとおり，補助事業者に対する現地調査には，①交付申請の内容及び交付の必要性の審査，②不正受給防止のための実態把握，③事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的，役割がある。

しかし，本補助事業については，現地調査は実施されていない。

補助事業者に対する現地調査は，県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが，上記①ないし③の目的の重要性からすれば，少なくとも3年に1度，定期的な実施するのが望ましく，定期的な実施のためには，補助事業の記録として，現地調査実施の有無，実施した場合は担当者，調査方法・内容，調査結果などを残しておく必要がある。

また、県は、現地調査を実施していないにもかかわらず、補助金チェックリストの現地調査の欄には、現地調査を行った旨のチェックをしている。補助金チェックリストには事実即した記載を行うべきである。

【指摘事項】

補助金チェックリストには事実即した記載を行い、現地調査を実施しなかった場合には、補助金チェックリストの現地調査欄にチェックを入れないようにすべきである。

【意見】

補助事業者に対する現地調査は、少なくとも3年に1度、定期的実施するのが望ましく、また、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。

ウ 問題点2【理由書提出の意味について共通認識を持っていない】

長崎和牛肥育素牛導入事業費補助金実施要綱14条2項は、「事業主体は、導入事業について事業完了年度の翌年度6月末までに事業評価報告書(様式第12号)を知事に報告する。」としており、この事業評価報告書により、各農業者の「期首(4.1)飼養頭数①」、「事業完了時飼養頭数②」、「期末(3.31)飼養頭数」を報告させ、「期末の飼養頭数が、事業完了時より下回った経営体については、理由書を添付すること。」としている。

県は、上記の定めに従い、期末の飼養頭数が事業完了時の飼育頭数より下回った農業者に対し、理由書を提出させている。農業者が記載している理由は概ね同じで、「素牛価格の断続的な高騰により、期末にかけて出荷頭数に見合った導入ができなかった。」としている。

しかしながら、このような理由書を提出させる趣旨は、期末の飼養頭数が事業完了時の飼育頭数より下回った理由を分析してその原因を究明し、このような事態を解消することで、和牛肥育の改善につなげるという効果を生み出すことにあると考えられるが、県担当者においては、理由を報告させる趣旨を検討していないようであり、理由書の提出が形式的なものになってしまっているため、理由書の提出が効果の検証に生かされていない。

したがって、期末の飼養頭数が事業完了時の飼育頭数より下回った理由を報告させる趣旨を理解した上で、この理由書を、本補助事業の効果の検証に生かすことが望ましい。

【意見】

期末の飼養頭数が事業完了時の飼育頭数より下回った理由を報告させる趣旨を理解した上で、この理由書を、本補助事業の効果の検証に生かすことが望ましい。

(11) 乳用後継牛確保対策事業費補助金（畜産課）

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

長崎県酪農業協同組合連合会

【趣旨】

地域内で乳用後継牛を確保し、酪農生産コストの低減を図る。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	次に掲げる酪農経営内育成牛頭数の増加及び乳用後継牛の地域内での確保に要する経費並びに九州連合ホルスタイン共進会の参加に係る経費。ただし、補助対象経費の基準は知事が別に定める。 (1) 育成牛預託事業 (2) 長命連産型性選別精液活用事業 (3) 九州連合ホルスタイン共進会事業
補助率	(1) 1頭当たり8万円又は経費の3分の1のいずれか低い額とする。 (2) 性選別精液1本当たり3,000円又は経費の2分の1のいずれか低い額とする。 (3) 3分の1以内。ただし、400,000円を限度とする。

イ 問題点1【収支予算書・収支精算書において事業ごとの支出額が記載されていない】

本補助事業は、育成牛預託事業、性選別精液活用事業、九州連合ホルスタイン共進会への参加事業という複数の事業から成っている。

しかしながら、収支予算書の支出の部には「乳用後継牛確保対策事業費 本年度予算額3,840,000円」との記載しかなされておらず、収支精算書の支出の部にも「乳用後継牛確保対策事業費 本年度精算額3,840,000円」との記載しかなされていない。

支出の内訳は、予算段階では事業計画書、決算段階では実績報告書において確認はできるものの、上記のような支出の予算総額、精算総額のみ記載しかなされていない収支予算書、収支精算書を提出させる意味は乏しい。

したがって、本補助事業のように複数の事業を行うのであれば、収支予算書や収支精算書の支出の部には、少なくとも、事業ごとに振り分けた支出額を記載することを検討してもらいたい。

【意見】

本補助事業のように複数の事業を行うのであれば、収支予算書や収支精算書の支出の部には、少なくとも、事業ごとに振り分けた支出額を記載することを検討してもらいたい。

(12) 長崎県鶏卵価格安定対策費補助金（畜産課）

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

長崎県鶏卵事業農業協同組合
一般社団法人日本養鶏協会
長崎県養鶏農業協同組合
長崎西彼農業協同組合

【趣旨】

鶏卵生産者の経営の安定を図るとともに、養鶏業の振興に資する。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	鶏卵価格差補てん契約書により契約した年次契約対象数量に対する生産者積立金に要する経費
補助率	年次契約対象数量1キログラム当たり26銭以内

イ 問題点1【検査実施報告書記載の確認の実施等が記録化されていない】

本補助事業については、事業完了後の検査が実施され、検査実施報告書が作成されている。

検査実施報告書には、「8月までに補助事業者から農家への補助金支出を確認する。」旨の記載がなされており、県は、事業完了年度の翌年度8月を期限としていた農家への補助金支出の確認も行っているが、本補助事業の記録には、農家への補助金支出の確認を実施したことの報告書が残されていない。

検査実施報告書は、補助金の支出状況等の検査結果をまとめ、本補助事業が適正に行われているかを検証するために作成されるのであるから、農家への補助金支出状況も検査したのであれば、かかる検査の担当者や方法・内容、結果なども本補助事業の記録として残しておくことが望ましい。

【意見】

検査実施報告書には、実施した検査について、できる限り詳細に、検査担当者、検査方法・内容、結果などを残しておくことが望ましい。

(13) 長崎県獣医師確保修学資金貸与事業費補助金（畜産課）

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

一般社団法人長崎県畜産協会

【趣旨】

県内産業動物診療獣医師及び県職員獣医師の確保及び定着を図る。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	長崎県獣医修学資金貸与事業 (1) 貸与者に対する修学資金月額 10 万円 (2) 畜産協会が、貸与者、獣医系大学関係者に対し、修学資金事業の普及、連絡・指導等に要する経費
補助率	(1) 10 分の 10 (2) 定額（毎年度の長崎県予算により決定する。）

イ 問題点 1【返還請求や返還免除に関する県との協議が実施要領に規定されていない】

本補助事業は、獣医師を目指す学生等に修学資金を貸与する事業であり、貸与金の返還を求める際や返還を免除する際は、県と補助事業者が協議して決定している。

しかしながら、現在の長崎県獣医確保修学資金貸与事業実施要領は、返還請求に関し「畜産協会は、…貸与した修学資金を返還させる…」とし（第 4・7（1））、返還免除に関し「畜産協会は、…返還金の全部を免除することができる。」とするなど（第 4・8・（1））、補助事業者の独断で返還請求や返還免除を決め得るように規定している。

貸与金の返還請求や返還免除という重要事項については、補助事業者が独断によらず、県と協議の上で決めるべきであるから、かかる協議については、運用上の実施に委ねるのではなく、実施要領に規定しておくのが望ましい。

具体的には、「畜産協会は、…県と協議の上、貸与した修学資金を返還させる…」、「畜産協会は、…県と協議の上、返還金の全部を免除することができる。」などと改定することを検討してもらいたい。

【意見】

長崎県獣医確保修学資金貸与事業実施要領には、貸与金の返還請求や返還免除に関し、補助事業者と県の協議を規定するよう検討してもらいたい。

第11 土木部

1 監査の対象及び方法

(1) 監査対象とした補助金事業

ア 港湾課

補助金事業	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
長崎県営空港保安施設検査業務補助金	116,590,000 円	7月20日	8月24日
長崎県営空港検査機器設置事業補助金	13,880,000 円	8月24日	9月1日

2 問題点の検出

上記補助金事業を監査した結果、次の1事業について問題点を検出したので報告する。

(1) 長崎県営空港検査機器設置事業補助金（港湾課）

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

全日本空輸株式会社，オリエンタルエアブリッジ株式会社

【趣旨】

航空機の不法奪取及びテロ等の防止を図るため、予算の定めるところにより、県営空港において航空機に対する不法妨害行為の防止対策のために使用する検査機器を整備する民間航空会社に対して長崎県営空港検査機器設置事業補助金を交付する。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	検査機器の設置に要する経費
補助率	補助対象経費の2分の1以内

イ 問題点1 【補助事業者の行う契約方法の選択の把握が不十分である】

補助事業者の担当者を通じた説明によれば、検査機器購入については指名競争入札を行っているとのことである。しかし、その内実は、航空各社で構成される国内定期航空保安協議会という団体が指定した機器についての見積り合わせというべきもので、自治体の行う指名競争入札の実施方法とは相当に異なっている。また、県に対しては、機器を購入した際の売買契約書、納品書、請求書等と一部の機器についての見積書が提出されているが、補助事業者がどのような契約方法を選択しているか、具体的にどのような手順で機器を購入する業者を選定しているのかなどは、記録上明らかではなく、県の担当者も第1回ヒアリングの時点では、この点はほとんど把握していなかった。県が補助事業者に対し、県の契約方法に準じた方法により契約するよう指導した形跡も見当たらない。

補助事業者が行う契約については、補助金という県費を支出することになるため、競争性確保の観点から、個人又は小規模な団体に対する小規模な補助事業を除き、県の契約方法（市町を通じた間接補助事業など市町の契約方法に準じることが適当な場合は市町の契約方法）に準じて、公平・公正な契約がなされるよう適切に指導及び確認を行うこととされている（「平成 31 年度の予算の執行について」平成 31 年 4 月 1 日付 31 財第 1 号）。

県の方式に準じた契約方法を選択した場合、結果的に県の補助金額が低額になる可能性があるのであるから、県に準じた契約方法を順守するよう指導し、入札結果等を確認することが望ましい。

【意見】

県は、補助事業者に対し、県に準じた契約方法を順守するよう指導し、入札結果等を確認することが望ましい。

ウ 問題点 2 【現地調査を実施していない】

補助事業者に対する現地調査に関する、長崎県における規定は次のとおりである。

長崎県補助金等交付規則

第 5 条（補助金等の交付の決定）

知事は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。

補助金等交付事務の適正化について（通知）

（平成 21 年 6 月 19 日付 21 財第 74 号）別紙のチェックリスト

- ・ 補助金等の不正受給の発生を防止するため、現地調査を実施したか。

補助金等交付事務にかかる審査の強化について（通知）

（平成 14 年 4 月 16 日付 14 財第 15 号）

2 現地調査の実施について

- ・ 現地調査は、必要に応じ、個々の補助事業及び調査箇所等を選定のうえ、積極的かつ計画的に行い、実態把握に努めること。

また、各部局においては、年間計画等を作成するなど適切かつ実効性のある現地調査となるよう留意すること。

- ・ 臨時的な調査の場合は、事前通知から現地調査に至るまで速やかに実施することとし、その趣旨が薄れることのないよう十分注意すること。

補助金等の予算執行について（通知）

（平成 27 年 7 月 21 日付 27 財号外）

- ・支出については、書類審査のみならず、必要に応じて現地調査を行い、事業が目的に沿って実施されているかなど十分な実績確認に努めること。

このように、補助事業者に対する現地調査には、①交付申請の内容及び交付の必要性の審査、②不正受給防止のための実態把握、③事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。

本補助事業においては、現地調査までは実施しておらず、実績報告書等の写真等で確認しているということであり、その確認に関する報告書等も作成されていない。

補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、上記①ないし③の目的の重要性からすれば、少なくとも3年に1度、定期的を実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。

【意見】

補助事業者に対する現地調査は、少なくとも3年に1度、定期的を実施するのが望ましく、また、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。

第12 議会事務局

1 監査の対象及び方法

(1) 監査対象とした補助金事業

ア 議会事務局

補助金事業	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
長崎県議会議員人間ドック事業補助金	214,608 円	8 月 6 日	8 月 25 日

2 問題点の検出

上記補助金事業を監査した結果、問題点は検出されなかったため報告する。

第13 教育委員会

1 監査の対象及び方法

(1) 監査対象とした補助金事業

ア 教育環境整備課

補助金事業	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
長崎県育英会事務費補助金	44,923,000 円	8月5日～ 8月13日	10月9日

イ 学芸文化課

補助金事業	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
指定文化財保存整備事業補助金 【①有形文化財保存整備事業（黒島天主堂）】	26,472,000 円	8月5日～ 8月13日	10月22日
指定文化財保存整備事業補助金 【②有形文化財保存整備事業（田平天主堂）】	3,839,000 円	8月5日～ 8月13日	10月22日
指定文化財保存整備事業補助金 【③有形文化財保存整備事業（高麗版一切経）】	2,069,000 円	8月5日～ 8月13日	10月22日
指定文化財保存整備事業補助金 【④史跡名勝天然記念物等保存整備事業（小菅修船場跡）】	2,546,000 円	8月5日～ 8月13日	10月22日
指定文化財保存整備事業補助金 【⑤史跡名勝天然記念物等保存整備事業（石田城五島氏庭園）】	4,002,000 円	8月5日～ 8月13日	10月22日

指定文化財保存整備事業 補助金 【⑥史跡名勝天然記念物 等保存整備事業(棲霞園及 び梅ヶ谷津偕樂園)】	845,000 円	8月5日～ 8月13日	10月22日
指定文化財保存整備事業 補助金 【⑦史跡名勝天然記念物 等保存整備事業(花月)】	3,938,000 円	8月5日～ 8月13日	10月22日
指定文化財保存整備事業 補助金 【⑧史跡名勝天然記念物 等保存整備事業(江迎本陣 跡)】	1,287,000 円	8月5日～ 8月13日	10月22日
長崎県高等学校文化活動 費補助金 【⑨長崎県高等学校総合 文化祭開催費補助事業】	5,205,000 円	8月5日～ 8月13日	10月9日
長崎県高等学校文化活動 費補助金 【⑩長崎県高等学校総合 文化祭離島地区高等学校 参加費補助事業】	1,826,000 円	8月5日～ 8月13日	10月9日
長崎県高等学校文化活動 費補助金 【⑪全国高等学校総合文 化祭派遣費補助事業】	2,315,000 円	8月5日～ 8月13日	10月9日
長崎県高等学校文化活動 費補助金 【⑫長崎県高等学校文化 活動推進校指定事業】	3,908,359 円	8月5日～ 8月13日	10月9日
長崎県高等学校文化活動 費補助金 【⑬長崎県高等学校文化 活動活性化補助事業】	2,738,910 円	8月5日～ 8月13日	10月9日

長崎県中学校文化活動費補助金 【⑭長崎県中学校総合文化祭開催費補助事業】	900,000 円	8月5日～ 8月13日	10月9日
長崎県中学校文化活動費補助金 【⑮長崎県中学校総合文化祭離島地区中学校参加費補助事業】	742,000 円	8月5日～ 8月13日	10月9日
長崎県中学校文化活動費補助金 【⑯全国中学校総合文化祭派遣費補助事業】	900,000 円	8月5日～ 8月13日	10月9日
長崎県中学校文化活動費補助金 【⑰長崎県中学校文化活動推進校指定事業】	1,515,000 円	8月5日～ 8月13日	10月9日

ウ 体育保健課

補助金事業	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
長崎県高等学校体育連盟事業費補助金 【①全国及び全九州高等学校体育大会等派遣事業】	34,602,000 円	8月5日～ 8月13日	10月9日
長崎県高等学校体育連盟事業費補助金 【②県高等学校総合体育大会離島地区選手派遣事業】	11,428,000 円	8月5日～ 8月13日	10月9日
長崎県高等学校体育連盟事業費補助金 【③県高等学校新人体育大会離島地区選手派遣事業】	2,682,025 円	8月5日～ 8月13日	10月9日

長崎県高等学校体育連盟 事業費補助金 【④県高等学校総合体育 大会開催事業】	1,800,000円	8月5日～ 8月13日	10月9日
長崎県高等学校体育連盟 事業費補助金 【⑤全九州高等学校体育 大会開催事業】	840,000円	8月5日～ 8月13日	10月9日
長崎県高等学校体育連盟 事業費補助金 【⑥高体連ジュニアスポ ーツ推進事業】	43,202,108円	8月5日～ 8月13日	10月9日
長崎県中学校体育連盟事 業費補助金 【⑦県中学校総合体育大 会開催事業】	990,000円	8月5日～ 8月13日	10月9日
長崎県中学校体育連盟事 業費補助金 【⑧県中学校総合体育大 会離島地区選手派遣事業】	6,192,000円	8月5日～ 8月13日	10月9日
長崎県中学校体育連盟事 業費補助金 【⑨全国及び全九州中学 校体育大会派遣事業】	2,052,000円	8月5日～ 8月13日	10月9日
長崎県中学校体育連盟事 業費補助金 【⑩中体連ジュニアスポ ーツ推進事業】	10,000,000円	8月5日～ 8月13日	10月9日
長崎県中学校体育連盟事 業費補助金 【⑪九州中学校テニス競 技大会開催事業】	140,000円	8月5日～ 8月13日	10月9日
長崎県中学校体育連盟事 業費補助金 【⑫九州中学校剣道競技 大会開催事業】	140,000円	8月5日～ 8月13日	10月9日

長崎県中学校体育連盟事業費補助金 【⑬九州中学校柔道競技大会開催事業】	140,000 円	8月5日～ 8月13日	10月9日
公益財団法人長崎県体育協会事業費補助金	2,072,620 円	8月5日～ 8月13日	10月9日

2 問題点の検出

上記補助金事業を監査した結果、次の6事業について問題点を検出したので報告する。

(1) 指定文化財保存整備事業補助金（学芸文化課）※上記1・(1)・イ・①～⑧

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

市町並びに知事が適当と認める団体及び個人

【趣旨】

教育文化の振興を図るため、有形文化財保存整備事業、史跡名勝天然記念物等保存事業など11の事業に対して補助金を交付する。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	<p>【有形文化財保存整備事業】</p> <p>ア 国又は県指定の有形文化財の文化財保護法（昭和25年法律第214号）第35条第1項及び第46条の2第1項又は長崎県文化財保護条例（昭和36年長崎県条例第16号。以下「文化財保護条例」という。）第11条第1項の規定に基づく保存整備に要する経費</p> <p>イ 長崎県文化財保護審議会の同意に基づく国、県指定以外の有形文化財の文化財保護条例第11条第1項の規定に準じて行う保存整備に要する経費</p> <p>ウ 別に定める基準により算定する経費</p> <p>【史跡名勝天然記念物等保存事業】</p> <p>ア 国又は県指定の史跡名勝天然記念物の文化財保護法第120条及び第129条又は文化財保護条例第39条の規定に基づく保存整備に要する経費</p> <p>イ 別に定める基準により算定する経費</p>
--------	---

補助率	いずれも2分の1以内（国庫補助対象事業の場合において、補助事業者が市町の場合は補助対象経費から国庫補助額を減じた額の5分の2以内、市町以外の場合は補助対象経費から国庫補助額を減じた額の3分の1以内）
-----	---

イ 問題点1【仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない】

本補助事業のうち、次の事業（上記1・（1）・イ・①～③・⑤～⑧）は、いずれも交付申請時の予算計画において、消費税を含む金額で予算組みされている。

- ・有形文化財保存整備事業（黒島天主堂）
- ・有形文化財保存整備事業（田平天主堂）
- ・有形文化財保存整備事業（高麗版一切経）
- ・史跡名勝天然記念物等保存整備事業（石田城五島氏庭園）
- ・史跡名勝天然記念物等保存整備事業（棲霞園及び梅ヶ谷津偕楽園）
- ・史跡名勝天然記念物等保存整備事業（花月）
- ・史跡名勝天然記念物等保存整備事業（江迎本陣跡）

そうすると、これらの事業に交付された補助金には、消費税が含まれているのであるから、次の長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱6条4項が適用される。

長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱6条4項

第6条（実績報告等）

4 補助金等の交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、この金額（減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減じて申請又は報告した額を上回る部分の金額）を補助金等の額から減額して仕入れに係る消費税等相当額報告書により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該金額の返還を請求するものとする。

このような条項が定められている理由は、補助金の交付を受けた補助事業者が、補助事業を実施するに当たって課税仕入れを行い、確定申告の際に仕入税額を控除したとすると、当該補助事業者は仕入れに係る消費税額を実質的に負担しないことになり、消費税額に相当する補助金が過払いになってしまうからである。したがって、交付する補助金に消費税等が含まれていないことが明らかな場合を除いて、県は、補助事業者に対し、仕入れに係る消費税等相当額の報告を求めなければならない。

しかし、かかる報告が適切に行われていなかったため、平成29年度包括外部監査において、県は、次のような指摘を受けている。

平成 29 年度包括外部監査報告書 28 頁

仮に消費税返還義務のある補助金支給者だった場合、消費税等相当額報告書が提出されないと補助金の過払につながる恐れがある。また、支給した補助金の消費税部分の還付に係る自治体の対応について、会計検査院により全国の自治体が度々指摘を受けている点からみても、リスクが高い部分と判断できる。

したがって、県は、補助金の額の確定から一定期間が経過した後（例えば、補助対象者が補助金の交付を受けた事業年度にかかる決算終了後など）に、補助対象経費に含まれた仕入れに係る消費税等相当額の有無、ならびにその状況を報告させることとし、その報告内容について十分に確認をすべきである。

この包括外部監査の指摘を受け、県は、各部局に対し、「平成 30 年度の予算執行について」（平成 30 年 4 月 2 日付 30 財第 1 号）及び「平成 31 年度の予算執行について」（平成 31 年 4 月 1 日付 31 財第 1 号）において、次のように指示した。

「平成 31 年度の予算執行について」（平成 31 年 4 月 1 日付 31 財第 1 号）

消費税込みで交付申請した補助事業者に対しては、仕入れに係る消費税等相当額の有無・状況を報告させるとともに、その報告においては消費税の確定申告書等の写しを添付させるなどして、適切かつ十分な確認を行うこと。なお、実績報告書を提出する時点において仕入れに係る消費税等相当額が明らかになっていない場合は、その額が確定した時点において報告・確認が必要となるため、翌年度以降にしっかりと引継がなされるよう、適切に管理・対応すること。

しかしながら、上記補助事業においても、補助事業者から仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない。県担当者によれば、補助事業者に対して口頭で確認をしているとのことであったが、上記の平成 29 年度包括外部監査の指摘や県の通知の趣旨に照らせば口頭での確認だけでは不十分である。

県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

【指摘事項】

県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

ウ 問題点 2 【県補助金申請に不要な資料の提出を受けている】

本補助事業のうち、補助事業者が個人である史跡名勝天然記念物等保存整備事業（石田城五島氏庭園）（上記 1・（1）・イ・⑤）と史跡名勝天然記念物等保存整備事業（棲霞園及び梅ヶ谷津偕楽園）（上記 1・（1）・イ・⑥）について、交付申請時に

事業計画書とともに、確定申告書など個人の資力に関する資料の提出を受けている。

県担当者によれば、県補助金の申請には確定申告書などの個人の資力に関する資料は必要としていないものの、国庫補助金の申請には必要な書類であり、補助事業者は県を通じて国庫補助金の申請も行うことになっているため、県補助金の交付申請書類としても提出を受けているとのことであった。

長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱では必要な資料ではないから、県補助金との関係ではあくまで参考資料という位置づけになる。個人の資力に関する資料に高度な個人情報に記載されていることに鑑みると、県補助金との関係では必ずしも必要としていない個人情報を収集することは望ましくない。

そこで、今後は、長崎県補助金等交付規則及び長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱に従い、交付申請書に添付すべき書類を適切に選別し、不要な書類が添付されている場合には返却をする等の対応が望ましい。また、国庫補助金申請に関する資料として保存する場合には、その趣旨が明らかになるような保存方法を検討してもらいたい。

【意見】

長崎県補助金等交付規則及び長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱に従い、交付申請書に添付すべき書類を適切に選別し、不要な書類が添付されている場合には返却をする等の対応が望ましい。また、国庫補助金申請に関する資料として保存する場合には、その趣旨が明らかになるような保存方法を検討してもらいたい。

エ 問題点3【代理権限の確認が不十分である】

本補助金のうち、史跡名勝天然記念物等保存整備事業（小菅修船場跡）（上記1・（1）・イ・④）は補助事業者が法人である。補助金の交付先は法人本部となっているが、補助金交付申請や事業計画書・事業報告書の提出等は、すべて法人が長崎に設置する現地施設の所長名で手続きがなされている。

しかしながら、補助事業者が提出している書類からは、補助事業者が現地施設所長に対しどのような代理権限を与えているのか、あるいは、会社法11条1項の「支配人（支配人は、会社に代わってその事業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。）」として代理権限を有するのか確認できなかった。

本補助金の交付申請手続き自体は、表見支配人（会社法13条「会社の本店又は支店の事業の主任者であることを示す名称を付した使用人は、当該本店又は支店の事業に関し、一切の裁判外の行為をする権限を有するものとみなす。」）として現地施設の所長に権限があると見なすこともできることから不適法とまでは言えないが、交付申請手続きの適正性を確保するためには、交付申請者の代理権限の有無及びその範囲を確認するのが望ましく、補助事業者に対し、交付申請時に委任状や法人登記事項証明書（支配人か否かの確認）等の提出を求めることが望ましい。

【意見】

法人の支店や施設長等が交付申請者となっている場合は、委任状や法人登記事項証明書等の提出を求め、交付申請者の代理権限を確認することが望ましい。

オ 問題点4【現地調査の内容が記録化されていない】

補助事業者に対する現地調査に関する、長崎県における規定は次のとおりである。

長崎県補助金等交付規則

第5条（補助金等の交付の決定）

知事は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。

補助金等交付事務にかかる審査の強化について（通知）

（平成14年4月16日付14財第15号）

2 現地調査の実施について

・ 現地調査は、必要に応じ、個々の補助事業及び調査箇所等を選定のうえ、積極的かつ計画的に行い、実態把握に努めること。

また、各部局においては、年間計画等を作成するなど適切かつ実効性のある現地調査となるよう留意すること。

・ 臨時的な調査の場合は、事前通知から現地調査に至るまで速やかに実施することとし、その趣旨が薄れることのないよう十分注意すること。

補助金等交付事務の適正化について（通知）

（平成21年6月19日付21財第74号）別紙のチェックリスト

・ 補助金等の不正受給の発生を防止するため、現地調査を実施したか。

補助金等の予算執行について（通知）

（平成27年7月21日付27財号外）

・ 支出については、書類審査のみならず、必要に応じて現地調査を行い、事業が目的に沿って実施されているかなど十分な実績確認に努めること。

このように、補助事業者に対する現地調査には、①交付申請の内容及び交付の必要性の審査、②不正受給防止のための実態把握、③事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。

本補助事業のチェックリストには、全ての補助事業者に対し現地調査を実施している旨のチェックがあり、担当者は毎年度現地調査を行っているとのことである。しかし、いつ、誰が、どのような現地調査を行ったのか、記録上明らかではない。

補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、上記①ないし③の目的の重要性からすれば、少なくとも3年に1度、定期的実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。

【意見】

補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。

カ 問題点5【補助事業者から契約方法の選択の理由や妥当性に関する報告がない】

本補助金のうち、有形文化財保存整備事業（黒島天主堂）、有形文化財保存整備事業（田平天主堂）、及び有形文化財保存整備事業（高麗版一切経）（上記1・（1）・イ・①～③）の補助事業者は、いずれも指定文化財の保存整備工事を行うため、工事業者と間で随意契約を締結している。

補助事業者が行う契約については、補助金という県費を支出することになるため、競争性確保の観点から、個人又は小規模な団体に対する小規模な補助事業を除き、県の契約方法（市町を通じた間接補助事業など市町の契約方法に準じることが適当な場合は市町の契約方法）に準じて、公平・公正な契約がなされるよう適切に指導及び確認を行うこととされている（「平成31年度の予算の執行について」平成31年4月1日付31財第1号）。

県担当者によれば、上記補助事業については、いずれも指定文化財であり、保存整備工事を行う専門的技能を有する工事業者に依頼をする必要があることが確認できた。そうであれば、補助事業者が工事業者との間で随意契約を行っていること自体に問題はないと考える。

しかし、前述した通知の趣旨に鑑みると、県の契約方法に準じて公平・公正な契約が行われたことを担保するために、補助事業者が随意契約を行った場合には、契約方法の選択の理由や妥当性についての報告を求めることが望ましい。

【意見】

補助事業者が随意契約を行った場合には、契約方法の選択の理由や妥当性についての報告を求めることが望ましい。

(2) 長崎県高等学校文化活動費補助金（学芸文化課）※上記1・（1）・イ・⑨～⑬

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

長崎県高等学校文化連盟

【趣旨】

県内高校生の文化活動内容の向上を図り、高等学校教育の充実と青少年の文化活動に資するため、長崎県高等学校総合文化祭開催費補助事業等5事業に対して補助金を交付する。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	<p>【長崎県高等学校総合文化祭開催費補助事業】 県高等学校文化連盟が主催する県高等学校総合文化祭の開催に係る運営費</p> <p>【長崎県高等学校総合文化祭離島地区高等学校参加費補助事業】 離島地区の高等学校が県高等学校文化連盟の主催する県高等学校総合文化祭参加に要する経費のうち、参加生徒の旅費、県高等学校総合文化祭参加に係る大小道具、楽器及び作品の輸送費</p> <p>【全国高等学校総合文化祭派遣費補助事業】 県高等学校文化連盟が推薦した全国高等学校総合文化祭派遣費及び作品参加に要する経費のうち、参加生徒の旅費、各部門参加に係る大小道具、楽器及び作品の輸送費</p> <p>【長崎県高等学校文化活動推進校指定事業】 文化活動推進校に指定された高等学校の指定種目の活動経費のうち、合宿・遠征事業、講師招へい事業、発表会等開催事業、文化活動の強化及び育成に関する事業に要するもの</p> <p>【長崎県高等学校文化活動活性化補助事業】 高等学校文化連盟における専門部の育成及び強化のために実施される事業のうち、生徒を対象とした講習会、教員を対象とした指導者講習会及び研修会、専門部の育成及び設立に係る事業、中学校と連携した文化力育成・専門部活性化を目的とした事業、各高等学校の文化活動の活性化に資するための事業に要するもの</p>
--------	---

補助率	<p>【長崎県高等学校総合文化祭開催費補助事業】 2分の1以内</p> <p>【長崎県高等学校総合文化祭離島地区高等学校参加費補助事業】</p> <p>【全国高等学校総合文化祭派遣費補助事業】 交通費2分の1以内、宿泊費3分の2以内（全国高等学校総合文化祭派遣費補助事業については2分の1以内）、大小道具、楽器及び作品の往復の輸送に係る輸送実費額の2分の1以内の額</p> <p>【長崎県高等学校文化活動推進校指定事業】</p> <p>【長崎県高等学校文化活動活性化補助事業】 予算の範囲内で知事が定める額</p>
-----	---

イ 問題点1【仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない】

本補助金のいずれの事業についても、交付申請時の予算計画において、消費税を含む金額で予算組みされている。

そうすると、交付された補助金には、消費税が含まれているのであるから、長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱6条4項が適用され、上記（1）・イのとおり仕入れに係る消費税等相当額の報告をさせなければならない。

しかしながら、いずれの補助事業においても、補助事業者からかかる報告がされていない。県担当者によれば、補助事業者に対して口頭で確認をしているとのことであったが、上記（1）・イで述べたとおり口頭での確認だけでは不十分である。

県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

【指摘事項】

県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

ウ 問題点2【事業計画書、事業報告書等の記載内容が不十分である】

長崎県補助金等交付規則4条及び5条、並びに、同規則13条及び14条は、補助事業者に対し、次のとおり、事業計画書や事業実績報告書等の提出を求めている。

第4条（補助金等の交付の申請）

補助金等の交付の申請（契約の申込みを含む。以下同じ。）をしようとする者は、補助金等交付申請書（様式第1号。ただし、契約の申込みにあつては、これに準ずる書類）に次に掲げる書類を添えて、知事に対しその定める時期までに提出しなければならない。ただし、添付書類については、知事が必要がないと認めたときは、省略することができる。

- (1) 補助事業等の事業計画書
- (2) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代る書類
- (3) 補助事業等が工事の施行に係るものであるときは、その実施設計書
- (4) その他知事が必要と認める書類

第5条（補助金等の交付の決定）

知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。

第13条1項（実績報告）

補助事業者等は、補助事業等が完了したとき、又は第11条第2項第2号の規定による補助事業等の廃止の承認を受けたときは、別に定めるところにより、補助事業等実績報告書（様式第2号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、同様とする。

第14条（補助金等の額の確定）

知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

このように、補助事業者が県に提出すべき事業計画書等は、補助金交付の必要性・相当性を審査するためのものであり、また、事業実績報告書等は、実施した事業の成果が交付決定の内容等と適合することを調査するためのものである。

本補助金の事業についても、それぞれ事業計画書や事業報告書等が提出されているが、実施要項において定められている様式で提出されているものの、記載内容に着目すると、全国高等学校総合文化祭派遣費補助事業（上記1・（1）・イ・⑩）に関しては、事業計画書に添付されている収支予算書と、事業報告書に添付されている収支

報告書の費用の項目や記載内容が異なっているため、補助事業者が提出している書類では、事業計画及び予算と事業実績及び決算の比較ができず、長崎県補助金等交付規則が求めている事業計画書や事業実績報告書等として適合する書類とは評価できない。

県は、補助事業者に対し、長崎県補助金等交付規則に適合する事業計画書や事業実績報告書等を提出するよう指導すべきである。

【指摘事項】

県は、補助事業者に対し、長崎県補助金等交付規則4条及び5条、並びに、同規則13条及び14条に適合する事業計画書や事業実績報告書等を提出するよう指導すべきである。

エ 問題点3【事業完了後に計画変更申請が出されている】

長崎県高等学校文化活動活性化補助事業（上記1・（1）・イ・⑬）は、事業完了日が令和2年3月19日となっている。しかし、この事業完了日から9日後の同年3月28日に計画変更承認申請が提出され、同年3月31日には補助事業者より事業実施報告書が提出されている。この経過から見れば、補助事業者は、事業実施報告書の提出に合わせて計画変更承認申請を提出したと推測することができる。

事業計画変更は、長崎県補助金等交付規則11条2項により、次のとおり規定されている。

長崎県補助金等交付規則 第11条（状況報告等） 2 補助事業者等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事に報告してその承認又は指示を受けなければならない。 （1） 事業計画書、収支予算書その他第4条の規定により知事に提出した書類の内容を変更（別に定める軽微な変更を除く。）しようとするとき。 （2） 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。 （3） 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったとき。
--

このように、事業計画の変更はあらかじめ知事に報告してその承認を受けなければならない。事業完了日以降に事業計画の変更承認の申請をすることは、上記規則に反している。

県は、補助事業者に対し、事業計画の変更については、その変更事由が判明した時点で速やかに承認申請するよう適切に指導すべきである。

【指摘事項】

県は、補助事業者に対し、事業計画の変更については、その変更事由が判明した時点で速やかに承認申請するよう適切に指導すべきである。

オ 問題点4【概算払いの必要性が十分に検討されていない】

本補助金はいずれの事業においても年度当初に全額の概算払いがされている。

ここで、補助金等の交付方法に関する長崎県補助金等交付規則 16 条の定めは次のとおりである。

長崎県補助金等交付規則

第 16 条（補助金等の交付）

第 14 条の規定により通知を受けた補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、別に定めるところにより補助金等交付請求書（様式第 3 号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。この場合においては、前項の規定を準用するものとする。

このように、同条 2 項は、補助金等の交付が原則として精算払い、後払いであり、概算払いは「特に必要があるとき」の例外的な扱いであることを定めている。

本補助金については、例えば、長崎県高等学校文化活動活性化補助事業（上記 1・（1）・イ・⑬）の事業実施計画を見ると、年度当初に実施する事業から年度後半に実施する事業まで実施時期にかなり幅があるものとなっている。

補助事業者の財政基盤が盤石ではないことから一定の概算払いが必要であることは理解できるものの、いずれの補助事業についても、年度当初の全額概算払いが「特に必要」とまでは言えない。補助金交付が原則としては精算払い、後払いであり、あくまで概算払いが例外的な扱いであることに鑑みれば、例えば、半期あるいは 4 期に分けて概算払いするなど、年度当初の全額概算払い以外の方法を検討すべきである。

今後は、長崎県補助金等交付規則 16 条 2 項の規定に従い、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。

また、同規則 16 条 2 項が同条 1 項を準用していることからすると、概算払いによる交付を求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出する際に、県に対し、概算払いを求める必要性を示すのが適切である。

【意見】

県は、長崎県補助金等交付規則 16 条 2 項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。

カ 問題点5【現地調査の内容が記録化されていない】

上記（1）・オで述べたとおり、補助事業者に対する現地調査には、①交付申請の内容及び交付の必要性の審査、②不正受給防止のための実態把握、③事業目的に沿っ

て実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。

本補助金についても、全ての補助事業のチェックリストに現地調査を実施した旨のチェックがあり、担当者は毎年度現地調査を行っているとのことである。しかし、いつ、誰が、どのような現地調査を行ったのか、記録上明らかではない。

補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、上記①ないし③の目的の重要性からすれば、少なくとも3年に1度、定期的
に実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。

【意見】

補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。

(3) 長崎県中学校文化活動費補助金（学芸文化課）※上記1・(1)・イ・⑭～⑰

ア 補助金の概要（指摘や意見を
する上で必要な内容を
紹介する。）

【補助事業者】

長崎県中学校文化連盟

【趣旨】

県内中学生の文化活動内容の向上を図り、あわせて青少年の豊かな心を育むことを目的として、長崎県中学校総合文化祭開催費補助事業等5事業に対して補助金を交付する。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	<p>【長崎県中学校総合文化祭開催費補助事業】 中文連が主催する県中学校総合文化祭の開催に係る運営費</p> <p>【長崎県中学校総合文化祭離島地区中学校参加費補助事業】 離島地区の中学校が中文連の主催する県中学校総合文化祭参加に要する経費のうち、参加生徒の交通費及び宿泊費、県中学校総合文化祭参加に係る大小道具、楽器及び作品の輸送費</p> <p>【全国中学校総合文化祭派遣費補助事業】 中文連が推薦した全国中学校総合文化祭派遣費及び作品参加に要する経費のうち、参加生徒の交通費及び宿泊費、各部門参加に係る大小道具、楽器及び作品の輸送費</p>
--------	--

	<p>【長崎県中学校文化活動推進校指定事業】</p> <p>文化活動推進校に指定された中学校の指定種目の活動経費のうち、合宿・遠征事業，講師招へい事業，芸術鑑賞事業，発表会等開催事業，文化活動の強化及び育成に関する事業に要するもの</p>
補助率	<p>【長崎県中学校総合文化祭開催費補助事業】</p> <p>【長崎県中学校総合文化祭離島地区中学校参加費補助事業】</p> <p>【全国中学校総合文化祭派遣費補助事業】</p> <p>【長崎県中学校文化活動推進校指定事業】</p> <p>いずれも予算の範囲内で知事が定める額</p>

イ 問題点1【仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない】

本補助金のいずれの事業についても，交付申請時の予算計画において，消費税を含む金額で予算組みされている。

そうすると，交付された補助金には，消費税が含まれているのであるから，長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱6条4項が適用され，上記（1）・イのとおり仕入れに係る消費税等相当額の報告をさせなければならない。

しかしながら，本補助金のいずれの事業においても，補助事業者からかかる報告がされていない。県担当者によれば，補助事業者に対して口頭で確認をしているとのことであったが，上記（1）・イで述べたとおり口頭での確認だけでは不十分である。

県は，仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し，補助事業者に対し，かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

【指摘事項】

県は，仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し，補助事業者に対し，かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

ウ 問題点2【軽微な変更の規定の範囲が広汎である】

長崎県中学校総合文化祭開催費補助事業（上記1・（1）・イ・⑭）は，収入の部に関して，事業計画書の収支予算と事業報告時の収支決算において次の表のとおり大きな差異が発生している。

	収支予算	収支決算	差異
本補助金	900,000	900,000	0
長崎県中学校文化 連盟事業費	2,900,000	1,407,260	1,492,740
	3,800,000	2,307,260	1,492,740

差異発生の主な理由は，支出の部における派遣費が，予算額2,000,000円であるの

に対して決算額 887,700 円と、大幅に減少したことにある。

派遣費が大幅に減額されたことについて、県の説明では、生徒の送迎に使用する貸し切りバスの台数が減少したことで予算決算に差異が発生したが、長崎県中学校総合文化祭の実施内容に変更はなく、長崎県中学校文化活動費補助金実施要綱 5 条のとおり県の補助金額に変更を生じない範囲内において行う軽微な変更にとらえ、事業計画変更の必要はないと考えているとのことである。

事業計画の変更に関しては、次のとおり長崎県中学校文化活動費補助金実施要項 4 条 1 項及び 5 条に定めている。

長崎県中学校文化活動費補助金実施要綱

第 4 条（計画変更の承認等）

- 1 規則第 11 条第 2 項の規定による事業計画変更の承認を受けようとする者は、事業計画変更承認申請書（様式第 8 号）を知事に提出しなければならない。

第 5 条（軽微な変更）

規則第 11 条第 2 項第 1 号に規定する軽微な変更とは、補助事業の実施主体及び県の補助金額に変更を生じない範囲内において行う変更とする。

確かに、本補助事業については、実施主体に変更はなく、また、補助金額については定額交付となっているため、予定されていた支出が大幅に減少しても、補助金額を割り込まない限り変更は生じないから、上記実施要綱 5 条の「軽微な変更」に当たり、事業計画変更承認申請は必要ないことになる。

しかし、長崎県中学校文化活動という本補助事業の性質からして、事業年度の途中で実施主体が変更するという事態は通常想定できず、また、支出が補助金額を割り込むということは補助事業者が自主財源を一切使用しないということを意味し、補助事業者の自主性や自立性を確保すべき補助金制度の趣旨・目的に照らし、本来、許容すべきではない事態である。

このことから、同要綱 5 条は、極めて限定的な事態以外はすべて「軽微な変更」として認める広汎すぎる規定であると言える。補助金の適切な交付という観点からは「軽微な変更」はあくまで例外的な場合にのみ許容すべきであり、本補助事業のように補助対象経費が補助金額を大幅に超えるほど減少した場合などは、補助事業者に事業計画変更承認を申請させ、県において改めて補助金額の妥当性を検討すべきである。

したがって、同要綱 5 条については、「軽微な変更」として認める範囲を限定する方向で見直してもらいたい。

【意見】

長崎県中学校文化活動費補助金実施要綱 5 条については、「軽微な変更」として認める範囲を限定する方向で見直してもらいたい。

エ 問題点3【現地調査の内容が記録化されていない】

上記（１）・オで述べたとおり，補助事業者に対する現地調査には，①交付申請の内容及び交付の必要性の審査，②不正受給防止のための実態把握，③事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的，役割がある。

本補助金についても，全ての補助事業のチェックリストに現地調査を実施した旨のチェックがあり，担当者は毎年度現地調査を行っているとのことである。しかし，いつ，誰が，どのような現地調査を行ったのか，記録上明らかではない。

補助事業者に対する現地調査は，県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが，上記①ないし③の目的の重要性からすれば，少なくとも３年に１度，定期的実施するのが望ましく，定期的な実施のためには，補助事業の記録として，現地調査実施の有無，実施した場合は担当者，調査方法・内容，調査結果などを残しておく必要がある。

【意見】

補助事業の記録として，現地調査実施の有無，実施した場合は担当者，調査方法・内容，調査結果などを残しておくのが望ましい。

オ 問題点4【概算払いの必要性が十分に検討されていない】

本補助金は，いずれの事業においても年度当初に全額の概算払いがされている。

しかし，上記（２）・オのとおり，長崎県補助金等交付規則16条2項は，補助金等の交付が原則として後払いであり，概算払いは「特に必要がある場合」の例外的な扱いであることを定めている。

本補助金は，例えば，長崎県中学総合文化祭開催費補助事業（上記1・（１）・イ・⑭）や長崎県中学校総合文化祭離島地区中学校参加費補助事業（上記1・（１）・イ・⑮）では，事業の実施は11月末日であるのに，5か月前の6月初旬に全額概算払いされている。また，長崎県中学校文化活動推進校指定事業（上記1・（１）・イ・⑰）は，合宿の遠征費用や講師招へい費用に対する補助であるが，事業計画書には実施時期の記載がないにもかかわらず，年度当初に全額概算払いがなされている。

補助事業者の財政基盤が盤石ではないことから一定の概算払いが必要であることは理解できるものの，いずれの補助事業についても，年度当初の全額概算払いが「特に必要」とまでは言えない。補助金交付が原則としては精算払い，後払いであり，あくまで概算払いが例外的な扱いであることに鑑みれば，例えば，半期あるいは4期に分けて概算払いするなど，年度当初の全額概算払い以外の方法を検討すべきである。

今後は，長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い，概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。

また，同規則16条2項が同条1項を準用していることからすると，概算払いによる交付を求める補助事業者が，概算払交付請求書を提出する際に，県に対し，概算払い

を求める必要性を示すのが適切である。

【意見】

県は、長崎県補助金等交付規則 16 条 2 項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。

(4) 長崎県高等学校体育連盟事業費補助金（体育保健課）※上記 1・(1)・ウ・①～⑥

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

長崎県高等学校体育連盟

【趣旨】

高等学校生徒の競技力の向上及び生徒相互の親睦を図り、心身共に健全な高校生を育成するために、長崎県高等学校体育連盟が行う 6 事業に対して補助金を交付する。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	【全国高等学校体育大会，全九州高等学校体育大会等派遣事業】 【県高等学校総合体育大会離島地区選手派遣事業】 【県高等学校新人体育大会離島地区選手派遣事業】 【県高等学校総合体育大会開催事業】 【全九州高等学校体育大会開催事業】 各事業に要する経費 【高体連ジュニアスポーツ推進事業】 ジュニアスポーツ推進事業として強化校，強化選手等に指定されたものが行う遠征試合，強化合宿，強化練習に要する経費
--------	--

補助率	<p>【全国高等学校体育大会，全九州高等学校体育大会等派遣事業】</p> <p>【県高等学校総合体育大会離島地区選手派遣事業】</p> <p>【県高等学校新人体育大会離島地区選手派遣事業】</p> <p>予算の範囲内で知事が定める額（間接補助の場合は，補助対象者が間接補助事業者に対し定める補助率以内の額とする）</p> <p>【県高等学校総合体育大会開催事業】</p> <p>【全九州高等学校体育大会開催事業】</p> <p>【高体連ジュニアスポーツ推進事業】</p> <p>⇒予算の範囲内で知事が定める額</p>
-----	--

イ 問題点1【仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない】

本補助金のいずれの事業についても，交付申請時の予算計画において，消費税を含む金額で予算組みされている。

そうすると，交付された補助金には，消費税が含まれているのであるから，長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱6条4項が適用され，上記（1）・イのとおり仕入れに係る消費税等相当額の報告をさせなければならない。

しかしながら，本補助金のいずれの事業においても，補助事業者からかかる報告がされていない。県担当者によれば，補助事業者に対して口頭で確認をしているとのことであったが，上記（1）・イで述べたとおり口頭での確認だけでは不十分である。

県は，仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し，補助事業者に対し，かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

【指摘事項】

県は，仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し，補助事業者に対し，かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

ウ 問題点2【現地調査の内容が記録化されていない】

上記（1）・オで述べたとおり，補助事業者に対する現地調査には，①交付申請の内容及び交付の必要性の審査，②不正受給防止のための実態把握，③事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的，役割がある。

本補助金についても，全ての補助事業のチェックリストに現地調査を実施した旨のチェックがあり，担当者は毎年度現地調査を行っているとのことである。しかし，いつ，誰が，どのような現地調査を行ったのか，記録上明らかではない。

補助事業者に対する現地調査は，県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが，上記①ないし③の目的の重要性からすれば，少なくとも3年に1度，定期的

に実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。

【意見】

補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。

エ 問題点3【概算払いの必要性が十分に検討されていない】

本補助金は、いずれの事業においても年度当初に全額の概算払いがされている。

上記(2)・オのとおり、長崎県補助金等交付規則16条2項は、補助金等の交付が原則として後払いであり、概算払いは「特に必要がある場合」の例外的な扱いであることを定めている。

本補助金は、例えば、全国全九州高等学校体育大会派遣事業(上記1・(1)・ウ・②)や、長崎県高等学校総合体育大会離島地区選手派遣事業(上記1・(1)・ウ・③)などは、事業実施時期が6月と11月に分かれているにもかかわらず、年度当初に全額概算払いがなされている。

補助事業者の財政基盤が盤石ではないことから一定の概算払いが必要であることは理解できるものの、いずれの補助事業についても、年度当初の全額概算払いが「特に必要」とまでは言えない。補助金交付が原則としては精算払い、後払いであり、あくまで概算払いが例外的な扱いであることに鑑みれば、例えば、事業実施時期の2期に分けて概算払いするなど、年度当初の全額概算払い以外の方法を検討すべきである。

今後は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。

また、同規則16条2項が同条1項を準用していることからすると、概算払いによる交付を求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出する際に、県に対し、概算払いを求める必要性を示すのが適切である。

【意見】

県は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。

(5) 長崎県中学校体育連盟事業費補助金(体育保健課) ※上記1・(1)・ウ・⑦～⑬

ア 補助金の概要(指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。)

【補助事業者】

長崎県中学校体育連盟

【趣旨】

中学校生徒の競技力の向上及び生徒相互の親睦を図り，心身共に健全な中学生を育成するために，長崎県中学校体育連盟が行う5事業に対して補助金を交付する。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	【県中学校総合体育大会開催事業】 【県中学校総合体育大会離島地区選手派遣事業】 【全国及び全九州中学校体育大会派遣事業】 【全九州中学校体育大会開催事業（県内開催競技に限る）】 各事業に要する経費 【中体連ジュニアスポーツ推進事業】 ジュニアスポーツ推進事業として県中学校体育連盟が行う県レベル又は地区レベルの遠征試合，強化合宿，強化練習，指導者講習会に要する経費
補助率	【県中学校総合体育大会開催事業】 【県中学校総合体育大会離島地区選手派遣事業】 【全国及び全九州中学校体育大会派遣事業】 【全九州中学校体育大会開催事業（県内開催競技に限る）】 【中体連ジュニアスポーツ推進事業】 いずれも予算の範囲内で知事が定める額

イ 問題点1【仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない】

本補助金のいずれの事業についても，交付申請時の予算計画において，消費税を含む金額で予算組みされている。

そうすると，交付された補助金には，消費税が含まれているのであるから，長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱6条4項が適用され，上記（1）・イのとおり仕入れに係る消費税等相当額の報告をさせなければならない。

しかしながら，本補助金のいずれの補助事業においても，補助事業者からかかる報告がされていない。県担当者によれば，補助事業者に対して口頭で確認をしているとのことであったが，上記（1）・イで述べたとおり口頭での確認だけでは不十分である。

県は，仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し，補助事業者に対し，かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

【指摘事項】

県は，仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し，補助事業者に対し，かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

ウ 問題点2【收受印の日付が修正テープで修正されている】

本補助金のうち、全国全九州中学校体育大会派遣事業（上記1・（1）・ウ・⑨）、九州中学校テニス競技大会開催事業（上記1・（1）・ウ・⑩）、及び九州中学校柔道競技大会開催事業（上記1・（1）・ウ・⑬）については、補助事業者から提出された補助金交付申請書に押印している收受印に、修正テープによる修正が施され、別の日付による收受印が押されている。具体的には、平成31年4月1日付交付申請書に、当初は平成31年4月12日付の收受印が押されていたが、その上に修正テープによる修正を施し、平成31年4月1日付の收受印を再押印している。

本補助金は、平成31年3月20日付長崎県教育委員会体育保健課長による「平成31年度長崎県中学校体育連盟事業費補助金の内示について」によれば、交付申請書の提出期限を平成31年4月1日と定めており、仮に、本補助金の交付申請書が、修正前の收受印の日付である平成31年4月12日に收受されていたとすれば、交付申請書の提出期限を徒過していたことになる。

県担当者によれば、修正テープによる收受印の修正の経緯は、事務的な誤りによるものとのことだが、当初の收受印の日付から大きく遡った收受印を押し、かつ、その遡った日付が交付申請書の提出期限日であることを考えると、単純な事務的な誤りという説明だけでは十分とは言えない。

地方公共団体に対する文書による意思表示は、当該文書が地方公共団体に到達した時点でその効力が発生し（民法97条1項）、地方公共団体は、相手方の意思表示に対し、必要な事務を行う義務を負うことになる。收受印は、郵送や通信情報システム等を介し、地方公共団体が文書を收受し、相手方の意思表示が到達した日付を特定する重要な役割を持つものである。特に、上記補助事業においては、補助事業者が期限までに交付申請を行っているか否かを確認する上で、收受印の日付が重要な役割を果たすことは指摘するまでもない。

このように、県が行う事務において、收受印の日付は厳密に取り扱われるべきであり、安易に修正テープによる修正を施し、再押印を認めることは、適正な行政手続きの観点からは不適切である。仮に收受印を押印する過程で何らかの不備や誤りがあった場合には、簡易であっても顛末書を添付する等、收受印の日付の正確性を担保する措置を講ずべきである。

【指摘事項】

県は、收受印の日付の重要性や厳密に取り扱うべきことを再確認し、何らかの不備や誤りがあった場合には、安易に、修正テープ等による修正は行わず、簡易であっても顛末書を添付する等、收受印の日付の正確性を担保する措置を講ずべきである。

エ 問題点3【現地調査の内容が記録化されていない】

上記（1）・オで述べたとおり、補助事業者に対する現地調査には、①交付申請の

内容及び交付の必要性の審査，②不正受給防止のための実態把握，③事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的，役割がある。

本補助金についても，全ての補助事業のチェックリストに現地調査を実施した旨のチェックがあり，担当者は毎年度現地調査を行っているとのことである。しかし，いつ，誰が，どのような現地調査を行ったのか，記録上明らかではない。

補助事業者に対する現地調査は，県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが，上記①ないし③の目的の重要性からすれば，少なくとも3年に1度，定期的の実施するのが望ましく，定期的な実施のためには，補助事業の記録として，現地調査実施の有無，実施した場合は担当者，調査方法・内容，調査結果などを残しておく必要がある。

【意見】

補助事業の記録として，現地調査実施の有無，実施した場合は担当者，調査方法・内容，調査結果などを残しておくのが望ましい。

(6) 公益財団法人長崎県体育協会事業費補助金（体育保健課）

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

公益財団法人長崎県体育協会

【趣旨】

広く県民のスポーツを振興し，その普及及び振興並びに競技力の向上を図るため，公益財団法人長崎県体育協会が行うスポーツ少年団育成事業等5事業に対して補助金を交付する。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	公益財団法人長崎県体育協会が行う，次に掲げる事業に要する経費 (1) スポーツ少年団育成事業 (2) スポーツ振興総合推進事業 (3) スポーツ大会費 (4) 国民体育大会推進事業 (5) スポーツ合宿施設運営事業
補助率	予算の範囲内で知事が定める額（間接補助の場合は，補助対象者が間接補助事業者に対し定める補助額と同額）

イ 問題点1 **【仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない】**

本補助金は，交付申請時の予算計画において，消費税を含む金額で予算組みされている。

そうすると、交付された補助金には、消費税が含まれているのであるから、長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱6条4項が適用され、上記（1）・イのとおり仕入れに係る消費税等相当額の報告をさせなければならない。

しかしながら、補助事業者からかかる報告がされていない。県担当者によれば、補助事業者に対して口頭で確認をしているとのことであったが、上記（1）・イで述べたとおり口頭での確認だけでは不十分である。

県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

【指摘事項】

県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

ウ 問題点2【事業計画書や事業実績報告書等の記載内容が統一されておらず、不十分なものがある】

上記（2）・ウで指摘したとおり、長崎県補助金等交付規則4条及び5条、並びに、同規則13条及び14条からすると補助事業者が県に提出すべき事業計画書等は、補助金交付の必要性・相当性を審査するためのものであり、事業実績報告書等は、実施した事業の成果が交付決定の内容等と適合することを調査するためのものである。

しかし、本補助金において提出されている事業計画書と事業実績報告書では記載内容が異なっており、照合して確認することができない。具体的には、収支予算書では、収入科目が補助金収入の他、基本財産運用収入やJSP0事業受託収入、県事業受託収入等、複数の収入科目に分けられているが、収支決算書では収入科目が補助金収入以外には県事業受託収入と負担金しかない。このように記載内容が異なると、補助事業者が実施した事業の成果が交付決定の内容等と適合しているか調査するという事業実績報告書等の審査資料としての機能を十分に果たせない。

事業計画書や事業実績報告書等は、いずれも、適正な補助金交付のために重要な審査資料であり、県は、かかる趣旨や役割を再確認した上で、補助事業者に対し、交付決定の審査や補助金額確定の調査に適した内容を記載するよう指導すべきである。

【指摘事項】

県は、補助事業者に対し、長崎県補助金等交付規則4条及び5条、並びに、同規則13条及び14条に適合する事業計画書や事業実績報告書等を提出するよう指導すべきである。

エ 問題点3【現地調査の内容が記録化されていない】

上記（1）・オで述べたとおり、補助事業者に対する現地調査には、①交付申請の内容及び交付の必要性の審査、②不正受給防止のための実態把握、③事業目的に沿っ

て実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。

本補助金についても、全ての補助事業のチェックリストに現地調査を実施した旨のチェックがあり、担当者は毎年度現地調査を行っているとのことである。しかし、いつ、誰が、どのような現地調査を行ったのか、記録上明らかではない。

補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、上記①ないし③の目的の重要性からすれば、少なくとも3年に1度、定期的
に実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。

【意見】

補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。

第14 警察本部

1 監査の対象及び方法

(1) 監査対象とした補助金事業

補助金事業	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
長崎県暴力追放運動推進センター補助金	4,999,000円	8月11日～ 8月13日	9月14日
長崎県防犯協会連合会補助金	3,878,000円	8月11日～ 8月13日	9月14日
自動車安全運転センター補助金	2,095,245円	8月11日～ 8月13日	9月14日

2 問題点の検出

上記補助金事業を監査した結果、次の2事業について問題点を検出したので報告する。

(1) 長崎県暴力追放運動推進センター補助金

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

公益財団法人長崎県暴力追放運動推進センター

【趣旨】

暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済を図るため、予算の定めるところにより公益財団法人長崎県暴力追放運動推進センターに対して暴力団追放事業に要する経費に関して補助金を交付する。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	補助対象者が行う暴力団追放事業に要する経費
補助率	予算の範囲内で知事が定める額（定額）

イ 問題点1 【仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない】

本補助金は、交付申請時の予算計画において、消費税を含む金額で予算組みされている。

そうすると、交付された本補助金には、消費税が含まれているのであるから、次の長崎県警察本部関係補助金等交付要綱7条4項が適用される。

長崎県警察本部関係補助金等交付要綱7条4項

第7条（実績報告等）

4 補助金等の交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、この金額（減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減じて申請又は報告した額を上回る部分の金額）を補助金等の額から減額して仕入れに係る消費税等相当額報告書により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該金額の返還を請求するものとする。

このような条項が定められている理由は、補助金の交付を受けた補助事業者が、補助事業を実施するに当たって課税仕入れを行い、確定申告の際に仕入税額を控除したとすると、当該補助事業者は仕入れに係る消費税額を実質的に負担しないことになり、消費税額に相当する補助金が過払いになってしまうからである。したがって、交付する補助金に消費税等が含まれていないことが明らかな場合を除いて、県は、補助事業者に対し、仕入れに係る消費税等相当額の報告を求めなければならない。

しかし、かかる報告が適切に行われていなかったため、平成29年度包括外部監査において、県は、次のような指摘を受けている。

平成29年度包括外部監査報告書28頁

仮に消費税返還義務のある補助金支給者だった場合、消費税等相当額報告書が提出されないと補助金の過払につながる恐れがある。また、支給した補助金の消費税部分の還付に係る自治体の対応について、会計検査院により全国の自治体が度々指摘を受けている点からみても、リスクが高い部分と判断できる。

したがって、県は、補助金の額の確定から一定期間が経過した後（例えば、補助対象者が補助金の交付を受けた事業年度にかかる決算終了後など）に、補助対象経費に含まれた仕入れに係る消費税等相当額の有無、ならびにその状況を報告させることとし、その報告内容について十分に確認をすべきである。

この包括外部監査の指摘を受け、県は、各部局に対し、「平成30年度の予算執行について」（平成30年4月2日付30財第1号）及び「平成31年度の予算執行について」（平成31年4月1日付31財第1号）において、次のように指示した。

「平成 31 年度の予算執行について」（平成 31 年 4 月 1 日付 31 財第 1 号）

消費税込みで交付申請した補助事業者に対しては、仕入れに係る消費税等相当額の有無・状況を報告させるとともに、その報告においては消費税の確定申告書等の写しを添付させるなどして、適切かつ十分な確認を行うこと。なお、実績報告書を提出する時点において仕入れに係る消費税等相当額が明らかになっていない場合は、その額が確定した時点において報告・確認が必要となるため、翌年度以降にしっかりと引継がなされるよう、適切に管理・対応すること。

しかしながら、本補助金においても、補助事業者から仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない。

県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

【指摘事項】

県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

ウ 問題点 2 【概算払いの必要性が十分に検討されていない】

本補助金は、年度当初の 6 月に補助金の全額が概算払いにより交付されている。

ここで、補助金等の交付方法に関する長崎県補助金等交付規則 16 条の定めは次のとおりである。

長崎県補助金等交付規則

第 16 条（補助金等の交付）

第 14 条の規定により通知を受けた補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、別に定めるところにより補助金等交付請求書（様式第 3 号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。この場合においては、前項の規定を準用するものとする。

このように、同条 2 項は、補助金等の交付が原則として精算払い、後払いであり、概算払いは「特に必要があるとき」の例外的な扱いであることを定めている。

本補助金は、補助対象経費の範囲が比較的広く、賃借料など年度当初から支出が必要となるものも含まれており、一定の概算払いが必要であることは理解できる。しかし、それだけでは年度当初の全額概算払いが「特に必要」とまでは言えず、例えば、半期あるいは 4 期に分けるなど、年度当初の全額概算払い以外の方法を検討してもら

いたい。

今後は、長崎県補助金等交付規則 16 条 2 項の規定に従い、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。

また、同規則 16 条 2 項が同条 1 項を準用していることからすると、概算払いによる交付を求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出する際に、県に対し、概算払いを求める必要性を示すのが適切である。

【意見】

県は、長崎県補助金等交付規則 16 条 2 項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。

(2) 長崎県防犯協会連合会補助金

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

公益社団法人長崎県防犯協会連合会

【趣旨】

県民の防犯思想の普及高揚に努め、犯罪のない明るい社会の実現に寄与するため、予算の定めるところにより公益社団法人長崎県防犯協会連合会に対して防犯活動推進事業に要する経費に関して補助金を交付する。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	補助対象者が行う防犯活動推進事業に要する経費
補助率	予算の範囲内で知事が定める額（定額）

イ 問題点 1 【仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない】

本補助金は、交付申請時の予算計画において、消費税を含む金額で予算組みされている。

そうすると、交付された本補助金には、消費税が含まれているのであるから、長崎県警察本部関係補助金等交付要綱 7 条 4 項が適用され、上記（1）・イのとおり報告をさせなければならない。

しかしながら、本補助金においても、補助事業者から仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない。

県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

【指摘事項】

県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

ウ 問題点2【事業計画書、事業報告書等の記載内容が不十分である】

長崎県補助金等交付規則4条及び5条、並びに、同規則13条及び14条は、補助事業者に対し、次のとおり、事業計画書や事業実績報告書等の提出を求めている。

第4条（補助金等の交付の申請）

補助金等の交付の申請（契約の申込みを含む。以下同じ。）をしようとする者は、補助金等交付申請書（様式第1号。ただし、契約の申込みにあつては、これに準ずる書類）に次に掲げる書類を添えて、知事に対しその定める時期までに提出しなければならない。ただし、添付書類については、知事が必要がないと認めたときは、省略することができる。

- (1) 補助事業等の事業計画書
- (2) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代る書類
- (3) 補助事業等が工事の施行に係るものであるときは、その実施設計書
- (4) その他知事が必要と認める書類

第5条（補助金等の交付の決定）

知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。

第13条1項（実績報告）

補助事業者等は、補助事業等が完了したとき、又は第11条第2項第2号の規定による補助事業等の廃止の承認を受けたときは、別に定めるところにより、補助事業等実績報告書（様式第2号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、同様とする。

第14条（補助金等の額の確定）

知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

このように、補助事業者が県に提出すべき事業計画書等は、補助金交付の必要性・相当性を審査するためのものであり、また、事業実績報告書等は、実施した事業の成果が交付決定の内容等と適合することを調査するためのものである。

本補助金の事業についても、それぞれ事業計画書や事業報告書等が提出されているが、その内容を確認すると、補助対象事業を特定して作成されたものではなく、補助事業者の運営全体に関する事業計画及び事業報告として作成されている。

補助事業者が提出している書類では、補助対象事業に対する補助金交付の必要性・相当性の審査や、実施した事業の成果と交付決定の内容等との適合性の調査が適切にできない。

県は、補助事業者に対し、長崎県補助金等交付規則に適合する事業計画書や事業実績報告書等を提出するよう指導すべきである。

【指摘事項】

県は、補助事業者に対し、長崎県補助金等交付規則 4 条及び 5 条、並びに、同規則 13 条及び 14 条に適合する事業計画書や事業実績報告書等を提出するよう指導すべきである。

エ 問題点 3 【概算払いの必要性が十分に検討されていない】

本補助金は、年度当初の 6 月に補助金の全額が概算払いにより交付されている。

上記（１）・ウのとおり、長崎県補助金等交付規則 16 条 2 項は、補助金等の交付が原則として後払いであり、概算払いは「特に必要がある場合」の例外的な扱いであることを定めている。

本補助金は防犯活動推進事業に係る経費が補助対象経費となっており、広報活動など広く使用されていることは分かるが、年度当初に全額を概算払いすることが「特に必要」であるとまでは言いがたい。

今後は、長崎県補助金等交付規則 16 条 2 項の規定に従い、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。

また、同規則 16 条 2 項が同条 1 項を準用していることからすると、概算払いによる交付を求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出する際に、県に対し、概算払いを求める必要性を示すのが適切である。

【意見】

県は、長崎県補助金等交付規則 16 条 2 項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。

IV 包括外部監査の結果報告・全庁的な問題点

第1 はじめに

以上のとおり、今年度は138件の事業に絞り込み、補助金事務の執行について監査を行ってきた。

その中で、次の問題点については、複数の事業から検出されていることから、今年度の監査対象事業に限らず、全庁的かつ全体的な問題であると想定される。

1 消費税仕入税額控除の取扱事務に関する指摘事項と意見（提言）

(1) 仕入れに係る消費税等相当額の報告を徹底すべきである【指摘事項】

(2) 「長崎県版 補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いの見直し（案）」（添付資料参照）を参考にするなどし、仕入税額控除の取扱事務の改善を検討してもらいたい【意見（提言）】

2 事業計画書や事業実績報告書等の適正化を図るべきである【指摘事項】

3 概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい【意見】

4 現地調査の定期的な実施と結果の記録化を検討してもらいたい【意見】

5 補助事業の契約方法について具体的かつ厳格な指針を示してもらいたい【意見】

以下、「全庁的な問題点」として、指摘事項あるいは意見の詳細を報告する。

第2 全庁的な問題点

1 消費税仕入税額控除の取扱事務に関する指摘事項と意見（提言）

(1) 仕入れに係る消費税等相当額の報告を徹底すべきである【指摘事項】

ア 消費税仕入税額控除に関する補助金等交付要綱の規定

長崎県のほぼ全ての補助金等交付要綱（長崎県議会事務局関係補助金等交付要綱を除く。）において、補助事業における消費税仕入税額控除（以下「仕入税額控除」という。）の取扱いに関し、次のような条項を定めている。

補助金等の交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、この金額（減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減じて申請又は報告した額を上回る部分の金額）を補助金等の額から減額して仕入れに係る消費税等相当額報告書により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該金額の返還を請求するものとする。

このように、県は、補助事業者に対し、消費税等の申告により仕入れに係る消費税

等相当額が確定した場合には、報告書の提出を義務付けているが、今回の監査においては、未提出となっている補助事業が多数検出されており、極めて重大な問題である。

まず、かかる問題点の理解を深めてもらうため、補助事業者に対し仕入れに係る消費税等相当額の報告を求める理由を説明する。

イ 補助事業者に対し仕入れに係る消費税等相当額の報告を求める理由

消費税は、原則として全ての財貨・サービスの国内における販売、提供などを課税対象とし、生産、流通、販売などの各段階において課税され、最終的には消費者に転嫁される税金である。

仕入税額控除制度は、税の累積を避けるため、その前段階で課税された消費税を取り除く制度である。各事業者が申告・納付する消費税額は、原則として、当該課税期間中の課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除して計算することとなる。

このように課税仕入等にかかる消費税額を控除する際、補助金の充当を受けた経費の消費税についても、課税仕入に対して支払った消費税として控除することができるため、補助金の充当を受けた経費に係る消費税が事業者に滞留することとなる。

そうすると、事業者に滞留する補助金に係る消費税額が、過払いとして、そのまま事業者の利益になってしまい、補助金制度の趣旨からして適当ではないため、県は、補助事業者に対し、消費税等の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、報告書の提出と当該金額の返還を義務付けている。

ウ 平成 29 年度包括外部監査での指摘等

しかし、県担当者や補助事業者の認識が不十分であるなどするため、仕入れに係る消費税等相当額の報告が失念などにより適切に行われていない事業が見受けられる。

平成 29 年度包括外部監査においても、次のとおり指摘されている。

平成 29 年度包括外部監査報告書 28 頁

仮に消費税返還義務のある補助金支給者だった場合、消費税等相当額報告書が提出されないと補助金の過払につながる恐れがある。また、支給した補助金の消費税部分の還付に係る自治体の対応について、会計検査院により全国の自治体が度々指摘を受けている点からみても、リスクが高い部分と判断できる。

したがって、県は、補助金の額の確定から一定期間が経過した後（例えば、補助対象者が補助金の交付を受けた事業年度にかかる決算終了後など）に、補助対象経費に含まれた仕入れに係る消費税等相当額の有無、ならびにその状況を報告させることとし、その報告内容について十分に確認をすべきである。

この包括外部監査の指摘を受け、県は、各部局に対し、「平成30年度の予算執行について」（平成30年4月2日付30財第1号）及び「平成31年度の予算執行について」（平成31年4月1日付31財第1号）において、次のように指示した。

「平成31年度の予算執行について」（平成31年4月1日付31財第1号）

消費税込みで交付申請した補助事業者に対しては、仕入れに係る消費税等相当額の有無・状況を報告させるとともに、その報告においては消費税の確定申告書等の写しを添付させるなどして、適切かつ十分な確認を行うこと。なお、実績報告書を提出する時点において仕入れに係る消費税等相当額が明らかになっていない場合は、その額が確定した時点において報告・確認が必要となるため、翌年度以降にしっかりと引継がなされるよう、適切に管理・対応すること。

エ 今年度監査で検出された問題点

しかしながら、今年度の監査においても、補助事業者から仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない事業が散見された。

県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

【指摘事項】

県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

(2) 仕入税額控除の取扱事務の改善を検討してもらいたい【意見（提言）】

ア 現在の取扱いの制度上の問題点

上記のとおり、長崎県においては、仕入税額控除の取扱事務に関し多数の不備が生じている。

その原因に、県職員や補助事業者の認識不足があることは否めないが、次のような制度上の問題も影響している。

- ・ 交付申請時に算出した補助対象経費に消費税が含まれている補助事業は、全件、仕入れに係る消費税等相当額の報告を求める対象となってしまう。対象事業が広範かつ多数であるため不備が生じる件数も多くなる。
- ・ 補助事業者の確定申告時期が、補助事業が終了し精算した後になることが多いため、当該報告を失念しやすい。
- ・ 補助事業者が、課税売上高1,000万円以下であるなど、消費税法9条1項により納税義務が免除される小規模事業者であり、本来、仕入税額控除がなく、当該報告の対象としなくてもいいのに、現在の取扱いでは対象としている。

- ・ 消費税法9条1項により納税義務が免除される小規模事業者などには、どのような確認資料を提出させるべきか、具体的な指針が示されていない。

このような制度上の問題点を改善しなければ、いつまでも、仕入税額控除の取扱事務に関する不備は解消されず、補助金事務の適正な執行が図れない。

イ 長崎県版見直し案について

ここで参考になるのが、環境省が「補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱について」（平成24年8月9日付環境会発第120809001号）で示した改善策である。同省の運用改善も、「環境大臣への報告及び補助金に係る消費税仕入控除税額の返還がなされないケースが散見され、一層の改善が求められていることから」策定されている。

同省が示した改善策を参考に、「長崎県版 補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いの見直し（案）」（以下「長崎県版見直し案」という。）（添付資料参照）を示すので、長崎県においても運用改善を検討してもらいたい。

ウ 長崎県の補助事業の特徴

長崎県版見直し案は、長崎県の補助事業の次のような特徴を踏まえている。

- ・ 補助金額が、上限となる補助率により決まるのではなく、補助対象経費に補助率を乗じた額の範囲内において「定額」あるいは「予算の範囲内」などにより決まる事業が多い。
- ・ 補助事業者の多くが、消費税法9条1項により消費税等の納付義務が免除される課税売上高1,000万円以下の小規模事業者である。
- ・ 補助事業者の中には、対価性のない収入しかない任意団体や個人等で、消費税の納税義務者とならない者も多い。
- ・ 補助事業者の多くが、地方公共団体や消費税法別表3に掲げる法人（一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人等）であり、消費税法60条4項の特例が適用される事業者である。

エ 長崎県版見直し案による取扱事務の効率化、適正化

長崎県版見直し案により、仕入税額控除の取扱事務が次のように効率化、適正化されるものと期待する。

- ・ 原則として、消費税等相当額を除外した補助金額によって交付決定や額の確定を行うことで、最重要な問題である補助金の過払いを防止することができるとともに、仕入税額控除の取扱事務の効率化や適正化が図れる。
- ・ 「定額」あるいは「予算の範囲内」などによって補助金額が決まっている事業の多くが、消費税等相当額を除外した金額によって交付決定や額の確定を行っているものとして、仕入税額控除の取扱事務を省略できる。

- ・ ①課税売上高 1,000 万円以下であるなど、消費税法 9 条 1 項により消費税等の納付義務が免除される補助事業者については、課税期間の消費税等確定申告書を確認するなどにより、また、②対価性のない収入しかない任意団体や個人等で、消費税の納税義務者とならない者については、収支計算書等で収入の内容を確認するなどにより、消費税等相当額を含んだ交付決定や額の確定を行うことができる。

この取扱いのメリットは、課税期間の基準期間が【個人：その年の前々年，法人：その事業年度の前々事業年度】であるため、交付申請時に確認できることにある。従前の取扱いであれば、補助事業終了・精算後に、仕入れに係る消費税等相当額の報告時期が来ることが多いため、失念等を招きやすかったが、長崎県版見直し案はこの問題を解消し、取扱事務を適正化できると期待する。

- ・ 地方公共団体や消費税法別表 3 に掲げる法人（一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人，学校法人，社会福祉法人，宗教法人等）に対する補助事業については、補助事業終了後に特定収入割合（特定収入とは、資産の譲渡など対価に該当しない収入のうち、消費税法施行令 75 条 1 項各号《特定収入に該当しない収入》に掲げる収入以外の収入をいう。）を証明する計算書類の提出を求めることで、消費税等相当額を含んだ交付決定や額の確定ができる。

かかる計算書は、消費税等確定申告書に添付されるものであるため、仕入れに係る消費税等相当額報告書のように、特別に作成する必要がなく、また、継続的に行われている補助事業においては、交付申請時に前年度の確定申告書等の提出を求めていることが多いため、取扱事務の効率化、適正化が図れる。

【意見（提言）】

県には、「長崎県版 補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いの見直し（案）」（添付資料参照）を参考にするなどし、仕入税額控除の取扱事務の改善を検討してもらいたい。

2 事業計画書や事業実績報告書等の適正化を図るべきである【指摘事項】

本監査において、事業計画書や事業実績報告書等の記載に次のような問題点が見受けられた。

- ・ 記載内容が概括的、抽象的であるため、具体的な事業や支出の内容が把握できない。
- ・ 事業計画書と事業実績報告書の記載方法・内容が異なるため、事業や支出に関し、計画と実施結果の比較が困難である。

このような問題点に関し、県担当者からは、県が補助事業者の事務局を兼ねている、補助事業者の事務局が県庁内にある、県担当者が補助事業者の総会等重要な会議に出席しているなどの事情から、事業計画書や事業実績報告書等に上記のような不備があったとして

も補助事業の具体的な内容等を把握できているため、然したる問題はないという回答もあった。

しかしながら、長崎県補助金等交付規則4条及び5条は、交付申請及び交付決定の手続きを次のとおり規定している。

第4条（補助金等の交付の申請）

補助金等の交付の申請（契約の申込みを含む。以下同じ。）をしようとする者は、補助金等交付申請書（様式第1号。ただし、契約の申込みにあつては、これに準ずる書類）に次に掲げる書類を添えて、知事に対しその定める時期までに提出しなければならない。ただし、添付書類については、知事が必要がないと認めたときは、省略することができる。

- （1） 補助事業等の事業計画書
- （2） 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代る書類
- （3） 補助事業等が工事の施行に係るものであるときは、その実施設計書
- （4） その他知事が必要と認める書類

第5条（補助金等の交付の決定）

知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。

このように、長崎県補助金等交付規則4条及び5条は、補助金の交付申請者に対し、事業計画書や収支予算書を添付した交付申請書を提出させ、県が提出された申請書類等の内容を審査した上で、交付決定するよう定めている。

そうであるならば、交付申請書に添付する事業計画書や収支予算書は、補助金交付の必要性・相当性を審査しうる程度に具体的な内容でなければならない。

また、長崎県補助金等交付規則13条1項及び14条は、補助事業の実績報告及び補助金額の決定の手続きを次のとおり規定している。

第13条1項（実績報告）

補助事業者等は、補助事業等が完了したとき、又は第11条第2項第2号の規定による補助事業等の廃止の承認を受けたときは、別に定めるところにより、補助事業等実績報告書（様式第2号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、同様とする。

第14条（補助金等の額の確定）

知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

このように、長崎県補助金等交付規則13条1項及び14条は、補助事業者に対し、事業実績報告書等を提出させ、県が提出された報告書等を調査し交付決定と適合することを確認した上で、交付額を確定するよう定めている。

そうであるならば、事業実績報告書等は、当該事業の成果が交付決定と適合することを調査しうる程度に具体的で、かつ、事業計画書等と比較ができるような記載方法・内容でなければならない。

以上のとおり、長崎県補助金等交付規則4条及び5条は、交付申請書に添付された事業計画書等を基に補助金交付の必要性・相当性を審査し、同規則13条1項及び14条は、事業実績報告書等を基に交付額確定の調査を行うこととしているのであるから、仮に県担当者がこれらの書類以外から補助事業の具体的内容等を知り得たとしても、事業計画書や事業実績報告書等には一定の記載を求めるべきである。

加えて、事業計画書や事業実績報告書等に基づく審査や調査を行っておかなければ、後日、本監査のような第三者機関において、県の交付決定手続きや交付額確定手続きの適正性を検証することができない。

【指摘事項】

県は、事業計画書や事業実績報告書等が、補助金交付の必要性・相当性を審査し、交付額確定の調査を行うためのものであるという趣旨や役割を有していることを再確認した上で、事業計画書や事業実績報告書等の適正化を図るべきである。

3 概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい【意見】

本監査において、年度当初あるいは交付決定直後に、補助金全額が概算払いされる補助事業が散見された。

補助事業者の財政的基盤が盤石ではなく、また、補助金が補助事業者の人件費等運営費に充てられるなど、概算払いを必要とする事情があることは理解できる。

しかしながら、長崎県補助金等交付規則16条2項は、次のとおり、補助金等の交付が原則として精算払い、後払いであり、概算払いは「特に必要があるとき」の例外的な扱いであることを定めている。

第 16 条（補助金等の交付）

第 14 条の規定により通知を受けた補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、別に定めるところにより補助金等交付請求書（様式第 3 号）に係る書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、特に必要があると認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。この場合においては、前項の規定を準用するものとする。

そうであるならば、概算払いにあたっては、補助対象経費の性質や補助事業の実施時期、補助事業者の自主財源の規模などを踏まえ、概算払いの必要性を慎重に検討することが求められる。

また、同規則 16 条 2 項が同条 1 項を準用していることからすると、概算払いを求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出する際に、県に対し、補助事業の実施状況の報告や概算払いを求める理由を示すのが適切である。

以上を踏まえ、長崎県補助金等交付規則が定める補助金等交付請求書（様式 3）に、「事業実施状況報告」及び「概算払いを求める理由」を記載する欄を設けるよう、検討してもらいたい。

【意見】

県は、補助金を概算払いするにあたっては、補助対象経費の性質や補助事業の実施時期、補助事業者の自主財源の規模などを踏まえ、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。また、長崎県補助金等交付規則が定める補助金等交付請求書（様式 3）に、「事業実施状況報告」及び「概算払いを求める理由」を記載する欄を設けるよう、検討していただきたい。

4 現地調査の定期的な実施と調査内容等の記録化を検討してもらいたい【意見】

本監査において、補助事業者の現地調査を行っていない、あるいは、現地調査は実施しているがその結果を記録化していない補助事業が多く見受けられた。

ここで、現地調査に関する長崎県における規定は次のとおりである。

長崎県補助金等交付規則

第 5 条（補助金等の交付の決定）

知事は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。

補助金等交付事務にかかる審査の強化について（通知）

（平成 14 年 4 月 16 日付 14 財第 15 号）

2 現地調査の実施について

・現地調査は、必要に応じ、個々の補助事業及び調査箇所等を選定のうえ、積極的かつ計画的に行い、実態把握に努めること。

また、各部局においては、年間計画等を作成するなど適切かつ実効性のある現地調査となるよう留意すること。

・臨時的な調査の場合は、事前通知から現地調査に至るまで速やかに実施することとし、その趣旨が薄れることのないよう十分注意すること。

補助金等交付事務の適正化について（通知）

（平成 21 年 6 月 19 日付 21 財第 74 号）別紙のチェックリスト

・補助金等の不正受給の発生を防止するため、現地調査を実施したか。

補助金等の予算執行について（通知）

（平成 27 年 7 月 21 日付 27 財号外）

・支出については、書類審査のみならず、必要に応じて現地調査を行い、事業が目的に沿って実施されているかなど十分な実績確認に努めること。

このように、補助事業者に対する現地調査には、①交付申請の内容及び交付の必要性の審査、②不正受給防止のための実態把握、③事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。

本監査時に、現地調査を行っていない補助事業については、事業実績報告書に領収書等の証拠書類（写し）を添付させる、あるいは、別途法人監査を実施しているから、現地調査を行わなくても支出状況の適正などを確認できているということであり、一定の合理的な理由がある。しかし、これらの措置が現地調査の目的や役割（上記①②）を十分に果たしているとは言いがたい。

補助事業者に対する現地調査の目的や役割からすると、少なくとも3年に1度、定期的の実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを記録化しておく必要がある。

【意見】

現地調査は少なくとも3年に1度、定期的の実施するとともに、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを記録化することを検討してもらいたい。

5 補助事業の契約方法について具体的かつ厳格な指針を示してもらいたい【意見】

(1) 契約方法に関する問題点

補助事業者が行う契約については、補助金という県費を支出することになるため、競争性確保の観点から、個人又は小規模な団体に対する小規模な補助事業を除き、県の契約方法（市町を通じた間接補助事業など市町の契約方法に準じることが適当な場合は市町の契約方法）に準じて、公平・公正な契約がなされるよう適切に指導及び確認を行うこととされている（「平成 31 年度の予算の執行について」平成 31 年 4 月 1 日付 31 財第 1 号）。

しかしながら、県の「契約方法に準じる」という指針が抽象的であるため、補助事業によって契約方法の手続きや県に対する報告が区々になっており、また、競争性や透明性、経済性に疑問が生じる契約方法を採用している補助事業も見受けられた。

したがって、次に紹介するような、佐賀県の取扱いを参考にすることで、長崎県においても補助事業の契約方法について具体的かつ厳格な指針を示すよう検討してもらいたい。

(2) 佐賀県における取扱い

佐賀県健康福祉部が平成 28 年 7 月 20 日付で策定している「補助事業を行うために締結する契約等の取扱いについて」は、補助事業の契約方法に関し、次のとおり定めている。

(抜粋)

(総則)

1 補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準じなければならない。（「佐賀県財務規則（平成 4 年佐賀県規則第 35 号）」参照）

(契約の方法)

2 契約の方法については、次のとおりとする。

(1) 補助事業を行うために締結する契約については、最も競争性、透明性、経済性等に優れ、不特定多数の参加者を募る調達方法である「一般競争入札」を原則とする。

(注意点：多数の参加者を募るための入札公告等を適切に行うこと。)

(2) ただし、(1)の原則を貫くと契約までの準備に多くの作業や時間が必要となり、結果として当初の目的が達成できなくなるなどの弊害が生じることがあり得るため、一定の場合には、「指名競争入札」や「随意契約」による調達を例外的な取扱いとして認める。

① 「指名競争入札」を実施しようとする場合は、「一般競争入札」によりがたい理由について知事の承認を得るものとし、この場合、原則として、5人以上の者を指名しなければならない。（注意点：「一般競争入札」によりがたい理由については早めに県と協議すること。)

② 「随意契約」によることができるのは、予定価格の額が、次に掲げる契約の種類に応じ、それぞれに定める額を超えない額とし、この場合、原則として、2人以上の者に見積りを行わせなければならない。ただし、1件の予定金額が10万円未満（分解を要する物品等の修繕は30万円未満）の契約（少額随契）等（別表参照）については、単一の業者から見積書を徴するだけで契約（以下「単一業者との随意契約」という。）できるものとする。（注意点：少額随契以外の単一業者との随意契約については、事前に県に確認すること。）

なお、補助事業者が個人や小規模の法人等の場合で、一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争」という。）の実施が困難な理由について知事の承認を得たときは、「随意契約」による調達を例外的に認めるものとする。（注意点：競争の実施が困難な理由については、当該法人等の手続き規程等を確認し、社会通念上も適当と判断される場合に適用する。）

このように、佐賀県では、補助事業における契約方法も、原則として一般競争入札によることを明示し、例外的に指名競争入札や随意契約によるときは、知事の承認を得るように定めている。

また、補助事業者に対し、契約締結前後の届出を義務付けている。

（契約事務の事前届出）

3 補助事業者は、契約（当該契約を随意契約の方法により締結するものにあつては、1件の予定価格の額が100万円を超えるものに限る。）を締結するときは、当該契約に係る事務を執行する前に、次に掲げる事項について知事に届け出ること。（注意点：一般競争入札及び指名競争入札を行う場合は、公告案等を添付すること。）

(1) 事業内容

(2) 履行期間

(3) 契約の方法(一般競争入札、指名競争入札、見積り合わせによる随意契約及び単一業者との随意契約の別)及びその理由

(4) 入札保証金又は契約保証金の要否

(5) 代金支払の方法

(6) その他必要な事項

（契約締結後の届出）

7 補助事業者は、競争により契約を締結した時は、入札結果及び契約書の写しを知事に届け出ること。また、当該契約の内容を変更する場合については、上記3に準じて事前に届け出るとともに、変更契約後、契約書の写しを知事に届け出ること。

(3) 長崎県に対する要望

佐賀県は、上記のとおり、補助事業における契約方法の指針や契約締結前後の届出義務を定め、もって、補助金執行の適正を図るようにしている。

長崎県においても、補助金が県費を支出するものであり、その執行には競争性や透明性、経済性が求められること、平成 30 年度の歳出決算における補助金総額が約 494 億円にも及び県財政に占める割合が小さくないことからすれば、補助事業の契約方法について具体的かつ厳格な指針を示す必要があると考える。

【意見】

県には、補助事業の契約方法について具体的かつ厳格な指針を示すよう検討してもらいたい。

V 総括

第1 令和2年度包括外部監査について

本年度は、「長崎県の補助金事務の執行について」をテーマに監査を実施したが、総じて、適正な事務の執行が行われていると考える。特に、厳しい財政状況のもと限られた予算の中で、できる限り行政目的が達成されるよう、補助事業者との連携を図り、補助事業の保持に努める姿勢が感じられた。

他方、これまで報告してきた問題点の多くは、長年にわたり補助事業を継続する中で、所管課の緊張感が希薄化してきたり、事務手続きが形骸化してきているために生じているのではないかと懸念される。

本監査報告を機に、改めて、長崎県補助金等交付規則や各補助金の交付要綱、実施要綱の趣旨・目的に立ち返っていただき、これまでの事務手続きを見直し、さらなる適正化を図っていただきたい。

第2 平成30年度からの包括外部監査を振り返って

監査人は、平成30年度から包括外部監査に携わってきたが、監査の際には常に、問題点を見つけ指摘するだけでなく、何かしらの解決策を提案できないか模索するよう努めてきた。

平成30年度（テーマ：長崎県の債権管理に関する事務の執行について～未収金を中心に～）では、債権管理条例の制定や債権管理マニュアルの整備、専門部署の創設等を提言し、令和元年度（テーマ：長崎県の委託契約事務の執行について）では、随意契約検討シートの改訂やマニュアルの策定等を提言してきた。

長崎県においては、これらの提言を活かしていただき、令和2年度には、総務部に「債権管理室」が新設されるなど、事務手続きの適正化に取り組んでもらっている。所管課のヒアリングの際にも、監査人や補助者が指摘する問題点、改善策に対し、担当職員が真摯に耳を傾けてくれ、監査を担う者として嬉しく、やりがいを感じさせてもらった。

3年間の監査によって、監査人が提供できたものはわずかであるが、長崎県の取扱事務が刷新を重ね、最少の経費で最大の効果を上げていかれるよう切に願う。

〈添付資料〉

長崎県版 補助事業に係る
消費税仕入税額控除の取扱いの見直し（案）

第1 はじめに

これまで、長崎県においては、補助事業に係る仕入税額控除を次のように取り扱ってきた。

「平成31年度の予算執行について」（平成31年4月1日付31財第1号）

消費税込みで交付申請した補助事業者に対しては、仕入れに係る消費税等相当額の有無・状況を報告させるとともに、その報告においては消費税の確定申告書等の写しを添付させるなどして、適切かつ十分な確認を行うこと。なお、実績報告書を提出する時点において仕入れに係る消費税等相当額が明らかになっていない場合は、その額が確定した時点において報告・確認が必要となるため、翌年度以降にしっかりと引継がなされるよう、適切に管理・対応すること。

しかし、このような取扱いは、県担当者及び補助事業者の認識不足や、補助事業者の確定申告時期が補助事業が終了し精算された後に来ることが多いといった事情から、失念してしまうなどの事態を招いていた。

したがって、今後は、補助事業に係る仕入税額控除の取扱いを見直し、適正な補助事業の執行に努めていく。

第2 見直し方針

1 消費税等相当額を除外した補助金額を交付すること

今後は、原則的な取扱いとして、次の計算方法により補助対象経費から消費税及び地方消費税等相当額（以下「消費税等相当額」という。）を除外した補助金額を算定し、交付決定又は額の確定を行うことにする。

【消費税等相当額を除外する計算方法】

(1) 人件費（労務費）

補助事業者が直接雇用している従業員等の人件費は、課税仕入れとはならないため、消費税等相当額の除外を要しないが、人材派遣等による人件費は課税仕入れとなるため、消費税等相当額を除外する。

(2) 事業費等

ア 事業費等の大半は課税仕入れに当たることから、事業費等の総額に100/110を乗じて補助対象経費を算出し消費税等相当額を除外する。

イ 事業費等に課税仕入れの対象外となる経費が含まれる場合、補助事業者は仕入税額控除の対象外であることを確認した上で、消費税等相当額を除外しないことができる。

(3) 一般管理費

ア 一定割合により算出する場合，（１）及び（２）で算出された消費税等相当額を除外した対象経費に一定割合を乗じることをもって消費税等相当額を除外したものとみなす。

イ 積上げにより積算する場合，（２）と同様に消費税等相当額の除外を検討する。

【計算例（補助率 2 分の 1，一般管理費 10% の場合）】

〈除外前〉

区分	交付申請の金額	補助対象経費	補助金額 (補助率 2 分の 1)
人件費	1,000,000	1,000,000	500,000
事業費	1,100,000	1,100,000	550,000
一般管理費 (10%)	210,000	210,000	105,000
合計	2,310,000	2,310,000	1,155,000

〈除外後〉

区分	交付申請の金額	消費税等相当額を 除外した補助対象経費	補助金額 (補助率 2 分の 1)
人件費	1,000,000	1,000,000	500,000
事業費	1,100,000	1,000,000	500,000
一般管理費 (10%)	210,000	200,000	100,000
合計	2,310,000	2,200,000	1,100,000

2 上記計算での算定額よりも交付決定額や確定額が少額である場合

上記計算により算定した補助金額よりも，実際に交付決定あるいは確定させる額が少額となる場合がある。補助金額が「定額」あるいは「予算の範囲内」などにより定まる場合である。

このように，上記計算により算定した補助金額よりも，実際に交付決定あるいは確定させる額が少額となる場合は，消費税等相当額を除外した額により交付決定又は額の確定を行っているものとして，仕入税額控除の取扱事務（報告・還付）を要しないものとする。

3 補助対象経費から消費税等相当額を除外しないことができる場合

上記計算により，消費税等相当額を除外することは，補助事業者の自己負担額を増加させることとなり，補助事業の遂行に支障をきたす可能性がある。

このため，次の要件に該当する事業者については，各項目に上げる確認事項

を適切に確認，厳守することで，消費税等相当額を含む額で交付決定又は額の確定を行うことができるものとする。

(1) 消費税法第5条の規定により納税義務者とならない者，あるいは，地方公共団体の一般会計

ア 消費税法第5条の規定により納税義務者とならない者

消費税法5条

事業者は，国内において行った課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。第三十条第二項及び第三十二条を除き，以下同じ。）及び特定課税仕入れ（課税仕入れのうち特定仕入れに該当するものをいう。以下同じ。）につき，この法律により，消費税を納める義務がある。

2 外国貨物を保税地域から引き取る者は，課税貨物につき，この法律により，消費税を納める義務がある。

※ 対価性のない収入しかない任意団体や個人等

補助事業者で，消費税の納税義務が生じないケースの多くは，当該任意団体や個人等に，対価性のない収入しかないケースと考えられる。

すなわち，消費税は，国内において事業者が事業として対価を得て行われる取引に課税される。この「対価を得て行われる」とは，資産の譲渡，資産の貸付け及び役務の提供に対して反対給付を受け取ることを言う。

そうすると，単なる贈与や寄附金，補助金，株式の配当金，出資分配金などは，原則として対価を得て行われる取引に当たらず，消費税の課税対象にならない。

会費や入会金も，その団体の業務運営のためのものであれば，一般的に対価性がないため消費税の課税対象にならない。もっとも，セミナーや講座などの会費は，講義や講演といった役務提供の対価であるため課税対象である。

また，個人が受け取る給与・賃金は，雇用契約に基づく労働の対価であり事業性がないため，課税対象とはならない。

このように，補助金事業者が，対価性のない収入（会費，寄附金，補助金，給与・賃金等）しかない任意団体や個人等の場合は，消費税の納税義務がないため，仕入税額控除の取扱事務は不要となる。

【確認事項】

課税期間（個人：暦年，任意団体等：事業年度）の基準期間（個人：その年の前々年，任意団体等：その事業年度の前々事業年度）の収支計算書等

イ 地方公共団体の一般会計であること

消費税法60条6項

第一項の規定により一の法人が行う事業とみなされる国又は地方公共団体の一般会計に係る業務として行う事業については、第三十条から第三十九条までの規定によりその課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除することができる消費税額の合計額は、これらの規定にかかわらず、当該課税標準額に対する消費税額と同額とみなす。

(2) 課税売上高が1,000万円以下であるなど、消費税法9条1項により消費税の納税義務が免除される者

課税期間（個人：暦年，法人：事業年度）の基準期間（個人：その年の前々年，法人：その事業年度の前々事業年度），及び特定期間（個人：前年1月1日～6月30日，法人：原則として直前期の上半期）における課税売上高がいずれも1,000万円以下であり，課税事業者を選択していないこと

ただし，基準期間が1年でない法人の場合，原則として1年相当に換算した金額により判定する。また，新設された法人については，その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の額が1,000万円以上でないこと

【確認事項】

- ① 課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であること
→ 当該期間の消費税等確定申告書（写し）の提出により確認する。
- ② 課税事業者を選択していないこと
→ 交付の条件に盛り込むなどする。
- ③ 県の会計年度と事業年度の相違等により，補助事業年度途中において課税事業者になった場合，交付要綱に基づき仕入れに係る消費税等相当額の報告を行うこと
→ 交付の条件に盛り込むなどする。
- ④ 特定期間における課税売上高が1,000万円を超えないこと
なお，特定期間の場合，課税売上高に代えて給与等支払合計額により判定することができる（消費税法9条の2第3項）。
→ 交付の条件に盛り込むなどする。
- ⑤ 新設された法人については，その事業年度の開始の日における資本金

の額又は出資の額が1,000万円以上でないこと

→ 交付の条件に盛り込むなどする。

(3) 地方公共団体の特別会計，一般（財団/社団）法人，公益（財団/社団）法人，人格のない社団等で，消費税法第60条第4項の特例が適用される者

地方公共団体の特別会計又は消費税法別表3に掲げる法人（一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人，学校法人，社会福祉法人，宗教法人等）に該当すること

【確認事項】

① 補助事業終了後，特定収入割合（特定収入とは，資産の譲渡など対価に該当しない収入のうち，消費税法施行令75条1項各号《特定収入に該当しない収入》に掲げる収入以外の収入をいう。）を証明する計算書類の提出を求めること

→ 補助事業終了後の消費税等確定申告書（写し）（特定収入割合等を算出した計算表が添付される）の提出により確認する。

② 特定収入割合が5%以下になった場合，交付要綱に基づき仕入れに係る消費税等相当額の報告を行うこと

→ 交付の条件に盛り込むなどする。

(4) 消費税簡易課税制度選択届出等を行っており，消費税法37条1項の特例が適用される者

【確認事項】

① 課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下であること

→ 当該期間の消費税等確定申告書（写し）の提出により確認する。

② 消費税簡易課税制度選択届出書が提出されていること

→ 届出書（写し）の提出により確認する。

③ 消費税簡易課税制度選択不適用届出書が提出されていないこと

→ 交付の条件に盛り込むなどする。

④ 県の会計年度と事業年度の相違等により，補助事業年度途中において簡易課税の適用がなくなった場合，交付要綱に基づき仕入れに係る消費税等相当額の報告を行うこと

→ 交付の条件に盛り込むなどする。

(5) 特段の理由により仕入れに係る消費税等相当額の報告・返還を選択する者
補助事業終了後，交付要綱に基づき仕入れに係る消費税等相当額の報告を行うこと

補助事業における消費税仕入税額控除の取扱い

[チェックリスト]

補助事業名	
事業者名	

1 消費税等込みの交付申請か

交付申請の補助対象経費に消費税等は含まれているか？

- YES 2を検討する
- NO 仕入税額控除の取扱事務は不要である。

2 消費税等相当額を除外する計算結果

次の計算で $B > C$ となっているか？

交付申請の 補助対象経費	消費税等相当額を除外 した補助対象経費 (A)	Aに補助率を乗じた 金額 (※1) (B)	交付決定等する 補助金額 (※2) (C)

※1 上限としての補助率が定まっていなければ、Aの金額を記入する。

※2 「補助率」、あるいは、それ以外（「定額」又は「予算の範囲内」など）で決定・確定する補助金額を記入する。

- YES 消費税等相当額を除外した補助金を交付しているものとして、仕入税額控除の取扱事務は不要とする。
- NO 原則：消費税等相当額を除外する。
例外：3－(1)ないし(5)に該当する場合は消費税等相当額を除外しないことができる。

3 - (1) 納税義務者ではない or 地方公共団体の一般会計である

補助金事業者が、	
① 対価性のない収入（会費，寄附金，補助金，給与・賃金等）しかない任意団体や個人等，消費税法5条に基づく納税義務者とならない者	
→ 課税期間（個人：暦年，任意団体等：事業年度）の基準期間（個人：その年の前々年，任意団体等：その事業年度の前々事業年度）の収支計算書等により確認する。	<input type="checkbox"/>
又は	
② 地方公共団体の一般会計である。	

3 - (2) 課税売上高が1,000万円以下であるなど，消費税法9条1項により消費税の納税義務が免除される者

① 課税期間（※1）の基準期間（※2）における課税売上高が1,000万円以下であること	<input type="checkbox"/>
→ 当該期間の消費税等確定申告書（写し）の提出により確認する。	
② 課税事業者を選択していないこと	<input type="checkbox"/>
→ 交付の条件に盛り込むなどする。	
③ 県の会計年度と事業年度の相違等により，補助事業年度途中において課税事業者となった場合，交付要綱に基づき消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと	<input type="checkbox"/>
→ 交付の条件に盛り込むなどする。	
④ 特定期間における課税売上高が1,000万円を超えないこと（※3）	<input type="checkbox"/>
→ 交付の条件に盛り込むなどする。	
⑤ 新設された法人については，その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の額が1,000万円以上でないこと	<input type="checkbox"/>
→ 交付の条件に盛り込むなどする。	

※1 個人事業者：暦年，法人：事業年度

※2 個人事業主：その年の前々年，法人：その事業年度の前々事業年度

※3 なお，特定期間の場合，課税売上高に代えて給与等支払合計額により判定することができる（消費税法9条の2第3項）。

3－（3）地方公共団体，一般（財団/社団）法人，公益（財団/社団）法人，人格のない社団等で，消費税法第 60 条第 4 項の特例が適用される者

① 補助事業終了後，特定収入割合を証明する計算書類の提出をすること	<input type="checkbox"/>
② 特定収入割合が 5 %以下になった場合，交付要綱に基づく消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと → 交付の条件に盛り込むなどする。	<input type="checkbox"/>

3－（4）消費税簡易課税制度選択届出等を行っており，消費税法第 37 条第 1 項の特例が適用される者

① 課税期間の基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下であること → 当該期間の消費税等確定申告書（写し）の提出により確認する。	<input type="checkbox"/>
② 消費税簡易課税制度選択届出書が提出されていること → 届出書（写し）の提出により確認する。	<input type="checkbox"/>
③ 消費税簡易課税制度選択不適用届出書が提出されていないこと → 交付の条件に盛り込むなどする。	<input type="checkbox"/>
④ 県の会計年度と事業年度の相違等により，補助事業年度途中において課税事業者となった場合，交付要綱に基づき消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと → 交付の条件に盛り込むなどする。	<input type="checkbox"/>

3－（5）特段の理由により仕入れに係る消費税等相当額の報告・返還を選択する者

補助事業終了後，交付要綱に基づき仕入れに係る消費税等相当額の報告を行うこと	<input type="checkbox"/>
---------------------------------------	--------------------------